モーターボート国内競技規則

2011年4月1日改正 2008年4月1日制定

000 総則

001 モーターボート競技の国際的統轄

国際モーターボート連盟(以下「UIM」という)は、モーターボート競技を統轄するための規則を制定し、かつ実施する権利を有する唯一の国際的機関であり、また、その実施にあたって生ずる紛争を裁定する最終審の国際裁定機関である。

002 UIM規則

UIMは、前条の権能を行使するため、国際ルールたるUIM規則を制定する。

003 UIM統轄

- 1 UIMは、一国につき唯一の機関を、その国におけるモーターボート競技を統轄する 資格を有する権能者として、公認する。
- 2 UIMに公認された各国の代表機関は、UIM規則を承認し、かつそれによって規制される。
- 3UIMに公認された各国の代表機関は、モーターボート国内競技規則(以下「競技規則」という)を制定し、施行することができる。

004 日本におけるUIM代表機関

日本パワーボート協会(以下「協会」)は、UIMから日本の代表機関として公認され、UIM規則を承認し、国内のモーターボート競技を管理統轄する唯一の権利を有する。

005 国内競技規則の制定

- 1 協会は、UIM規則に準拠した、国内競技規則を制定し、施行する。
- 2 当該競技規則は、協会が公認するモーターボート競技のすべてに適用される。
- 3 当該競技規則は、UIM規則に適合するものであり、かつUIMによって承認されたものでなければならない。
- 4 当該競技規則は、UIMに承認されるまで、暫定的に施行することができる。

5 ジェットスポーツの競技規則は別に定め、ラリー、エコラン、ジムカーナ、タイムトライアル等競技の競技規則は、その都度定める。

006 紛争の裁定

協会は、日本国内におけるモーターボート競技に関するすべての紛争に対し、速 やかに裁定を下すものとする。

007 協会が設ける委員会

- 1 協会は、モーターボート競技の公正、円滑な実施を図るため、次の委員会を置く。
 - (1) モーターボートスポーツ委員会(以下「スポーツ委員会」という)
 - (2) モーターボートテクニカル委員会(以下「テクニカル委員会」という)
- 2 各委員会の組織及び内容等については、別に定める委員会規則に基づくものとする。

008 公認役員

- 1 国内のモーターボート競技会を執行する役員は、公認競技員とする。
- 2 公認競技員の資格、及び登録については、協会が別に定める。

100 通則

101 連盟

- 1 協会は、国内競技規則に基づくモーターボート競技を都道府県または地区単位に 統轄する団体として、各都道府県または地区に1団体に限り連盟を認定するものと する。
- 2 連盟の認定については、協会が別に定める。

102 主催団体

- 1 競技会を主催することのできる団体は、協会、連盟及びその加盟クラブ並びに臨 時団体とする。
- 2 臨時団体とは、原則として連盟の設置されていない都道府県または地区に限り、 協会に申請して承認された団体をいう。

103 開催申請並びに実施報告

- 1 競技会を主催しようとする団体は、第1号様式に定める「モーターボート競技会開催申請書」(以下「開催申請書」という)に実施要領(案)及びその他の必要書類を添えて協会に申請し、承認を得なければならない。
 - (1) クラブは、所属連盟を経由して申請しなければならない。
 - (2) 臨時団体は、連盟が設置されている場合は連盟を経由して、連盟が設置されていない場合は直接申請するものとする。
- 2 主催団体は、開催申請書を少なくとも競技会の3ヶ月前、定例の競技会にあっては 1ヶ月前までに、提出しなければならない。

この場合、新規の競技会にあっては開催申請書の添付書類のうち、実施要領 (案) 以外は、開催日の1ヶ月前までに提出すれば良い。

- 3 協会は、開催申請書の内容を審査し、競技規則に合致していると認めた場合は、 主催団体に承認番号を付した承認書を発行するものとする。
- 4 協会は、申請内容が不適当なときは、修正を指示できるものとし、指示された開催団体はこれに従わなければならない。
- 5 主催団体は、承認を受けた競技会の終了後、速やかに「競技会実施報告書」を協 会に提出しなければならない。

104 主催者賠償

競技会を開催する場合は、主催者賠償責任保険に加入しなければならない。

105 実施要領

- 1 実施要領(案)には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 競技会の名称
 - (2) 主催団体の名称及び住所
 - (3) 競技を実施するシリーズ及びクラス
 - (4) 競技の種類(サーキットレース、耐久レース、スピードトライアル等)
 - (5) 開催期日及び場所
 - (6) コース図 (縮尺コース図)
 - (7) 距離及びスタートの方法
 - (8) 「UIM 規則に基づき行われる」または「国内競技規則に基づき行われる」という文章

- (9) 国内競技規則に従って追加または修正された特別規則等
- (10) 申込み受付期限、申込み先及び方法等
- (11) 参加料の額
- (12) 賞の対象及び内容
- (13) 強制保険の額
- (14) タイムスケジュール
- (15) 練習の可否
- (16) タイムアウト
- (17) 異議申し立ての時間及び場所
- (18) 暫定及び正式結果の発表場所

106 開催の通知

- 1 主催団体は、開催が承認されたら、直ちに実施要領を各連盟に送付しなければならない。
- 2 実施要領には、協会の承認番号を記載しなければならない。
- 3 参加選手に通知後、実施要領を変更する場合は、協会の承認を得た後、参加申し 込み選手に通知しなければならない。
- 4 申し込み選手に通知することが不可能な場合は、選手会議において周知しなければならない。

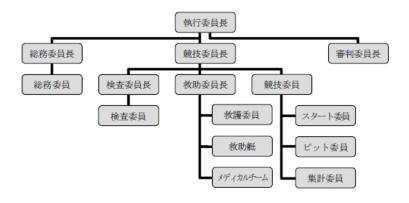
107 承認の取り消し

協会は、主催団体が、開催申請の内容と相違して競技会を開催した時は、競技会終了後でも、その承認を取り消すことができる。

108 競技会の組織及び運営

- 1 主催団体は、執行委員会を設け、競技会を管理運営する。
- 2 執行委員会には、公認競技員を3名以上(1名は登録検査員としても可)配置する ものとする。また競技委員長、審判委員長は公認競技員、検査委員長は登録検査 員の資格保有者なければならない。
- 3 公認競技員を補助する者として、その競技会に限り任命される補助員を配置する ことができる。
- 4 審判委員長及び審判委員は、モーターボート競技に精通した者の中から、主催団 体が指名する。

5 執行委員会の標準的な組織は、次の通りとする。



- 6 各委員の任務は、次の通りとする。
 - (1) 執行委員長
 - ① 競技会の最高執行責任者として競技会々場に常駐し、総括監督をすること。
 - ② 競技会の実施、中止についての最終判断を下すこと。
 - ③ 競技会開始及び終了の宣言をすること。
 - (4) 競技会終了後、競技会実施報告書(第2号様式)を協会に提出すること。
 - (2) 総務委員長
 - ① 執行委員長の命を受け、総務委員、進行委員を指揮すること。
 - ② 競技会の組織を適切に運営すること。
 - (3) 総務委員
 - ① 競技会の管理、運営に関すること。
 - ② 来賓、報道関係者の応接に関すること。
 - ③ 陸上施設の設置及び保全に関すること。
 - ④ 賞品の配分に関すること。
 - ⑤ 選手の受付に関すること。
 - ⑥ 陸上警備に関すること。
 - ⑦他の所掌に属さない業務に関すること。
 - (4) 競技委員長
 - ① 執行委員長の命を受け、競技運営に関する一切を指揮し、レースの適切な運営

を図ること。

- ② レースの一時中断、変更等の判断をすること。
- ③ 審判委員長が裁定した異議申し立て、又は失格及び出場停止等を通知すること。
- (5) 進行委員
- ① タイムスケジュールを作成し、選手、関係者を指揮すること。
- ② 競技委員と連絡を取り、選手、関係者に情報を提供すること。
- (6) 競技委員
- ① 競技艇及び選手の検査に関すること。
- ② レースの開始及び終了の合図をすること。
- ③ レースタイム及び周回を記録すること。
- ④ レースを監視すること。
- ⑤ レースの状況及び成績を競技委員長を通じて、審判委員長に報告すること。
- ⑥ 公式成績書を作成すること。
- ⑦ 審判委員長の決裁を受けた成績を告示すること。
- ⑧ 水上施設の設置及び保全に関すること。
- ⑨ 救助及び水上警備に関すること。
- (7) 審判委員長
- (1) 競技委員が審査したレースの状況及び成績を認定すること。
- ② 公式に申し立てられた異議申し立てを聴聞し、裁定すること。
- ③ 失格及び出場停止等を裁定すること。
- (8) 救護委員
- ① 救助体制の整備に関すること。
- ② 緊急時の搬入病院を把握すること。
- ③ 救助マニュアルを作成すること。
- 4 救助訓練の実施に関すること。
- ⑤ 事故報告書を作成すること。
- 7 執行委員会組織のうち、総務委員長を含む総務関係者、救助委員、スタート係及び ピット係の者は、当該競技会に選手として出場できる。

109 救助体制

1 主催団体は、救助艇を配置しなければならない。ただし、強化コックピット艇、 またはキャノピー艇が出場する競技会には、ダイバー同乗の救助艇を配置しなけ ればならない。

- 2 救助艇には、信号旗、無線機、消火器、曳航ロープ、及びボートフック等を備えなければならない。
- 3 救助艇ドライバーは、レースに精通した者でなければならない。
- 4 救助艇には、水中で救助できる者を1名以上乗艇させなければならない。
- 5 救助艇は、練習及びレース中、競技艇の妨害とならない限り、できるだけコース に近づいて待機していなければならない。
- 6 主催団体は、メディカルチーム(医師を含む)及び搬送用車両を配置しなければ ならない。
- 7 主催団体は、大会期間中の応需病院を把握しておかなければならない。

110 用語の定義

- 1 用語の定義は、次の通りとする。
 - (1) レースとは、競技をいう。
 - (2) コースとは、競技を行うための水面をいう。
 - (3) コースマークとは、レースを行うために、特別に設置されたブイ等をいう。
 - (4) ターンマークとは、競技の旋回用として特に指定されたブイ等をいう。
 - (5) サーキットとは、コースマークによって閉鎖された競技用周回コースをいう。
 - (6) ラップとは、コースの1周をいう。
 - (7) ヒートとは、数連戦で行われる各レースをいう。
 - (8) 純正品とは、当該メーカーが発行した、当該機種のスペアーパーツカタログに掲載され、市販されているものをいう。
 - (9) 社外品とは、純正品以外の部品をいう。
 - (10) エキスパートクラスとは、F3000 クラスをいう。
 - (11) 規定周回数とは、サーキットレース、及びヒートレースにおける定められた 周回数をいう。
 - (12) 義務周回数とは、順位付けされる周回数をいう。
 - (13) レース成立周回数とは、周回数が定められているレースにおけるレース成立 となる周回数をいう。
 - (14) タイムアウトとは、ゴールしなければならない時間、またはチェッカーを受けられる時間を経過した状態をいう。
 - (15) 競技における簡略記号
 - ① DNR (Did Not Race) : レースを欠場したことをいう。
 - ② DNS (Did Not Start) : スタートしなかったことをいう。

③ DNF (Did Not Finish) : ゴールしなかったことをいう。

④ DNQ (Did Not Qualify) : 失格したことをいう。

(5) SUS (Suspended) : 出場停止をいう。

200 レーシングライセンス及び計測証明書

201 国内レーシングライセンス

- 1 国内レーシングライセンスは、協会が別に定めるレーシングライセンス発給規則に基づき発給される。
- 2 種類は、レーシングクラス、スポーツクラスの2種類とする。
- 3 協会は、理由を公表せずに国内レーシングライセンスの発給を停止することができる。ただし、この場合、各連盟に通知するものとする。
- 4 国内レーシングライセンスの有効期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 5 協会は、非承認競技会に参加または関与した者に、704-5または6のペナルティー を適用し、国内レーシングライセンスを保管する。

202 国際レーシングライセンス

- 1 国際レーシングライセンスは、協会が別に定めるレーシングライセンス発給規則に基づき発給される。
- 2 国際レーシングライセンスは、国内レーシングライセンスを取得後1年以上経過した者であって、国内においてレースに出場した経験がなければならない。
- 3 国際レーシングライセンスの有効期間は、登録または更新した年の翌年の3月31 日までとする。
- 4 協会は、UIMまたは各国代表機関が承認しない競技会に参加または関与した者に、 704-5または6のペナルティーを適用し、国際レーシングライセンスを保管する。

203 国外競技会の参加

- 1 国外において開催される競技会に参加する者は、国際レーシングライセンスを受給していなければならない。
- 2 国外において開催された競技会に参加した者は、プログラム等を後日、協会に提しなければならない。
- 3 世界選手権大会等に参加するときは、事前に協会の承諾を得なければならない。

250 計測証明書

- 1 計測証明書とは、競技艇に対して発給される証明書をいう。
- 2 計測証明書は、協会が別に定める計測証明書発給規則に基づき、発給される。

300 競技会参加

301 参加の要件

- 1 参加選手は、国内R/L (スポーツクラスにあってはスポーツライセンス) を受有 していなければならない。ただし、国内R/Lの新規取得者で、R/L発給規則103 の試験合格後1ヶ月を経過していない者は、競技会に参加できない。
 - なお、日本国内に居住する者は、外国のライセンスで日本国内の競技会に参加 することはできない。
- 2 参加選手は、レース水域に応じた小型船舶操縦の資格を有しなければならない。
- 3 競技艇は、計測証明書を受有していなければならない。(スポーツクラスを除く)
- 4 競技艇は、計測証明書発給規則に定める登録シールが貼付されていなければならない。
- 5 競技艇は、モーターボート(パワーボート)総合保険(競技中及び練習中に有効なもの)に加入していなければならない。なお、搭乗者傷害担保保険の1名あたりの保険金額は1,000万円以上で、賠償責任保険(対第三者用)の保険金額は1億円以上とする。

また、保険内容については、加入する者の責任とする。

6 エキスパートクラス (F3000クラス) に出場する者は、エキスパート登録規則に 定めるエキスパート登録をしていなければならない。

302 参加申し込み

- 1 参加申し込みは、所定の参加申込用紙によらなければならない。
- 2 参加申し込みは、期限までに申込み先に到着したものに限り有効とする。
- 3 参加申し込みは、参加料の納入をもって成立し、一旦納入された参加料は返金されない。

303 競技会当日の参加受付

- 1 参加選手は、定められた時間までに、受付を終了しなければならない。
- 2 メディカルチームによるメディカルチェックを受けなければならない。
- 3 受付の際には、次の書類を提示しなければならない。
 - (1) 小型船舶操縦免許
 - (2) 国内レーシング(スポーツ) ライセンスカード
 - (3) JCI 船舶検査証書及び手帳
 - (4) 計測証明書 (スポーツクラスを除く)
 - (5) モーターボート (パワーボート) 総合保険証書または写し
 - (6) 出場に関する誓約書
 - (7) メディカルチェックリスト

304 選手会議

- 1 参加選手は、選手会議に出席しなければならない。
- 2 選手会議を欠席した場合は、出場を認めない。

305 参加の禁止

- 1 執行委員会は、健康上疑問のある者に対し、強制的にメディカルチェックを受け させることができる。その結果、競技会参加に不適当と判定された場合は、参加 を認めない。
- 2 酒気を帯びたり、飲酒している者は、参加を認めない。

306 損害賠償

全ての参加者は、競技会における人身事故及び物品の損害について、主催団体及 び全ての参加者に故意または過失を除いて損害を請求することはできないものと する。

307 肖像権

参加選手、関係者及び競技艇の肖像権は、協会及び主催団体が留保する。

400 安全対策

401 安全対策の遵守

選手は、大会及び練習期間中、この安全対策を必ず遵守しなければならない。

402 救助の義務

選手は、レース中であっても、危険にさらされている選手または競技艇に対して、 救助艇が付近にいない場合は、直ちに安全を確認して救助活動を行わなければな らない。

403 ライフジャケット

1 選手は、身体に適合した競技用ライフジャケットで落水時に認識されやすいよう 目立つ色のタイプを着用していなければならない。

2 ハイドロクラス

- (1) 固定浮力は、体重 60kg 未満の者が使用する場合は 7.5kg 以上、体重 60kg 以上の者が使用する場合は 9kg 以上であること。
- (2) 意識を失った場合、水面上で顔を上にして浮上できるものであること。
- (3) 中 38mm 以上、強度 1,000kg 以上の股ベルト及び肩ベルト、または股ベルト及び胴ベルトが付いていること。
- (4) 防炎素材で製作されていること。
- (5) 背中に、防護プレートが付いていること。
- (6) 縁が丸く、ヘルメットの下端より上に広がっており、かつ、180 度以上広がっていないエリがついていること。
- (7) 膨張式でないこと。
- 3 F550クラス

ハイドロクラスに準じたタイプの使用を推奨する。

- 4 オフショアシリーズ (キャノピー非装備艇)
 - (1) 固定浮力は、9kg 以上であること。
 - (2) 意識を失った場合、水面上で顔を上にして浮上できるものであること。
 - (3) 中 38mm 以上、強度 500kg 以上の股ベルト及び肩ベルト、または股ベルト及び 胴ベルトが付いていること。
 - (4) 防炎素材で製作されていること。
 - (5) 背中は、衝突防護材で覆ってあること。
 - (6) エリが付いていること。
 - (7) 膨張式でないこと。
- 5 オフショアシリーズ (キャノピー装備艇)

- (1) 非膨張式
- ① 浮力(吸水性のない素材)を有していること。
- ② 肩ベルト及び股ベルトが付いていること。
- (2) 膨張式
- 6 アウトボードクラス (強化コックピット装備艇)
 - (1) 固定浮力は、4.5kg 以上あること。
 - (2) 肩ベルト及び股ベルトが付いていること。
 - (3) カプセル用のものを推奨する。
- 7 ライフジャケットの効力については、使用する者の責任とする。

404 ヘルメット

- 1 選手は、身体に適合した競技用ヘルメットを着用していなければならない。
- 2 レースでは、次の場合、ヘルメットを一時的に取り外すことができるものとする。
 - (1) 曳航中
 - (2) パレード走行中(主催団体の先導艇が誘導している場合に限る。)
 - (3) 修理中
 - (4) デッドスローでピットに戻るとき
- 3 ヘルメットの効力については、使用する者の責任とする。
- 4 ヘルメットの色は、表面の80%以上がオレンジ色であること。

405 服装等

- 1 選手は、長袖・長ズボンを着用しなければならない。
- 2 服装は、防炎素材で製作されたものを推奨する。
- 3 ガラス製のゴーグルは、使用してはならない。
- 4 メガネ・サングラスは、ガラス製以外のものを使用しなければならない。
- 5 強化コックピットまたはキャノピーが付いていない競技艇で参加する選手は、ケ ブラースーツの着用を推奨する。
- 6 ハイドロシリーズについては、ケブラースーツを着用しなければならない。

406 ダンクテスト

1 シートベルトを装着してレースに参加する者は、協会の指定するダンクテストを 受けなければならない。なお、上記以外のドライバーであっても、ダンクテスト を体験することを推奨する。ダンクテストの有効期間は2年とする。

- 2 協会は、ダンクテストを受けた者に対し、証明書を発給する。
- 3 ダンクテストにはスポーツ委員または協会役員が立ち会わなければならない。

407 その他

陸上で機関を始動するときは、プロペラを外すか、プロペラガードを取り付けて 行わなければならない。ただし、スタートのために一時的に始動させるときは除く。

500 競技

501 競技の種類

502 サーキットレース

- 1 規定された周回数をサーキットで競う競技をいう。
- 21周のコースの長さは、次を標準とする。
- (1) OSY400 クラス 1,000m 以上
- (2) その他のクラス 1.500m 以上
- 3 スタート方法は、フライングスタート、またはジェッティスタートとする。
- 4 コース上で転覆、落水事故があった時、レースは自動的に中止となる。
- 5 コース上にエンスト艇があり、危険な場合はレースを中止する。
- 6 レース中、修理に限りピットインすることができる。 レースへ復帰する時は、定められたマークを旋回し、アウト側からコースに進入 しなければならない。違反艇は、1ラップ減とする。

503 耐久レース

- 1 耐久レースの種類
 - (1) 規定された時間内に、走行した周回数を競う競技をいう。
 - (2) 規定された周回数を、走行した時間で競う競技をいう。
 - (3) 規定された距離を、走行した時間で競う競技をいう。
 - (4) 規定された時間内に、走行した距離を競う競技をいう。
- 2 規定された時間とは、原則として30分以上とする。
- 3 スタート方法は、フライングスタート、ジェッティスタート及びローリングスタートとする。

- 4 チェッカーフラッグを振り降ろす時は、次のいずれかとする。
 - (1) 規定された時間後、ゴールラインを通過した先頭艇からとする。
 - (2) 規定された時間後、最初にゴールラインを通過した競技艇からとする。
- 5 レース中、修理に限りピットインすることができる。 レースへ復帰する時は、定められたマークを旋回し、アウト側からコースに進入 しなければならない。違反艇は、1ラップ減とする。

504 スピードトライアル

スピードトライアル競技の詳細については、スピードトライアル競技細則を参照

505 スタート方法

506 フライングスタート

- 1 フライングスタートにおける最大出走隻数は、14隻以内とする。
- 2 スタートラインから、最初のターンマークまでの距離は、300m以上を標準とする。
- 3 大時計
 - (1) スタートは、スタート用大時計(以下「大時計」という)を正式な信号とす る。
 - (2) 大時計は、原則として直径 2m 以上の文字盤に電気により 60 秒で 1 周する秒針を備えたものとする。
 - (3) 大時計は、スタートラインの 3~4m 手前で、水面から 5m 以内の高さに設置するものとする。

4 タイムディスク

- (1) 大時計を補足するため、タイムディスク等を用いるものとする。
- (2) タイムディスクは、大時計の上部または側面で選手から見易いところに設置するものとする。
- (3) タイムディスクは、5個のディスクから構成されたものとする。
- (4) タイムディスクの直径は、40cm以上とし、表面は白またはオレンジ色で、裏面は黒色が好ましい。
- (5) タイムディスクは、補助的手段として、ピットにも備えることが好ましい。
- 5 セーフティゾーン
 - (1) スタートラインの 150m 手前に、セーフティゾーン入口の表示物を設置するものとする。

- (2) セーフティゾーンに入った競技艇は、失格とする。ただし、スタートする時は除く。
- (3) セーフティゾーンにおいては、スタートラインに直角に航走しなければならない。違反艇は出場を停止する。ただし障害物を避ける場合は除く。

6 フライング

- (1) 定められたスタート時刻以前にスタートラインを通過した競技艇はフライン グとし、失格とする。
- (2) フライングの判定は、ポラロイドカメラまたは VTR によって行うものとし、 複数の競技委員により判定するものとする。
- (3) フライングした全ての競技艇を確認した場合は、レースを続行する。
- (4) フライングした全ての競技艇が、確認できなかった場合は、再スタートを行う。ただし、フライングした先頭艇は、失格とする。

7 スタート要領

- (1) スタート要領は、次の順序で行うものとする。
 - (1)5分前に、5個のディスクの表面を表示する。
 - ②4分前にディスク「5」を裏返す。
 - (33分前にディスク「4」を裏返す。
 - (4)2 分前にディスク「3」を裏返す。
 - (5)1 分前にディスク「2」を裏返すと同時に、大時計を作動させる。
 - ⑥正スタート時刻は、大時計がゼロ(12時の位置)になったときとする。
- (2) ピットアウトすることができる時間は、スタート5分前から1分前までの間とする。
- (3) 大時計の始動後にピットアウトした競技艇は、出場停止とする。
- (4) ピットアウト後、エンジンが停止した競技艇は、先頭艇が定められたターンマークに達するまではスタートできるものとする。

507 ジェッティスタート

- 1 スタート位置から最初のターンマークまでの距離は、300m以上を標準とする。
- 2 スタート信号
 - (1) 信号は、ランプまたは旗等を使用すること。
 - (2) 信号は、参加選手の前方の見易い所に設置すること。
 - (3) スタートの信号とエンジン停止の信号は、異なるものを使用すること。
- 3 スタート要領 (F3000 クラスは除く)

- (1) スタート3分前から30秒前まで、エンジンのウォーミングアップを行うことができる。
- (2) スタート30秒前にエンジンを停止する。
- (3) スタート合図以降にエンジンを始動させ、スタートする。
- 4 スタート合図前にエンジンを始動させたときは、1 ラップ減とする。
- 5 エキスパート登録して、初めてF3000クラスのレースに出場する場合、初戦 における当該競技会の全てのスタートについて、5秒遅れとする。その他のクラス の場合、後方からのスタートが望ましい。
- 6 スターティンググリッド
 - (1) スターティンググリッドは、次のいずれかを基本とする。
 - ①タイムトライアル結果
 - ②年間シリーズのランキング順
 - 3抽選
 - (2) 2 ヒート目以降は、前レースの成績順とする。
 - (3) 新人に着いては主催者が指定する。

7 出遅れ

- (1) トップ艇が指定されたマークに達した後は、指定された出遅れブイをまわって スタートしなければならない。
- (2) 違反艇にはペナルティーを科す。

508 ローリングスタート

- 1ペースボートが、誘導するスタート方法をいう。
- 2 ペースボートは、競技艇から見易く、かつ高速のものが好ましい。
- 3 スタート要領
 - (1) 定められた時刻以降に、エンジンを始動する。
 - (2) 定められた時刻以降に、ピットアウトし、待機水面で待機する。
 - (3) ペースボートからの合図により、ペースボートの後方に従って、スタートゾーンまたはスタートラインに向かう。
 - (4) ペースボートの合図以降、またはペースボートがスタートラインを通過時以降に、スタートする。
- 4 ペースボートからのスタート合図時、またはペースボートがスタートラインを通 過時に競技艇の船首がペースボートの船尾より前にある場合は、フライングとし、 1ラップ減とする。

509 ヒートレース

- 1 各ヒートで使用する競技艇は、同一のものでなければならない。
- 2 機関または部品を交換する場合は、検査員が立会わなければならない。
- 3 エンジンを交換しても良い。ただし予備機として登録されていなければならない。
- 4 レースの編成
 - (1) 参加競技艇が多い場合は、数組のグループに分けてレースを行うことができる。

5 順位の決定

- (1) グループ分けをした時の各ヒートの順位は、各グループごとの順位によるか、 または全選手のタイムにより決定することができる。
- (2) 4 ヒート行い、ベスト3 ヒートの成績により決定することを推奨する。
- (3) トップ艇がゴールしてから定められた時間内に義務周回数 (トップ艇の1/2) 以上を周回した順位により決定する。

6 採点方法

順位による得点は、次の通りとする。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
ポイント	400点	300点	225点	169点	127点	95点	71点	53点	40点	30点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
ポイント	22点	17点	13点	9点	7点	5点	4点	3点	2点	1点

7 総合順位の決定

- (1) 各ヒートで得た得点の合計により、総合順位を決定する。
- (2) 天候等の事象により全てのヒートが成立しなかった場合は、1ヒートであって もスタートしたレースの成績により順位を決定することができる。
- 8 同点の場合の順位決定方法
 - (1) 全ヒートとも規定周回数を完了した場合
 - ① 最も速いタイムの選手を勝者とする。
 - ② 前項を適用しても、なお同点の場合の時は、最も速いラップタイムの選手を 勝者とする。この場合、どのヒートのラップタイムを採用しても良い。
 - ③ 早期に高得点を得た者
 - (2) 短縮されたヒートがある場合

最も速いラップタイムの選手を勝者とする。この場合、どのヒートのラップタイムを採用しても良い。

510 予選レース

- 1 参加競技艇が多い場合は、予選レースを行うことができる。
- 2 決勝戦選出にあたっては、敗者復活戦を行うこと。
- 3 決勝戦の選出方法

例えば、エントリーが42隻、決勝戦進出が24隻の場合は、次の通りとする。

- (1) 2 グループに分け、予選レースを行う。
- (2) 各予選レースの上位9隻、計18隻を選ぶ。
- (3) 各予選レースの下位12隻、計24隻で敗者復活戦を行い、上位6隻を選ぶ。
- (4) 予選レースの上位 18 隻及び敗者復活戦の上位 6 隻で決勝戦を行う。

511 ゴール

- 1 ゴールは、競技艇の船首がゴールラインを通過した時とする。
- 2 トップ艇がゴールした後、定められた時間内にゴールできない艇は、トップ艇が ゴールした時点の周回数とする。
- 3 1 艇だけがスタートし、ゴールした場合でも、順位が付けられる。
- 4 義務周回数、時間及び距離が定められている場合は、義務周回数等を満たした選手は、順位が付けられる。
- 5 規定周回数を完走したトップ艇からチェッカーフラッグを振り始め、後続艇は順次ゴールインとする。
- 6 ゴールした艇は、定められたターンマークを旋回し、スピードダウンして全艇ゴール後ピットへ帰投する。

512 レース中止

- 1 スタート後において、次の理由によりレースを中止することができるものとする。
 - (1) 天候が悪化した時
 - (2) 重大な事象が生じた時
 - (3) 転覆、落水があった場合は、自動的にレースを中止する。
- 2 レースを中止する時は、赤旗を掲示する。

513 レース成立

- 1 中止の表示がされた時点で、トップ艇がレース成立周回数(規定周回数の2/3) 以上の周回を航走している時は、レースは成立する。ただし、ハイドロクラスは 規定周回数の1/2とする。
- 2 中止の表示がされた時点で、トップ艇が定められたレース成立周回数を航走して いない時は、再レースを行うことができるものとする。
- 3 中止した時、レースが成立している場合はゴールラインで赤旗とチェッカーフラッグを掲示する。
- 4 天候が悪化した場合等により、再レースが不可能な場合は、レースは成立することができる。

514 再スタート

- 1 再スタートは、1 レースに付き1回を標準とする。
- 2 再スタートのスターティンググリッドは、中止したレースのスターティンググリッドとする。ただし、規定された周回数以上走行した場合は、1周前の着順でグリッドを決定する。
- 3 中止したレースにおいて次の各項に該当した艇は、再レースに出場することができない。
 - (1) 失格以上のペナルティーを科せられた艇
 - (2) レース中止の原因艇
 - (3) スターティングピットに入っていなかった艇 (新規の艇)
 - (4) 曳航された艇。ただし強制排除を除く。
- 4 フライング艇を確認できなかった場合、暫定的にスタートし、確認後失格させる ことができる。
- 5 燃料補給は認められる。

515 レース成績の掲示

- 1 暫定成績は、競技終了後、掲示時刻を記入のうえ、審判委員長が署名して、速やかに定められた場所に掲示するものとする。
- 2 暫定成績は、定められた時間経過後、正式成績として取り扱うものとする。

516 コースマーク・ターンマーク

- 1 コースマークは、選手から見易いものでなければならない。
- 2 ブイを使用する場合は、ゴムまたは類似した材質のものでなければならない。

- 3 スタートライン、ゴールラインの表示物は白黒のチェッカー模様のブイ等とする。
- 4 セーフティゾーン入口の表示は、赤白のチェッカー模様のブイ等とする。
- 5 ターンマークは、直径 70cm×高さ 70cm 以上のものとする。

517 旗信号

- 1 赤 旗 レースを中止してピットに戻れ。コース上に重大な障害あり。
- 2 黄 旗 振られていない場合は、周囲に注意して走行せよ。 振られている場合は、救助中、または重大な障害あり。 特に注意して走行せよ。
- 3 黒 旗 ピットを離れてはならない。
- 4 チェッカー旗 ゴール

518 シリーズポイント

1 ポイント

年間シリーズ戦として実施する場合のシリーズポイントは、下記のポイントとする。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
ポイント	20p	17p	15p	13p	11p	10p	9p	8p
順位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位	16位
ポイント	7р	6р	5p	4 p	3р	2p	1p	0р

2 エントリーポイント

出走前検査に合格した選手には、エントリーポイントとして1pが与えられる。 ただし、上記ポイントを得た場合を除く。

- 3 同ポイントの場合は、次により、順位を決定する。
 - (1) 高ポイントの多い者
 - (2) 出場回数の多い者
 - (3) 早期に高ポイントを獲得した者
- 4 レースポイントについて

サーキットレース、耐久レース等、レース成立周回数を満たさずに中止、成立した場合はハーフポイントとする。ただし、ヒートレースを除く。

519 全日本選手権シリーズ戦

1 当該年度の全日本選手権シリーズ戦として認定されるクラスは、1戦あたりの参加 隻数が5隻以上で、かつ3戦以上実施されなければならない。

- 2 順位は、シリーズポイントの規定により決定する。
- 3 協会は、トータルポイントが1位の者に認定書を授与する。
- 4 協会は、対象とするクラスを前年度中に決定する。

600 航法

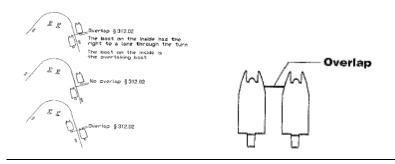
601 航法

- 1 他艇に接触したり、または極度に接近することにより航走の安全を妨害してはな らない。ただし、やむを得ない場合は除く。
- 2 障害物に接近し、進路を変えなければならない時は、他艇の安全を害さないよう に航走しなければならない。
- 3 ターンマークを左に見て旋回しなければならない。ただし、別に定められている場合は除く。
- 4 ターンマークに接触、または内側を旋回した場合は、1ラップ減とする。ただし、 回り直した場合は、失格とする。
- 5 並走している時は、他艇の側に転舵してはならない。ただし、やむを得ない場合は除く。
- 6 追越しをする艇は、並走状態が続く限り、追越される艇の進路を妨げてはならない。ただし、周回遅れの艇は、追越そうとする艇に進路を譲らなければならない。
- 7 並走してターンマークを回る時は、外側の艇は内側の艇に、安全な余地を与えなければならない。
- 8 外側艇が内側艇を圧迫したため、内側艇がターンマークに接触、または内側を旋回した場合は、外側艇は失格、内側艇は1ラップ減とする。
- 9 ゴールした艇は、緩やかに減速し、定められたマークを旋回後、ピットに帰る ものとする。
- 10 レース初心者は、無理をせず、後方からスタートするように心掛けること。
- 11 スタートした艇は、最初のターンマークまで進路を保たなければならない。

602 オーバーラップ

- 1 確立の定義
- (1) 2艇が同じコース、またはほとんど同じコースにあるときにのみ、オーバーラップは確立する。

- (2) 内側から追いついた場合 後続艇のコックピットが先行艇のコックピットに到達したとき。
- (3) 外側から追いついた場合 後続艇が先行艇を圧迫、接触せずに進路変更できる程度追い抜いたとき。
- 2 オーバーラップが確立した場合、次の規則が適用される。
- (1) 先行艇には、オーバーラップが確立するまで、進路の優先権がある。
- (2)オーバーラップの際の安全は後続艇が確保しなければならない。
- (3) 追いつかれた艇は追いつく艇に進路を与えなければならない。
- (4) 先行艇が、ブイを旋回するためにコース変更を始めた後は、オーバーラップは 確立されない。



650 開催の中止等

651 開催の中止

- 1 執行委員会は、次の理由により開催を中止する事ができるものとする。
 - (1) 天候の悪化が予想される時
 - (2) 重大な事象が生じた時
 - (3) 参加申込み数が満たない時
- 2 開催を中止した時は、速やかに協会、出場選手及び執行委員に通知するものとする。
- 3 中止した競技会は、延期して開催できるものとする。
- 4 延期した競技会には、新規の選手及び競技艇は参加できるものとする。

652 レースの一部取り消し

- 1 執行委員会は、次の理由によりレースの一部を取り消す事ができるものとする。
 - (1) 天候の悪化
 - (2) 重大な事象が生じた時
 - (3) 参加選手数が満たない時
- 2 レースの一部を取り消した時は、速やかに出場選手及び執行委員に通知するもの とする。
- 3 取り消したレースだけで、延期して開催することができるものとする。

653 予定スタート時間の変更

- 1 執行委員会は、次の理由によりスタート予定時間を変更することができるものとする。
 - (1) 天候の悪化
 - (2) 重大な事象が生じた時
- 2 スタート予定時間を決定したら、速やかに出場選手及び執行委員に通知するもの とする。

654 スタート後の中止

- 1 競技委員長は、スタート後において、次の理由によりレースを中止することができるものとする。
 - (1) 天候が悪化した時
 - (2) 重大な事象が生じた時
- 2 中止の表示がされた時点で、トップ艇が別に定められたレース成立周回数、時間 及び距離を航走している時は、航走位置により順位を決定することができるもの とする。
- 3 中止の表示がされた時点で、トップ艇が定められたレース成立周回数、時間及び 距離を航走していない時は、再レースを行う事ができるものとする。
- 4 再レースを行う時はスタート予定時間を決定し、出場選手及び執行委員に速やかに通知するものとする。
- 5 再レースのスタート方法は514の規定に基づくものとする。

655 周回数の短縮等

1 執行委員会は、スタート前、またはレース中に次の理由により、周回数、時間及び距離を短縮できるものとする。

- (1) 天候が悪化した時
- (2) 重大な事象が生じた時
- 2 周回数、時間及び距離を短縮した時は、スタート前は出場選手及び執行委員に、 スタート後は執行委員に速やかに周知するものとする。

700 異議及びペナルティー

701 自動的ペナルティー

執行委員によって看守された違反行為は、その理由を問わず、直ちにペナルティーの対象となる。

702 異議申し立て

- 1 参加選手は、自己の参加したレースのみ、異議申し立てができる。
- 2 一度申し立てた異議を取り消すことはできない。
- 3 フライングの判定に対しては、異議申し立てをすることはできない。
- 4 異議申し立ての時期は、次の通りとする。
 - (1) 参加申込み及び検査については、レース開始前までに行わなければならない。
 - (2) 成績、艇体及び機関に関する異議申し立ては、正式結果の確定までに行わなければならない。
- 5 異議申し立ては、時間までに定められた異議申し立て料を添えて、文書で審判委 員長に提出するものとする。
- 6 異議が正当と裁定されたときは、異議申し立て料は、返却される。

703 裁定

- 1 異議及び紛争に関する裁定は、協会、または審判委員長によって行われる。
- 2 協会は、スポーツ委員会の答申を受け、次の裁定を行うことができる。
 - (1) 審判委員長の裁定に対する異議申し立て
 - (2) モーターボート競技規則に対する異議申し立て
- 3 審判委員長は、成績に関する異議申し立てについては、ただちに裁定しなければ ならない。
- 4 次の者は、本人または当該関係者の裁定に介入できないものとする。
 - (1) 執行委員会委員
 - (2) スポーツ委員会委員

- (3) テクニカル委員会委員
- 5 裁定は、スポーツ委員会の答申を得て結審する。
- 6 協会は、異議申し立てがあったときは、当事者に通知し、両者の意見を聴取のう え裁定し、結審に関しては文書をもって両者に通知するものとする。

704 ペナルティーの種類と内容

- 11ラップ減
 - (1) ターンマークに接触、または内側を旋回した場合
 - (2) 外側艇が内側艇を圧迫したため、内側艇がターンマークに接触、または内側 を旋回した場合の内側艇
 - (3) ジェッティ・スタート時のフライング艇
- 2 減点

審判委員長が、競技規則または実施要領に違反した者に科す。

3 イエローカード

審判委員長が、執行委員会委員の指示に反する行為、または危険な航法をした者に発行する。なお、当該競技会において、イエローカードを2枚交付された者は、 出場停止処分とする。

4 失格

- (1) 非常に危険な航法をした者
- (2) ターンマーク周辺での危険走行
- (3) 外側艇が内側艇を圧迫したため、内側艇がターンマークに接触、または内側 を旋回した場合の外側艇
- (4) 旗信号無視
- (5) レース中にカウリング・防水カバー等が脱落し、他艇に危険を与えた場合や レースに支障が生じた場合。(クラッシュバウを除く)
- (6) 艇番が剥げ落ちたり、脱落した艇
- (7) 消音器全体あるいは一部が消失した時、または消音効果が減少した艇
- (8) 出走後検査を拒否した場合、または検査の結果、違反のあった艇
- (9) フライングスタートにおけるスタート時以外にセーフティゾーンに入った艇
- (10) フライングスタートにおけるフライング艇
- (11) 上記以外の国内競技規則、または実施要領に反する行為 失格の適用を受けた者は、そのヒートまたはレースの順位は無効となり、得 点は0点とする。

5 出場停止

- (1) 大時計の始動後にピットアウトした艇
- (2) スタート時、セーフティゾーンにおいて斜行、または進路変更をした艇
- (3) イエローカードを2枚交付された者
- (4) 上記以外の国内競技規則、または実施要領に反する行為 審判委員長が、競技規則または実施要領に故意に違反した者に科す。出場停止の適用を受けた者は、当該競技会に参加したことになるが、以降の当該競技会の出場、及び当該競技会の得点、受賞資格を失う。

6 長期出場停止

- (1) 協会が、重大な道徳に反する行為をした者、またはクラブに対して科す。
- (2) 出場停止の期間は、いかなるレースにも参加できない。
- (3) レーシングライセンス保有者は、協会にレーシングライセンスが保管される。

7 除籍

協会が、極度に重大な道徳に反する行為をした者に対して科す。除籍は恒久的、 かつ国際的な処分とする。

8 競技委員長及び審判委員長は、上記以外にも国内競技規則、または実施要領に反 する行為に対して、ペナルティーを科すことができる。

800 競技艇

801 艇体

1 登録シール

計測証明書発給規則に定める登録シールが貼付されていなければならない。

- 2 艇体の測定は、次の通りとする。
 - (1) 測定は、陸上で行うものとする。
 - (2) 全長は、船首と船尾の両端の垂直線間とする。ただし、船外機艇は、船首からトランサムまでとする。
 - (3) 全長には、防舷材、トリムタブ、フラップ、アウトドライブ、舵等を含まないものとする。
 - (4) 全巾は、艇体の最も広い個所とする。

802 スロットル

- 1 手又は足を離した時、自動的にアイドリング状態に戻るものでなければならない。
- 2 ブロッキング (固定) 装置の使用は認めない。ただし、耐久レースで2名以上の選手が乗艇する場合は除く。

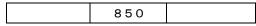
803 セーフティスイッチ

- 1 セーフティスイッチを付けなければならない。
- 2 セーフティスイッチは、どの方向から作動させても、機関が即座に停止するものでなければならない。
- 3 乗艇中は、セーフティスイッチのケーブルを操縦者の体に付けていなければならない。ただし、シートベルト付き艇は除く。
- 4 セーフティスイッチのケーブルの長さは、操船の妨げにならない最低の長さとする。
- 5 電磁ポンプ式の機関は艇体外部に絶縁スイッチを取り付けなければならない。
- 6 キャノピーを装備していない競技艇は、セーフティスイッチのケーブルを選手の 体につけていなければならない。
- 7 効力については、使用する者の責任とする。

804 艇番

- 1 艇体にはクラス毎に設定されたゼッケン番号を記入しなければならない。
 - (1) クラス毎に年間成績順で翌年度の1番から3番まで番号を付与する。
 - (2) ゼッケン番号の有効期限は1年度とする。
 - (3) 新規、継続使用者の利用可能な番号はクラス毎に設定する。
 - (4) 混走するクラスについては、下表のとおりアルファベット等の組み合わせに よるものとする。

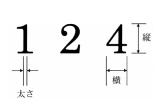
シリーズ	クラス	符号(英文字)	
	OPEN		
	1	表示なし	
オフショア	2		
	3	М	
	4	IVI	
V	3000	V	



記載例OFF3の場合(年間成績3位)

м3

- 2 主催団体から暫定的な番号を指定された時は、その番号を記入しなければならない。ただし、暫定的な番号は当該競技会のみ有効とする。
- 3 両側から明確に視認出来なければならない。
- 4 舷側に、白地に黒数字で記入しなければならない。
- 5 明瞭、簡潔な字体で、1~2桁の場合は「0」から始めてはならない。
- 6 数字の大きさは、次の通りとする。



		単位	: mm
寸 法 クラス	縦	横	太さ
OFF1以上	457	330	76
OFF2以下 V2000以上	300	230	50
その他	240	120	40

- 7 オフショア艇は、舷側に一文字150mm×150mm以上、文字幅30mm以上で艇番の大き さを越えない範囲で、シリーズとクラス名を記入すること。
- 8 艇体の表面は、宣伝、広告のために自由に使用出来るが、政治的、反道徳的な宣伝、広告は、禁止する。ただし、艇番の周囲から150mm以上の空白スペースを残さなければならない。
- 9 艇番がはげ落ちたり、脱落した場合は、失格とする。

805 スポンサーデカール (スポンサーステッカー)

実施要領で指定された時は、主催団体の支給するスポンサーデカールを付けなければならない。

806 燃料系統

- 1 燃料タンクは、換気が良好で、乗員からできる限り離れたところに固定されていなければならない。
- 2 燃料タンクは、安全性を考慮したものとして「安全燃料タンク」を推奨する。

- 3 耐久レースの場合、補助燃料タンクを使用することが出来る。ただし、主燃料タンクに準じた機能を持つものでなければならない。
- 4 燃料パイプは、耐圧、耐熱性の良好なものを使用しなければならない。
- 5 潤滑油は、生分解性オイルの使用を推奨する。

807 浮力

効果的な浮力材、または浮力装置を備えていなければならない。

808 曵航、リフト装置

- 1 十分な強度を有する係留環、またはバウハンドル等を船首に備えなければならない。
- 2 3点式または4点式の吊り金具を備えていなければならない。ただし、3Pハイドロ プレーン艇 (0350、0SY400等) は除く。
- 3 主催団体から指示があった時は、クレーンのフック側がリングで集合された形式 の吊り索(スリングベルト、ワイヤー、ロープ)を持参しなければならない。

809 ウインドシールド (風防)

- 1 ウインドシールドが選手の脱出、または救助の際に障害となる場合は、人力で簡単に取り除けるものでなければならない。 (Vクラスを除く)
- 2 ウインドシールドの縁は、鋭いものではなく、かつゴム等の軟らかい材料で覆われていなければならない。 (Vクラスを除く)

810 デッキ

体重(75kg)を支えるのに十分な強度がなければならない。

811 トリムタブ、フラップ

トランサム幅の外側に、はみだしてはならない。

812 インボード機関の格納、防護

- 1 機関は、適切に換気された覆いの付いた格納室に収容するか、またはデッキの下に設置しなければならない。
- 2 ドライブシャフトは、適切な防護策が施されていなければならない。

813 ハッチ、エンジンカバー

- 1 閉鎖しておかなければならない。ただし、一時的な点検の時は除く。
- 2 レース中に脱落した場合は、失格とする。

814 議装品

ボルトで止めていなければならない。

815 パドル

- 1 備えていなければならない。ただし、F550、強化コックピット艇、オフショア艇 は除く。
- 2 直ちに使用できる場所に置いておかなければならない。

816 排気量の計算

- 1 ディーゼルエンジンの排気容積の計算は、通常の排気量に1/2を乗じた、みなし 容積とする。
- 2 NSUバンケル特許によるロータリーエンジンの排気容積の計算は、燃焼室の最小容積と最大容積の差に2を乗じた、みなし容積とする。
- 3 過給機は、次の通りとする。
 - (1) 取り付けた場合は、通常の排気量に1.4を乗じた、みなし容積とする。
 - (2) 過給機は、当該機関の純正品でなければならない。
 - (3) 航走時に風圧を受けるエアインテークは、過給機とみなさない。

817 排気装置

- 1 排気は、必ず船尾に向けて導かれ、排気口は乗員の後方30cm以上離れていなければならない。
- 2 排気通路は、その全長にわたって冷却されていなければならない。
- 3 冷却方法は、ウォータージャケット、または水と排出ガスの混合により行わなければならない。ただし、船外機にあっては、大気冷却方式でよいものとする。

818 排気音

- 1 機関には、排気音を低くするための装置を取り付けなければならない。
- 2 消音器全体あるいは一部が消失した時、または消音効果が減少した時は、失格と する。
- 3 航走による排気音は、次の通りとする。

- (1) 排気量が 750cc までの機関の排気音は、91+2db(A)を越えてはならない。
- (2) 排気量が 750cc 以上の機関の排気音は、91+4db (A) を越えてはならない。
- (3) 排気音は、競技艇が近づいて来る時及び走り去る時の両方を、音量測定器を 用いて、スケール(A) レンジ、スローレスポンスで測定する。
- (4) 製造者の発表した最高出力で航走している状態で測定しなければならない。
- (5) 測定用マイクロフォンは、ボートの航走コースから 25m 離れたところに設置する。
- (6) 測定場所から全ての方向に 25m 以内は、障害物があってはならない。
- 4 陸上運転による排気音は、次の通りとする。
 - (1) 排気量 750cc までで、ウォーターポンプが付いていない機関は、陸上運転で 測定してもよい。
 - (2) 排気音は、101+2dB(A) を越えてはならない。
 - (3) 排気音は、音量測定器のスケール(A) レンジ、スローレスポンスで測定する。
 - (4) 測定用マイクロフォンは、排気口の 0.5m 後方で、地面から 0.2m 以上の高さに設置するものとする。
 - (5) 機関を無負荷状態で運転し、ピストンスピード 13m/s に設定し測定するものとする。

819 検査

- 1 出走前の検査
 - (1) 競技艇は、定められた時間までに出走前検査を受けなければならない。
 - (2) 選手は、計測証明書を提示し、検査に立ち会うものとする。
 - (3) 検査員から部品等の修理、交換の指示があった場合、改善しない限り出場は認められない。
- 2 レース後の検査
 - (1) 執行委員会から指示があったときは、検査を受けなければならない。
 - (2) 検査を拒否した場合、または検査の結果、違反のあった競技艇は、当該競技 会のすべてのヒート、またはレースを失格とする。
 - (3) レース場において検査が実施できない場合は、日時と場所を指定して実施するものとする。

900 シリーズ及びクラス

901 ハイドロ

- 1 クラス及び艇体は次の通りとする。
 - (1) OSY400
 - (2) 0 250
 - (3) 0 350
- 2 当該クラスの詳細については、ハイドロシリーズ競技細則を参照。

902 フォーミュラクラス

- 1 クラス及び艇体は、次の通りとする。
 - (1) F 550
 - (2) F 850
 - (3) F 3000
- 2 当該クラスの詳細については、フォーミュラシリーズ競技細則を参照。

903 Vクラス

- 1 クラス及び艇体は次の通りとする。
 - (1) V 700以下
 - (2) V 850
 - (3) V 2000
 - (4) V 3000
- 2 当該クラスの詳細については、V シリーズ競技細則を参照。

904 オフショア

- 1 クラスは、次の通りとする。
 - (1) 0FFスーパー
 - (2) OFFオープン
 - (3) OFF 1
 - (4) OFF 2
 - (5) OFF 3
 - (6) OFF 4
- 2 当該クラスの詳細については、オフショアシリーズ競技細則を参照。

910 その他の国内シリーズ及びクラス

911 400チューニング

- 1 艇体は、次の通りとする。形状は、ハイドロプレーン型(カタマラン型を含む。) とランナバウト型とする。
- 2 機関は、次の通りとする。
 - (1) 型式は、ヤマト101、102、201、202、301、302とする。
 - (2) プロペラは自由とする。
- 3 許可される改造は、次の通りとする。
 改造は自由とする。ただし、排気は、ロワーユニットを通し、キャビテーションプレートに接するところで排気しなければならない。
- 4 燃料は、次の通りとする。
 - (1) 市販されている自動車用ガソリンとする。
 - (2) 燃料に2サイクルエンジン用潤滑油を加えても良い。
 - (3) 燃料またはエアインテークから、機関の出力を増加させる添加剤は加えてはならない。

920 国際シリーズ及びクラス

921 スポーツアウトボード

1 クラスは、次の通りとする。

シリーズ	クラス	排 気 量 (CC)
S	175	175以下
S	250	176以上 250以下
S	350	251以上 350以下
S	550	351以上 550以下
S	750	551以上 750以下
S	850	751以上 850以下
S	1000	851以上 1,000以下
S	1500	1,001以上 1,500以下
S	2000	1,501以上 2,000以下
S	3000	2,001以上 3,000以下

S	∞	3,001以上
---	---	---------

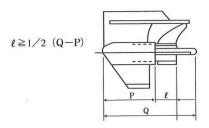
- 2 艇体は、次の通りとする。
 - (1) 形状は、自由とする。
 - (2) 重量 (機関、強化コックピット、残燃料、ドライバーを含む) と長さ (カタマラン艇はスポンソンの長さ、その他の艇は全長) は、次の通りとする。

	重量	長さ
S550	260kg以上	3.70m以上
S750	280kg以上	3.90m以上
S850	330kg以上	3.90m以上
S1000	380kg以上	4.20m以上
S1500	430kg以上	4.50m以上
S2000	470kg以上	4.80m以上
S3000	530kg以上	5.10m以上
S∞	600kg以上	5.30m以上

- (3) \$850以上は、別に定める強化コックピットを装備していなければならない。
- (4) 艇体の水中部分は、自由とする。
- (5) ウイング、ハイドロフォイルの取付けは禁止する。
- (6) ブレーキ効果を生じたり、スプレーを上げる装置は禁止する。
- 3 機関は、次の通りとする。
 - (1) UIMに承認された船外機とする。
 - (2) 機関の数は、1基とする。
 - (3) 減速して航走出来なければならない。
 - (4) 機関の冷却は水循環ポンプによって行わなければならない。
 - (5) コントロールレバーは、選手の手の届く範囲になければならない。
 - (6) 前進、中立、後進させるギア変換装置を持っていなければならない。
 - (7) 後進運動は、後進ギアの一作動で出来なければならない。
 - (8) 外部から助力無しに迅速、かつ容易に始動出来なければならない。
 - (9) スターターは、純正品で、変更や調整をしてはならない。
- 4 許可される改造は、次の通りとする。
 - (1) ボルト、ワッシャー、及びナットは交換してもよい。
 - (2) プロペラは、交換してもよい。
 - (3) プロペラボス排気方式のギアケースは、標準プロペラボスに合うギアケース

後部の排気孔径を最小とする排気管を備えたプロペラを使用しなければならない。

プロペラ排気ボスの長さは、次の値以上とする。



- (4) トリムタブは、プロペラに合わせるために、取外したり、変更してもよい。
- (5) ギアケースの外側は、自由とする。ただし、ギアケースの内部部品及び排気 口は、ホモロゲーションシートに示す通りとする。
- (6) 排気口を追加してはならない。
- (7) 排気量1000ccを越えるモーターのミッドセクション (ブラケットを含むドライブシャフトハウジング) 及びギアケースは、自由とする。ただし、パワーヘッドアダプタープレートから出ている内蔵式の排気管は、ドライブシャフトハウジングに全部収められていなければならない。
- (8) 冷却は、ウォーターポンプの供給によらなければならない。
- (9) 冷却装置のサーモスタット、及び圧力バルブは取外してもよい。
- (10) ステアリング機構は変更してもよい。ただし、ステアリングバーを取外したり、新しいものを取付けることにより生じた開口部は、密封しなければならない。
- (11) スイベルブラケットは、パワートリムを取付けるために変更したり、ショックアブソーバーを取外したり、変更してもよい。
- (12) モーターのラバーマウントは、取外したり、変更してもよい。
- (13) 回転計、温度計、水圧計を取付けてもよい。
- (14) 過回転防止スイッチは、取外してもよい。
- (15) スターターロックは、取外してもよい。
- (16) オリジナルスパークプラグは、交換してもよい。
- (17) キャブレターのジェットの寸法は、変更してもよい。
- (18) キャブレターのスロットルレバーにスプリングを加えてもよい。
- (19) 再ボーリングはしてもよい。ただし、そのクラスの許容排気量内において、

純正品のピストンを使用する場合に限る。

- (20) ホモロゲーションシートに示すパーツの寸法は、規定寸法まで機械加工してもよい。
- (21) ホモロゲーションシートに示すパーツの重量は、規定重量まで機械加工してもよい。
- (22) フライホイールの変更は認めない。ただし、ホモロゲーションシートに規定された寸法と重量であれば、バランスを調整してもよい。
- (23) ホモロゲーションシートに示す規定寸法の変更は、認めない。
- (23) 詳細がホモロゲーションシート内の図で確かめられないときは、同一の部品と比較して判断してもよい。
- 5 この規則に明記されていない部品をエンジンに加えたり、取外してはならない。
- 6 燃料は、次の通りとする。
 - (1) 市販されている自動車、または航空用とする。
 - (2) 燃料に2サイクルエンジン用潤滑油を加えてもよい。
 - (3) 燃料またはエアーインテークから、機関の出力を増加させる添加剤を加えてはならない。

903 レーシングアウトボード

1 クラスは、次の通りとする。

シリーズ	クラス	排 気 量 (CC)
0	125	128以下
0	175	175以下
0	250	176以上 250以下
0	350	251以上 350以下
0	500	351以上 500以下
0	700	501以上 700以下
0	850	701以上 850以下
0	1000	851以上 1,000以下
0	1500	1,001以上 1,500以下
0	2000	1,501以上 2,000以下
0	3000	2,001以上 3,000以下
0	∞	3,001以上

- 2 艇体は、次の通りとする。
 - (1) 形状は、自由とする。ただし、0350以下はハイドロプレーン型(スポンソン の長さは、艇体の長さの60%以内)とし、エアートラップの為の構造は、トランサム部分で40mm以内でなければならない。
 - (2) ブレーキ効果を生じたり、スプレーを上げる装置は禁止する。
 - (3) 重量 (機関、強化コックピット、残燃料を含む) と長さ (カタマラン艇はスポンソンの長さ、その他の艇は全長) は、次の通りとする。

	重量	長さ
0850	250kg以上	3.90m以上
01000	300kg以上	4. 20m以上
01500	350kg以上	4.50m以上
02000	390kg以上	4.80m以上
03000	450kg以上	5.10m以上
0∞	520kg以上	5.30m以上

- (4) 0500以上には、別に定める強化コックピットを装備していなければならない。
- (5) ウイングは、使用してもよい。
- 3 機関は、次の通りとする。
 - (1) 船外機とし、型式は自由とする。
 - (2) 機関の数は、1基とする。
- 4 燃料は、次の通りとする。
 - (1) 燃料は、自由とする。
 - (2) 燃料に、2サイクルエンジン用潤滑油を加えてもよい。ただし、オクタン価または水分を増加させるものであってはならない。
 - (3) 燃料またはエアーインテークから、機関の出力を増加させる添加剤を加えてはならない。
- 5 次クラスの詳細については各シリーズ競技細則を参照。
 - (1) 0250クラス・0350クラス ハイドロシリーズ競技細則
 - (2) 02000クラスフォーミュラシリーズ競技細則

附則

この規則は、2011年4月1日から施行する。

シリーズ別競技細則

ハイドロシリーズ競技細則 フォーミュラシリーズ競技細則 Vシリーズ競技細則 オフショアシリーズ競技細則

ハイドロシリーズ競技細則

2010年4月1日改正 2008年4月1日制定

000 総則

001 競技細則

- 1 この競技細則は、モーターボート国内競技規則(以下「競技規則」という)に基づき、 ハイドロシリーズについて定める。
- 2 この競技細則は、競技規則で定める一般規定を補うものとする。

100 適用クラス

101 国内ハイドロシリーズ

1 クラス及び艇体は次の通りとする。

クラス	排気量	スポンソン長さ	形状
0SY400	396. 9cc	艇体の60%以内	ハイドロプレーン
0 250	176cc以上250cc以下	艇体の60%以内	ハイドロプレーン
0 350	251cc以上350cc以下	艇体の60%以内	ハイドロプレーン

200 競技

201 競技方法

競技は、サーキットレースとし、スタート方法は、ジェッティスタート、またはフライングスタートとする。

300 スペック (仕様)

301 OSY400

- 1 艇体は、次の通りとする。
 - (1) ハイドロプレーン型とする。
 - (2) スポンソンの長さは、艇体の長さの60%以内とする。
 - (3) エアートラップのための構造は、トランサム部分で 40mm 以内とする。

- (4) 艇体を浮かせるのに十分な浮力材を備えていなければならない。
- (5) 最低重量は 180kg 以上 (ドライバー、残燃料含む) とする。
- (6) コーミングの高さは、次のとおりとする。(巻末図参照)

ボート	セクションA	セクションB
ニーダウンタイプ	450mm以上	250mm以上
レイダウンタイプ	350mm以上	300mm以上

- (7) コーミング (デッキを含む) の補強の材料は、次のとおりとする。
 - ①新規登録艇は、315g/mcのアラミドファイバー(ケブラー)を2層、または同等の材料を用いて補強しなければならない。

補強の方法は、巻末図で示す太線部分であるコーミング内側補強、外側75mmまで補強しなければならない。

- ② 既登録艇は、コーミングの内側に強度を増加させるために、新規登録艇と同等の材料を用いて補強しなければならない。
- ③上記における同等の材料とは、巻末に記するものを標準とする。
- 2 機関は、次の通りとする。
 - UIMに承認されたヤマト202型及び302型とする。
 - (2) プロペラは自由とする。
 - (3) セーフティスイッチを取付けなければならない。
 - (4) 選手は、エンジンの状態、及びパーツのエラーについて、全ての責任を持つ ものとする。
- 3 許可される改造は、次の通りとする。
 - (1) 点火コード、スパークプラグ、プロペラナットは交換してもよい。
 - (2) 電気容器 (コイルプレート、クランクケースエンドキャップ) は、排水のための孔をあけたり、これらの孔をタップしたり、寒いでもよい。
 - (3) 燃料パイプは、タンクやキャブレター内のネジ孔を変更しないように交換してもよい。燃料フィルターの使用を可とする。
 - (4) 燃料タンクの改造はしてもよい。ただし、取り付け方法はオリジナルのままとし、タンクのマウントは変更してはならない。
 - (5) マラソン用の燃料ポンプは使用してもよい。ただし、サーキットレースにおいてはクランクケースの孔は塞ぐこと。
 - (6) 植え付けボルトのスタッド孔は、オーバーサイズのタッピングをしても、へ リサートを用いてもよい。
 - (7) 壊れた部品は、修理のため溶接したり、プラスチックのコンパウンドを使用

して肉盛りしてもよい。ただし、輪郭は同一のこと。

- (8) どのような水流制限物を使用してもよい。
- (9) チルトロックレバーとチルトブラケットボルトのスペーサーを外してもよい。
- (10) ステアリングケーブルを取り付けるため、バーの孔を大きくしてもよい。
- (11) タイマーレバーをトップの位置に押さえておく装置を取り付けてもよい。
- (12) 防水カバーは、スロットルケーブルを取り付けるため、及びキャブレターを チョークするために改造してもよい。側面にあける1個の孔の直径或いはその 周辺は、30mmを超えてはならない。
- (13) プロペラシャフトの径を削ってもよい。
- (14) オーバーサイズピストンを使用してもよい。 (ボアサイズ最大 66.50mm)
- (15) ナット、ボルト、スクリュー、ワッシャーは交換してもよい。ただし、キャブレターのバタフライバルブのスクリューは改造してはならない。
- (16) 塗装は自由とする。
- (17) エンジンを艇体に取り付けのための、孔をあけてもよい。
- (18) プラグキャップは交換してもよい。

4 認められない改造

- (1) 内部の通路、キャブレター、インテークマニホールド、排気管を磨いたり取り外してはならない。
- (2) 往復運動あるいは回転運動のパーツを磨いたり、バランシング加工をしてはならない。
- (3) 航走中に機関の取り付け高さ、取り付け角度を変更できる装置を取り付けて はならない。
- (4) UIMに承認されたヤマト以外の部品を使用してはならない。
- (5) ホモロゲーションに寸法の載っていない箇所の改造は、認めない。もし、ホ モロゲーションシートの写真で詳細が判別できない時は、標準ストックパーツ で比較する。(このような比較は、製造上の公差が判明していないものに対し て適用される)
- (6) 記載されている以外の改造、取り外し、取り付け、機械加工、削り、磨き等 は全て禁止する。
- 5 燃料は、次の通りとする。
 - (1) 市販されている自動車用ガソリンとする。
 - (2) 燃料に2サイクルエンジン用潤滑油を加えてもよい。
 - (3) 燃料またはエアーインテークから、機関の出力を増加させる添加剤は加えて

はならない。

302 0 : 250 • 0 : 350

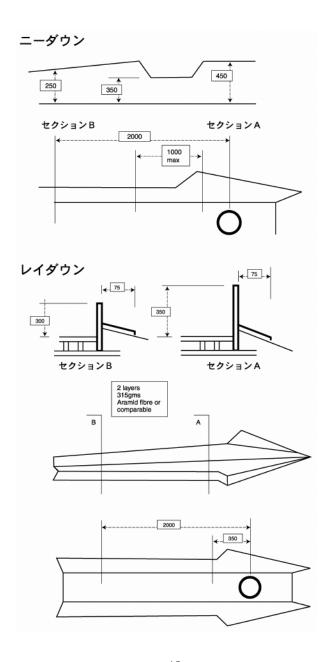
- 1 排気量は、次の通りとする。
 - (1) 0:250 176cc 以上、250cc 以下。
 - (2) 0:350 251cc 以上、350cc 以下。
- 2 艇体は、次の通りとする。
 - (1) ハイドロプレーン型とする。
 - (2) スポンソンの長さは、 艇体の長さの 60%以内とする。
 - (3) エアートラップのための構造は、トランサム部分で 40mm 以内とする。
 - (4) ブレーキ効果を生じたり、スプレーを上げる装置は禁止する。
 - (5) ウイングは、使用してもよい。
 - (6) 最低重量は130kg 以上(残燃料含む)とする。
 - (7) コーミングの高さは、次のとおりとする。(巻末図参照)

ボート	セクションA	セクションB
ニーダウンタイプ	450mm以上	250mm以上
レイダウンタイプ	350mm以上	300mm以上

- (8) コーミング (デッキを含む) 補強の材料は、次のとおりとする。
- ① 新規登録艇は、315g/mcのアラミドファイバー(ケブラー)を2層、または 同等の材料を用いて補強しなければならない。

補強の方法は、巻末図で示す太線部分であるコーミング内側補強、外側75mmまで補強しなければならない。

- ② 既登録艇は、コーミングの内側に強度を増加させるために、新規登録艇と 同等の材料を用いて補強しなければならない。
- ③ 上記における同等の材料とは、巻末に記するものを標準とする。
- 3 機関は、次の通りとする。
 - (1) 船外機とし、形式は自由とする。
 - (2) 機関の数は、1基とする。
- 4 燃料は、次の通りとする。
 - (1) 自由とする。
 - (2) 燃料に2サイクルエンジン用潤滑油を加えても良い。
 - (3) 燃料またはエアーインテークから、機関の出力を増加させる添加剤を加えてはならない。



コーミングの補強材料

コーミング(デッキを含む)補強の材料は、次を標準とする。

	構成材料	積層	備考
		(layers)	
国際規則の基準	アラミド(ケブラー)	2	UIM規則522.02に基づく。
	315g/m ₂		
同等材料の目安	カーボン	3	
	200g/m ₂		
	グラスファイバー	3	ロービングクロス又はガラ
	450g/m ₂		スクロス
			※チョップドストランドマ
			ットを使用する場合は、ロ
			ービングクロスと組み合わ
			せること。
	カーボン/ケブラー	3	平織又は綾織
	200g/m ₂		

注1: 既登録艇については、コーミングの内側を上記の構成材料及び積層により補強しなければならない。

注2:構成材料は、市販されている標準的な材料のg/mzを記したもので目安値とする。

注3:上記以外の材料を用いる場合は、協会の承認を要する。

フォーミュラシリーズ競技細則

2009年4月1日改正 2008年4月1日制定

000 総則

001 競技細則

- 1 この競技細則は、モーターボート国内競技規則(以下「競技規則」という)に基づき、フォーミュラシリーズについて定める。
- 2 この競技細則は、競技規則で定める一般規定を補うものとする。

100 適用クラス

101 国内フォーミュラシリーズ

1 クラス及び艇体は、次の通りとする。

シリーズ	クラス	排気量	方式	総重量	長さ	形状	強化コック
	550	351cc以上 550cc以下	carb	250kg 以上	2, 75m 以上		
	850	551㎝以上 850㎝以下	carb	330kg 以上	3,90m以上		義務付
		1,991cc以上 2,400cc以下	EFI	460kg 以上		+ + -	
F		2,401cc以上 2,550cc以下	carb	400Kg JALL		カタマ	
	3000	2,40100 N.E. 2,550000 N.P.	EFI	480kg 以上	4,80m以上	72	義務付
		0.554 10.1 0.000 10.5	carb	500kg 以上			
		2,551cc 以上 3,000cc 以下	EFI	530kg 以上			

- ※総重量(ドライバー、機関、コックピット、残燃料を含む)
- ※長さ (スポンソンの長さ)
- ※排気量は、2サイクル環境対応エンジン1.3倍、4サイクルエンジン1.6倍までとする。

200 競技

201 競技方法

競技は、サーキットレースとし、スタート方法は、ジェッティスタート、またはフライングスタートとする。

300 スペック (仕様)

301 F3000

- 1 排気量は 1,991cc 以上、3,000cc 以下とする。 ただし 2 サイクル環境対応エンジンは 1.3 倍、4 サイクルエンジンは 1.6 倍までとする。
- 2 艇体は、次の通りとする。
 - (1) カタマラン型とする。
 - (2) スポンソンの長さは、4.80m以上とする。
 - (3) ブレーキ効果を生じたり、スプレーを上げる装置は禁止する。
 - (4) ウイング、ハイドロフォイルの取り付けは禁止する。
 - (5) 艇体には、次の安全装備を装着しなければならない。
 - ①コックピット及びスポンソンの先端は、衝撃吸収型のピッケルフォークを装備しなければならない。 (巻末図参照)
 - ②艇体の浮力は、転覆した際に、先端を上向きにして立ち、コックピットが水 面上に露出する構造でなければならない。
 - a. 木造艇の場合は、次の通りとする。 浮力材を補充した場合は、充填時の写真を撮影し、協会に提出しなければならない。
 - ・浮力材の充填位置:図参照
 - ・浮力材容量の目安(バージェス艇の場合): (単位 mm)
 - \triangle : { (450+300) ×850÷2} ×500
 - ⑤: { (70+90) ×200÷2} ×550 (両サイド)
 - ©: {(200+250) ×350÷2} ×550 (両サイド)
 - ・有効なエアバックを取付け、緊急用としてドライバー用と救助用員の手動スイッチを設置することを推奨する。なお、救助員用のスイッチは、船体の側面に設置し、その周囲には、オレンジ色で20cmのマーキングをしなければならない。
 - b. コンポジット艇

- ・有効なエアバッグを取り付け、緊急用としてドライバ一用と救助員用の手動スイッチを設置しなければならない。救助員用のスイッチは、船体の側面に設置し、その周囲には、オレンジ色で20cmのマーキングをしなければならない。
- ③ウォーター・インレット・ホール (Water inlet holes) (巻末図参照)
- ・全ての競技艇は、船体後部の船内とスポンソンの間(両サイド)に各40cm2以上の水口孔を設けなければならない。
- ・コンポジット艇は、船体後部のスポンソン(両サイド)に各40cm以上の水口 孔を設けなければならない。
- ④空気孔 (Air vents) (巻末図参照)
- ・全ての競技艇は、ピッケルホーク先端(両サイド)に各20cm以上の有効な空 気孔(Air vents)を設置しなければならない。
- ・コンポジット艇は、操縦席上部(2ヶ所)に各20cm2以上の有効な空気孔(Air vents)を設置しなければならない。
- ⑤シートベルトの各支点の取り付け部は、金属等で補強しなければならない。
- ⑥スリングアイの周囲には、オレンジ色で20cmのマーキングをしなければならない。
- ⑦別に定める「アウトボードクラスの強化コックピット規則」の強化コックピットを装備しなければならない。
- ⑧バックミラーを装備しなければならない。
- 3 機関は、次の通りとする。
 - (1) UIMに承認された船外機とする。
 - ①マーキュリー2.5EFIシリーズ(8.600回転リミッター付き)の使用を標準とする。
 - ②経過措置として、当面はこれに拘らず、既存のキャブレター仕様、並びに他のFI仕様のエンジンも使用できるものとし、状況に応じて暫定期間を設定することとする。
 - ③重量【機関、強化コックピット、残燃料、ドライバー(ヘルメット、ライフ ジャケット)を含む】は、下表の通りとする。
 - ④各機関のシリンダーヘッドのボリューム及びキャブレターインテークの仕様は、下表の通りとする。
 - ⑤ギアケースは、2枚落ちを標準とする。

エンジン	2. 0EF1	2. 4Carb	2. 4EF1	2. 5Carb	2.5 EFI
最低重量	460 k g	460 k g	480 k g	500 k g	530 k g
^yドボリュー <u>ム</u> ※	21cc	ANY	32cc	ANY	36. 5cc
インテーク	ANY	3 TWO BARRELS	オリシ゛ナル	3 TWO BARRELS	オリシ゛ナル

- (2) 機関の数は、1 基とする。
- (3) 燃料吸入方式は、キャブレターまたは EFI とする。
- (4) バッテリーの絶縁スイッチを取り付けなければならない。
 - ①絶縁スイッチの作動ハンドルは、デッキに取り付けられていなければならない。 (スターンの1~3m前の左側が適当)
 - ②絶縁スイッチは、赤の蛍光色でON/OFFの位置が示されていなければならない。
- (5) エンジンカバーを取り付けていない競技艇は出場することができない。
- 4 許可される改造は、次の通りとする。
 - (1) 改造は、自由とする。
 - (2) ミッドセクション及びギアケースは、UIMに承認された他の機種のものと交換してもよい。
- 5 燃料は、次の通りとする。
 - (1) 市販されている自動車、または航空用とする。
 - (2) 燃料に2サイクルエンジン用潤滑油を加えてもよい。
 - (3) 燃料またはエアーインテークから、機関の出力を増加させる添加剤を加えてはならない。

302 F850

- 1 2サイクルエンジンの排気量は551cc 以上、850cc 以下とする。 ただし2サイクル環境対応エンジンは1.3倍、4サイクルエンジンは1.6倍までとする。
- 2 艇体は、次の通りとする。
 - (1) カタマラン型とする。
 - (2) 2サイクルエンジンのスポンソンの長さは、3.90m以上とする。
 - (3) 総重量(ドライバー、機関、強化コックピット、残燃料を含む)は、330kg 以

上とする。

- (4) ブレーキ効果を生じたり、スプレーを上げる装置は禁止する。
- (5) ウイング、ハイドロフォイルの取り付けは禁止する。
- (6) 別に定める「アウトボードクラスの強化コックピット規則」の強化コックピットを、装備しなければならない。
- (7) スポンソンの先端は、衝撃吸収型のピッケルフォークを装備しなければならない。(巻末図参照)
- (8) 空気孔(Air vents) (巻末図参照)
 - ① 全ての競技艇は、ピッケルホーク先端(両サイド)に各20cm2以上の有効な Air vents(空気孔)を設置しなければならない。
 - ② コンポジット艇は、操縦席上部(2ヶ所)に各20cm以上の有効な空気孔 (Airvents)を設置しなければならない。
- (9) バックミラーを装備しなければならない。
- 3 機関は、次の通りとする。
 - (1) UIMに承認された船外機とする。
 - (2) 機関の数は、1 基とする。
 - (3) 燃料吸入方式は、気化器とする。(2サイクル環境対応エンジン、4サイクルエンジンを除く)
 - (4) 前進、中立、後進させるギア変換装置を持っていなければならない。
 - (5) 電磁ポンプ式の機関は、艇体外部にバッテリーの絶縁スイッチを取り付けなければならない。
 - ①絶縁スイッチの作動ハンドルは、デッキに取り付けられていなければならない。 (スターンの1~3m前の左側が適当)
 - ②絶縁スイッチは赤の蛍光色で ON / OFF の位置が示されていなければならない。
 - (6) エンジンカバーを取り付けていない競技艇は、出場することができない。
- 4 許可される改造は、次の通りとする。

なお、「純正品」とは、当該メーカーが発行した、当該機種のスペアーパーツカ タログに掲載され、市販されているものをいう。「社外品」とは、純正品以外の 部品をいう。

- (1) パワーユニット関係
 - (1)シリンダ(純正品)は、内部加工してもよいが、外部加工は、強化する以外

は認めない。

- ②シリンダのウォータージャケットは、加工してもよい。
- ③シリンダのスリーブ(純正品)は、純正品のオーバーサイズピストンが入る 範囲内でボーリングしてもよい。
- ④シリンダヘッド(純正品)は、加工してもよい。
- ⑤吸排気ポートは、加工してもよい。
- ⑥ピストン、ピストンリングは、社外品と交換してもよい。
- ⑦ピストンは、加工してもよい。
- ⑧クランクピン(純正品)は、強化するために加工してもよい。
- ⑨クランクシャフトのカウンターウエイト(純正品)は、加工してもよい。
- ⑩クランクケース (純正品) は、内部加工してもよいが、外部加工は、強化する以外は認めない。
- ①ガスケット、シール、0 リングは、社外品を使用してもよい。
- (12)コネクティングロッド(純正品)は、加工してもよい。

(2) 吸排気関係

- (1)リードバルブアッセンブリーは、純正品を加工又は社外品と交換してもよい。
- ②キャブレターは、純正品、社外品を問わず加工、交換及び増加してもよい。
- ③キャブレターのスロットルレバーにスプリングを加えてもよい。
- ④インテークマニホールドは、純正品を加工または社外品と交換してもよい。
- ⑤エキゾーストインナーチューブは、純正品を加工又は社外品と交換してもよい。

(3) 雷装関係

- (1) 電装品は、社外品と交換してもよい。
- ②AC コイルは、取外してもよい。
- ③スターターモーターは、社外品と交換してもよい。
- ④タイマーベースは、固定してもよい。
- ⑤過回転防止スイッチは、取り外してもよい。
- ⑥スターターロックは、取り外してもよい。
- ⑦フライホイールは、社外品を使用、軽量加工してもよい。

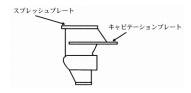
(4) ミッドセクション

- ①トランサムブラケット(クランプスクリューブラケット)は、強化のため、 純正品を加工または社外品と交換してもよい。
- ②モーターのラバーマウントは、取り外したり、交換してもよい。

③スイベルブラケットは、パワートリムを取り付けるために変更したり、ショックアブソーバーを取り外したり、交換してもよい。

(5) 冷却関係

- ①ウォーターチューブは、加工してもよい。
- ②ウォーターチェックラインは、加工してもよい。
- ③ウォーターピックアップは、艇体やギアケースに設置してもよい。ただし、 冷却水はウォーターポンプ室(インペラの取り外しは不可)を経由して供給 しなければならない。
- ④冷却装置のサーモスタット、及び圧力バルブは取り外してもよい。
- (6) ギアケース関係
 - (1)ギアケース(純正品)は外部加工してもよい。
 - ②排気口は、追加してもよい。ただし、キャビテーションプレートより下に設置しなければならない。 (図参照)



- ③トリムタブは、プロペラに合わせるために、取り外したり、交換してもよい。
- ④ギアケースの内部部品は、ホモロゲーションシートに示す通りとする。ただし、ギアケースヘッド(ベアリングハウジング)の加工、及びギア比を変更してもよい。
- (7) プロペラ
 - ①プロペラは、社外品と交換してもよい。
 - ②プロペラボス排気方式のギアケースは、標準プロペラボスに合うギアケース 後部の排気孔径を最小とする排気管を備えたプロペラを使用しなければなら ない。
- (8) エンジンカバー
 - ①エンジンカバー(純正品)は、空気孔をあけたり、またはルーバーを取り付けてもよい。ただし、全体の形状を変えてはならない。
- (9) その他
 - ①ボルト、ワッシャー、及びナットは交換してもよい。

- ②ステアリング機構は変更してもよい。ただし、ステアリングバーを取り外したり、新しいものを取り付けることにより生じた開口部は、密封しなければならない。
- ③回転計、温度計、水圧計を取り付けてもよい。
- ④この規則で改造を認められていない部品は、ホモロゲーションシートに示す 規定寸法、及び重量まで機械加工してもよい。
- ⑤詳細がホモロゲーションシートの図で確かめられないときは、同一の部品と 比較して判断してもよい。
- 5 この規則に明記されていない部品をエンジンに加えたり、取り外したり、改造してはならない。
- 6 燃料は、次の通りとする。
 - (1) 市販されている自動車、または航空用とする。
 - (2) 燃料に2サイクルエンジン用潤滑油を加えてもよい。
 - (3) 燃料またはエアーインテークから、機関の出力を増加させる添加剤を加えて はならない。

303 F550

- 1 2サイクルエンジンの排気量は 351cc 以上、550cc 以下とする。 ただし 2サイクル環境対応エンジンは 1.3 倍、4 サイクルエンジンは 1.6 倍までとする。
- 2 艇体は、次の通りとする。
 - (1) カタマラン型とする。
 - (2) 2サイクルエンジンのスポンソンの長さは、2.75m以上とする。
 - (3) 総重量(ドライバー、機関、強化コックピット、残燃料を含む)は、250kg 以上とする。
 - (4) ブレーキ効果を生じたり、スプレーを上げる装置は禁止する。
 - (5) ウイング、ハイドロフォイルの取付けは禁止する。
 - (6) 強化コックピットを装備した場合、別に定める「アウトボードクラスの強化 コックピット規則」の強化コックピットを装備しなければならない。
 - (7) バックミラーを装備しなければならない。
- 3 機関は、次の通りとする。
 - UIMに承認された船外機とする。

- (2) 機関の数は、1 基とする。
- (3) 燃料吸入方式は、気化器とする。(2サイクル環境対応エンジン、4サイクルエンジンを除く)
- (4) 前進、中立、後進させるギア変換装置を持っていなければならない。
- (5) 電磁ポンプ式の機関は、艇体外部にバッテリーの絶縁スイッチを取り付けなければならない。
 - ①絶縁スイッチの作動ハンドルは、デッキに取付けられていなければならない。 (スターンの1 ~3m前の左側が適当)
 - ②絶縁スイッチは、赤の蛍光色でON/OFFの位置が示されていなければならない。
- 4 許可される改造は、次の通りとする。

なお、「純正品」とは、当該メーカーが発行した、当該機種のスペアーパーツカ タログに掲載され、市販されているものをいう。「社外品」とは、純正品以外の 部品をいう。

- (1) パワーユニット関係
 - ①シリンダ(純正品)は、内部加工してもよいが、外部加工は、強化する以外 は認めない。
 - ②シリンダのウォータージャケットは、加工してもよい。
 - ③シリンダのスリーブ(純正品)は、純正品のオーバーサイズピストンが入る 範囲内でボーリングしても良い。
 - ④シリンダヘッド(純正品)は、加工してもよい。
 - ⑤吸排気ポートは、加工してもよい。
 - ⑥ピストン、ピストンリングは、社外品と交換してもよい。
 - ⑦ピストンは、加工してもよい。
 - (8)クランクピン(純正品)は、強化するために加工してもよい。
 - ⑨クランクシャフトのカウンターウエイト(純正品)は、加工してもよい。
 - ⑩クランクケース (純正品) は、内部加工してもよいが、外部加工は、強化する以外は認めない。
 - ⑪ガスケット、シール、0 リングは、社外品を使用してもよい。
 - ⑩コネクティングロッド(純正品)は、軽量加工してもよい。
- (2) 吸排気関係
 - ①リードバルブアッセンブリーは、純正品を加工又は社外品と交換してもよい。
 - ②キャブレターは、純正品、社外品を問わず加工、交換及び増加してもよい。

- ③キャブレターのスロットルレバーにスプリングを加えてもよい。
- ④インテークマニホールドは、純正品を加工または社外品と交換してもよい。
- ⑤エキゾーストインナーチューブは、純正品を加工または社外品と交換しても よい。

(3) 雷装関係

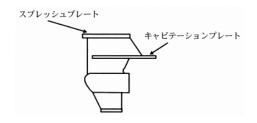
- ①電装品は、社外品と交換してもよい。
- (2)AC コイルは、取り外してもよい。
- ③スターターモーターは、社外品と交換してもよい。
- 4)タイマーベースは、固定してもよい。
- ⑤過回転防止スイッチは、取り外してもよい。
- ⑥スターターロックは、取り外してもよい。
- (7)フライホイールは、社外品を使用、軽量加工してもよい。

(4) ミッドセクション

- ①トランサムブラケット(クランプスクリューブラケット)は、強化のため、 純正品を加工または社外品と交換してもよい。
- ②モーターのラバーマウントは、取り外したり、交換してもよい。
- ③スイベルブラケットは、パワートリムを取り付けるために変更したり、ショックアブソーバーを取り外したり、交換してもよい。

(5) 冷却関係

- ①ウォーターチューブは、加工してもよい。
- ②ウォーターチェックラインは、加工してもよい。
- ③ウォーターピックアップは、艇体やギアケースに設置してもよい。ただし、 冷却水はウォーターポンプ室(インペラの取外しは不可)を経由して供給し なければならない。
- ④冷却装置のサーモスタット、及び圧力バルブは取り外してもよい。
- (6) ギアケース関係
 - ①ギアケース(純正品)は外部加工してもよい。
 - ②排気口は、追加してもよい。ただし、キャビテーションプレートより下に設置しなければならない。 (図参照)



- ③トリムタブは、プロペラに合わせるために、取り外したり、交換してもよい。
- ④ギアケースの内部部品は、ホモロゲーションシートに示す通りとする。ただし、ギアケースヘッド(ベアリングハウジング)の加工、及びギア比を変更してもよい。

(7) プロペラ

- ①プロペラは、社外品と交換してもよい。
- ②プロペラボス排気方式のギアケースは、標準プロペラボスに合うギアケース 後部の排気孔径を最小とする排気管を備えたプロペラを使用しなければなら ない。ただし、ノーズコーンを取り付けることにより、プロペラは自由とす る。

(8) エンジンカバー

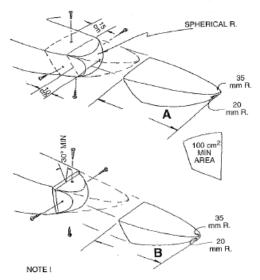
①エンジンカバー(純正品)は、空気孔をあけたり、またはルーバーを取り付けてもよい。ただし、全体の形状を変えてはならない。

(9) その他

- ①ボルト、ワッシャー、及びナットは交換してもよい。
- ②ステアリング機構は変更してもよい。ただし、ステアリングバーを取り外したり、新しいものを取り付けることにより生じた開口部は、密封しなければならない。
- ③回転計、温度計、水圧計を取り付けてもよい。
- ④この規則で改造を認められていない部品は、ホモロゲーションシートに示す 規定寸法、及び重量まで機械加工してもよい。
- ⑤詳細がホモロゲーションシートの図で確かめられないときは、同一の部品と 比較して判断してもよい。
- 5 この規則に明記されていない部品をエンジンに加えたり、取り外したり、改造してはならない。
- 6 燃料は、次の通りとする。

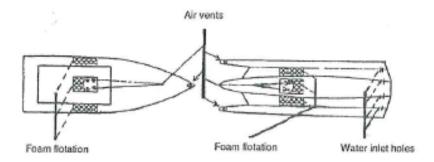
- (1) 市販されている自動車、または航空用とする。
- (2) 燃料に2サイクルエンジン用潤滑油を加えてもよい。
- (3) 燃料またはエアーインテークから、機関の出力を増加させる添加剤を加えてはならない。

(ピッケルフォーク図)



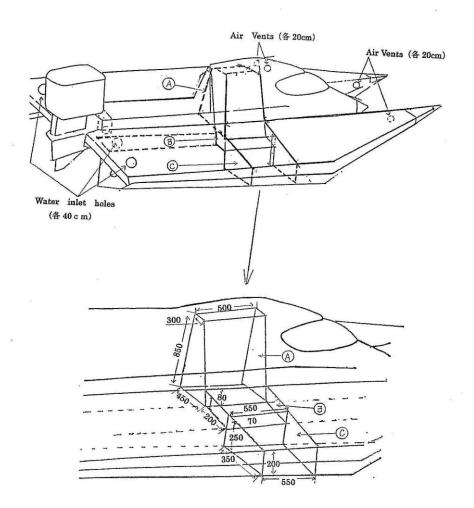
PICKLEFORK MUST DEFORM AT 140 kg MAXIMUM

(ウォーターインレットホール&エアベント図)



(浮力材充填位置等)

浮力体/Air Vents/Water inlet holes の取付



Vシリーズ競技細則

2011年4月1日改正 2009年4月1日改正 2008年4月1日制定

000 総則

001 競技細則

- 1 この競技細則は、モーターボート国内競技規則(以下「競技規則」という)に基づき、Vシリーズについて定める。
- 2 この競技細則は、競技規則で定める一般規定を補うものとする。

100 適用クラス

101 国内 V シリーズ

1 クラス及び艇体は次の通りとする。

シリ ーズ	クラス	排気量	重量 ドライバー含	長さ	ф	形状
	250	175cc以上250cc以下	230kg以上	3.50m以上		Vボ
	350	251cc以上350cc以下	240kg以上	3.50m以上	1.30m以上	卜스
V	500	351cc以上500cc以下	265kg以上	3.75m以上		モノ
	700	501cc以上700cc以下	270kg以上	4.00m以上	1.35m以上	ハル

※V700以下は、2サイクル環境対応エンジンまたは4サイクルエンジンとする。

シリーズ	クラス	排気量	重量 ドライバー除	長さ	形状
	850	751cc以上870cc以下	330kg以上	4.25m以上	
v	2000	1,501cc以上2,000cc以下	535kg以上	5.60m以上	Vボトム
v	3000	2 001aalti E2 200aalti E	6001/2121 -	6.00m以上	モノハル
	3000 2,001cc以上3,280cc以		600kg以上	※5.70m以上	

※排気量は、2サイクル環境対応エンジンを基本とし、4サイクルエンジンは

1. 4倍までとする。

- ※JC I 登録はプレジャーボートクラスとする
- ※ライフジャケットはストックアウトボート用またはオフショア用とする
- ※インフレータブルボートの場合、船底中央部はコンポジットであること
- ※改造範囲はSクラスに準ずる
- ※V3000クラスで河川等のみで走行する場合は5.70m以上でも可

200 競技

201 競技方法

競技は、耐久レースとし、スタート方法は、ローリングスタートとする。

300 スペック (仕様)

301 艇体

艇体は次の通りとする。

1 形状は、Vボトムのモノハルとする。

(図参照) (1) (不可) (可) (2) (不可) ストライプA≤80mm キール B≤250mm チャイン C≤100mm (4) (不可) D≥ 15*

- 2 ブレーキ効果を生じたり、スプレーを上げる装置は禁止する。
- 3 ウイング、ハイドロフォイルの取り付けは禁止する。

302 キャノピー装備艇

- 1 キャノピーを装備した場合は、次の通りとする。
 - (1) ヘッドレストを設置しなければならない。
 - (2) フルキャノピーは、選手の真上に開口部を設け、開口部の周囲 2cm 以上を蛍光オレンジ色で塗らなければならない。なお、開口部の大きさは、0.55m×0.55m以上とする。
 - (3) ヘルメットは、通常の着座姿勢の状態でキャノピーから出てはならない。
 - (4) ステアリングホイールを取り外さなくても、選手が脱出できなければならない。
 - (5) 艇体のバウを50cm以上蛍光オレンジ色で塗らなければならない。 ただし、艇体が同色の場合は、バウのオレンジ色の箇所と艇体との間を15cm以上を白色で塗らなければならない。
 - (6) バウの接水外板上に、高さ 25cm 以上の大きさでレース時の乗艇人数を黒色で明記しなければならない。
 - (7) バックミラーを取り付けなければならない。
 - (8) キャノピーにウインドウォッシャーを装備しなければならない。
 - (9) シートベルトを装備しなければならない。
 - (15 本または6本のハーネスで構成されていること。
 - ②ハーネスは、十分な強度を有する材質で、適切に止められていること。
 - ③腰ハーネス及び肩ハーネスの巾は50mm以上であること。
 - ④開放装置は、レバーまたはカムロック式のワンタッチ動作でなければならない。

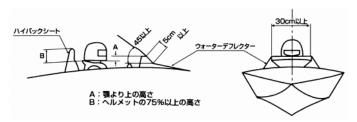
303 キャノピ―未装備艇

- 1 キャノピーを装備していない艇は、次の通りとする。
 - (1) シートベルトを装着してはならない。
 - (2) ガラス製のウィンドシールドは認めない。
 - (3) セーフティスィッチ セーフティスイッチのケーブルを選手の体に付けていなければならない。
 - (4) ウォーターデフレクター
 - ①ウォーターデフレクターは、選手を水流から保護するのに十分な強度をもつ 素材で設計、製作されていなければならない。
 - ②ウォーターデフレクターは、選手が投げ出されたとき、危害を与えないよう

なものでなければならない。

- ③ウォーターデフレクターの上部先端から最低5cmは、水平線から少なくとも45 度の角度で立ち上がっており、水平面で測って最低30cmの幅をもたせなけれ ばならない。
- ④ウォーターデフレクターは、最も背の高い選手が普通の操縦姿勢で着座した 時、その選手の顎の位置までの高さがなければならない。
- (5) ハイバックシート

シートの頂部は、選手が普通の操縦姿勢で着座したとき、その選手のヘルメットの高さの75%までカバーしなければならない。

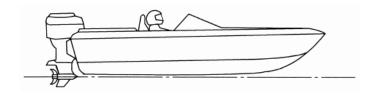


304 機関

- 1機関は、次の通りとする。
 - (1) UIMに承認された船外機とする。ただし国内で市販の船外機も可とする。
 - (2) 機関の数は、1 基とする。
 - (3) 燃料吸入方式は、自由とする。
 - (4) 前進、中立、後進させるギア変換装置を持っていなければならない。
 - (5) 排気量は、次の通りとする。 ただし2サイクル環境対応エンジンを基本とし、4サイクルエンジンは 1.4倍までとする。
 - · V 250 175cc以上、250cc以下
 - · V 350 251cc以上、350cc以下
 - V 500 351cc以上、500cc以下
 - · V 700 501cc以上、700cc以下
 - ·V 850 751cc以上、870cc以下
 - V 2000 1.501cc以上、2.000cc以下
 - · V 3000 2,001cc以上、3,280cc以下

- (6) 機関の冷却は水循環ポンプによって行わなければならない。
- (7) 外部から助力無しに迅速、かつ容易に始動できなければならない。
- (8) スターターは、純正品で、変更や調整をしてはならない。
- (9) V700以下は改造は許可されない。
- 2 機関の取り付け高さは、次の通りとする。

機関の取り付けは、水平にしたプロペラシャフトの位置が、船底のキールラインより下になければならない。



305 許可される改造

- 1 許可される改造は、次の通りとする。
 - (1) 部品関係
 - ①ボルト、ワッシャー、及びナットは交換してもよい。
 - ②回転計、温度計、水圧計を取り付けてもよい。
 - ③過回転防止装置は、取り外してもよい。
 - 4スターターロックは、取り外してもよい。
 - ⑤スパークプラグは、交換してもよい。
 - (2) パワーユニット関係
 - ①シリンダは、再ボーリングはしてもよい。ただし、そのクラスの許容排気 量内において、純正品のピストンを使用する場合に限る。
 - ②フライホイールは、ホモロゲーションシートに規定された寸法と重量であればバランスを調整してもよい。ただし、変更は認めない。
 - (3) 吸排気関係
 - ①キャブレターのジェットの寸法は、変更してもよい。
 - ②キャブレターのスロットルレバーにスプリングを加えてもよい。
 - ③排気口を追加してはならない。
 - (4) ミッドセクション関係
 - (1)スイベルブラケットは、パワートリムを取り付けるために変更したり、ショ

- ックアブソーバーを取り外したり、変更してもよい。
- ②ステアリング機構は変更してもよい。ただし、ステアリングバーを取り外したり、新しいものを取り付けることにより生じた開口部は、密封しなければならない。
- ③モーターのラバーマウントは、取り外したり、変更してもよい。
- (5) 冷却関係
 - (1)冷却は、ウォーターポンプの供給によらなければならない。
 - ②冷却装置のサーモスタット、及び圧力バルブは取り外してもよい。
- (6) ギアケース関係
 - ①ギアケースの外側は、自由とする。ただし、ギアケースの内部部品及び排気 口は、ホモロゲーションシートに示す通りとする。
 - ②トリムタブは、プロペラに合わせるために、取り外したり、変更してもよい。
- (7) プロペラ関係 プロペラは、交換してもよい。

2 その他

- (1) ホモロゲーションシートに示すパーツの寸法は、規定寸法まで機械加工してもよい。
- (2) ホモロゲーションシートに示すパーツの重量は、規定重量まで機械加工して もよい。
- (3) 詳細がホモロゲーションシート内の図で確かめられない時は、同一の部品と 比較して判断してもよい。
- 3 この規則に明記されていない部品をエンジンに加えたり、取り外してはならない。

306 燃料

- 1 燃料は、次の通りとする。
 - (1) 市販されている自動車、または航空用とする。
 - (2) 燃料に2サイクルエンジン用潤滑油を加えてもよい。
 - (3) 燃料またはエアーインテークから、機関の出力を増加させる添加剤を加えてはならない。

オフショア(OFF)シリーズ競技細則

2009年4月1日改正 2008年4月1日制定

000 総則

001 競技細則

- 1 この競技細則は、モーターボート国内競技規則(以下「競技規則」という)に基づき、オフショアシリーズについて定める。
- 2 この競技細則は、競技規則で定める一般規定を補うものとする。

100 適用クラス

101 国内オフショアシリーズ

(単位:CID/cc)

	インボード				アウトボード
					環境対応型を含む
					2 サ イクル)
	ガソリン		ディーゼル		ガソリン
スーパー	2基以上		2基以上		4基以上
	1,500/23,034を超え	દેઢ	2,000/32,774を超える	5	800/13, 104を超える
オープン	2基以上		2基以上		4基まで
	910/14, 912を超え (502+SCI×2)		1, 500/24, 580を超え		600/9,828を超え
		(540NA×2)	2,000/32,774まで		800/13, 104まで
	1,500/ <mark>23,034</mark> まで				
OFF1	1基 (502+SCI)	2基以上 (454×2)	1基	2基以上	3基まで
	502/8, 226を超え	700/11,471を超え	720/11, 798を超え	1,000/16,387を超え	400/6, 552を超え
	750/12, 290まで	910/14,912まで	1,000/16,387まで	1,500/24,580まで	600/9,828まで
OFF2	1基 (502NA) 2基以上 (350×2)		1基	2基以上	基数制限なし
	384/6, 292を超え	384/6, 292を超え	553/9,062を超え	768/12, 585を超え	256/4, 195を超え
	502/8, 226まで	700/11, 471まで	720/11, 798まで	1,000/16,387まで	400/6, 555まで

OFF3	基数制限なし	1基	2基	基数制限なし
	336/5,506を超え384/6,292まで	484/7,931を超え	672/11,012を超え	226/3, 703を超え
		553/9,062まで	768/12,585まで	256/4, 195まで
OFF4	基数制限なし	基数制限なし		基数制限なし
	<mark>200/3, 277</mark> を超え336/5, 506まで	550/9,012を超え672/1	11,012まで	183/3,000を超え
				226/3, 703まで

[※] アウトボードに関し、4サイクルエンジン及び過給機付エンジンは、1.4倍とする

※ 燃料供給方式(EFI、キャブレター)は自由とする。

200 競技方法

201 競技方法

競技は耐久レースとし、スタート方法はローリングスタートとする。

300 スペック (仕様)

301 艇体

艇体は次の通りとする。

- 1 形状は、自由とする。
- 2 長さは、次の通りとする。

0叶 スーバー	40ft(12.19m)以上
OFF オープン	35ft(10.66m)以上50ft(15.24m)以下
0FF 1	30ft(9.14m)以上35ft(10.66m)以下
0FF 2	24ft(7.62m)以上35ft(10.66m)以下
0FF 3	23ft(7.01m)以上35ft(10.66m)以下
OFF 4	21ft(6.40m)以上35ft(10.66m)以下

- 3 ハイドロフォイルの取り付けは禁止する。
- 4 ウイングを装着した場合は、次の通りとする。
 - (1) ウイングの巾は、次の通りとする。
 - ①モノハル艇の場合は、ハルの巾の1.5倍以内とする。
 - ②カタマラン艇の場合は、ハルの巾以内とする。
 - (2) ウイングは、選手の位置より後方に設置しなければならない。
 - (3) ウイングが脱落した場合は、失格とする。

- 5 インボードエンジンは、コックピットから離れた隔室に設置されていなければならない。
- 6 エンジンルームは、適切な換気がされていなければならない。
- 7 消火器及び消火スイッチを選手がすぐ操作できる位置に、備え付けなければならない。

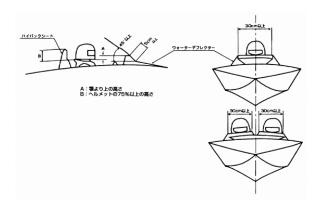
302 キャノピー装備艇

- 1 キャノピーを装備した場合は、次の通りとする。
 - (1) コックピットとエンジンルームとの間に隔壁を設けなければならない。
 - (2) 選手毎にヘッドレストを設置しなければならない。
 - (3) フルキャノピーは、選手の真上に開口部を設け、開口部の周囲2cm以上を蛍光オレンジ色で塗らなければならない。なお、開口部の大きさは、サイドバイサイドでお互いの選手が接近している場合は、0.55m×0.825m以上とし、その他の場合は各選手宛0.55m×0.55m以上とする。
 - (4) ヘルメットは、通常の着座姿勢の状態でキャノピーから出てはならない。
 - (5) ステアリングホイールを取り外さずに、選手が脱出できなければならない。
 - (6) エンジンルームは、適切な換気がされていなければならない。
 - (7) 艇体のバウを 50cm 以上蛍光オレンジ色で塗らなければならない。ただし、艇体が同色の場合は、バウのオレンジ色の箇所と艇体との間を 15cm 以上を白色で塗らなければならない。
 - (8) バウの接水外板上に、高さ 25cm 以上の大きさでレース時の乗艇人数を黒色で明記しなければならない。
 - (9) 両者の手が届く位置に点火回路と燃料供給ポンプを遮断できるスイッチ、またはボタンを設置しなければならない。
- (10) バックミラーを取付けなければならない。
- (11) キャノピーにウインドウォッシャーを装備しなければならない。
- (12) シートベルトを装備しなければならない。
 - (15 本または6本のハーネスで構成されていること。
 - ②ハーネスは、十分な強度を有する材質で、適切に止められていること。
 - ③腰ハーネス及び肩ハーネスの巾は50mm以上であること。
 - ④開放装置は、レバー又はカムロック式のワンタッチ動作でなければならない。

303 キャノピー未装備艇

- 1 キャノピーを装備していない艇は、次の通りとする。
 - (1) シートベルトを装着してはならない。
 - (2) ウインドシールドまたはウォーターデフレクター、及びハイバックシートを 取り付けなければならない。
 - ①ウインドシールドは、確実に艇体に固定され、金属フレーム及び木部の露出 した縁は、ゴム等の柔らかい材料で覆われていなければならない。
 - ②ガラス製のウィンドシールドは認めない。
 - ③ウィンドシールドは、選手が投げ出された時、危害を与えないようなもので なければならない。
 - ④ウォーターデフレクターは、選手を水流から保護するのに十分な強度をもつ 素材で設計、製作されていなければならない。
 - ⑤ウォーターデフレクターは、選手が投げ出されても危険が生じないもので、 かつ十分な強度をもっていなければならない。
 - ⑥ウォーターデフレクターの上部先端から最低5cmは、水平線から少なくとも45 度の角度で立ち上がっており、水平面で測って最低30cmの幅をもたせなけれ ばならない。
 - ⑦ウォーターデフレクターは、最も背の高い選手が普通の操縦姿勢で着座した 時、その選手の顎の位置までの高さがなければならない。
 - ⑧ハイバックシートの頂部は、選手が普通の操縦姿勢で着座した時、その選手のヘルメットの高さの75%までカバーしなければならない。
 - (3) セーフティスィッチ

独立したセーフティスイッチのケーブルを各選手の体に付けていなければならない。なお、予備スイッチケーブルを艇内に備えておかなければならない。



304 機関

機関は、次の通りとする。

- 1 形式は、自由とする。
- 2 排気量は、次の通りとする。 (巻頭参照) ただし4サイクルエンジン及び渦給機付エンジンは1. 4倍とする。

32個以上の操舵システムを使用するときは、外部駆動装置を固定するタイ・バー(連結棒)、または他の装置を備えなければならない。

305 燃料

- 1 ガソリン・エンジン用の燃料は、次の通りとする。
- (1) 市販されている自動車用または航空用とする。
- (2) 燃料に2サイクルエンジン用潤滑油を加えてもよい。
- 2 ディーゼル・エンジン用の燃料は、道路走行用、産業用、コマーシャル用、プレ ジャーボート用で市販のものとする。
- 3 燃料またはエアーインテークから、機関の出力を増加させる添加剤を加えてはならない。

400 JA1の使用権

401 JA1使用権の対象

- 1 使用権の対象は、次の通りとする。
 - (1) 対象レース

その年の4月から12月に実施されるオフショアシリーズ(スーパーを除く)のレースで、その年の2月末日迄にレースカレンダーに登録されたものを対象とする。 ただし、オフショアシリーズの全クラス(スーパーを除く)が実施されないレースは、対象としないものとする。

(2) 対象者

オフショアシリーズ戦に参加した者とする。ただし、その対象者は、艇の実質上の最高責任者にあたるドライバー、スロットルマン、ナビゲーターのうち1名とする。

402 決定方法

- 1 Aコース総合優勝が1回以上ある者で、ポイントシステムによりトータルポイント の高得点者とする。
- 2 トータルポイントが同点の場合は、次の通りとする。
 - (1) 前年度の使用者に優先権が与えられる。
 - (2) 高ポイントの多い者
 - (3) 出場回数の多い者
 - (4) 早期に高ポイントを獲得した者
- 3 資格者が権利を放棄した場合は、その年の JA1 の使用者はないものとする。

403 使用期間

使用期間は1年間とする。(4月1日から翌年3月31日まで)

404 使用条件

使用資格を第三者に譲渡することはできないものとする。 なお、上記に違反した 者については、使用資格を失うものとする。

405 ポイントシステム

国内競技規則に定めるシリーズポイントとする。

競技会規則等

日本選手権レース規則 スピードトライアル競技細則 ハンディキャップレース実施方法

日本選手権レース規則

2008年4月1日制定

この規則は、日本パワーボート協会(以下「協会」という)が、優秀な成績を収め た者を認定するため、日本選手権レースについて定める。

100 実施クラスの決定

1 実施クラスの決定は、前年の12月末までに協会で決定する。ただし、全日本選手権シリーズ戦で実施されるクラスは除く。

101 開催申請

- 1 主催しようとする団体は、レース開催年の2月末までに協会に申請しなければならない。
- 2 申請するクラスの登録隻数は、5 隻以上でなければならない。
- 3 開催の申請が重複した場合は、協会が決定する。

102 承 認

- 1 冠付レースと共催する場合は、その内容について協会の承認を得なければならない。
- 2 主催団体は、参加資格について、協会の承認を得なければならない。
- 3 主催団体は、参加選手を制限するレースにおいては、欠場選手の補充方法について協会の承認を得なければならない。

103 主催者義務

- 1 主催しようとする団体は、レースの開催実績がなければならない。
- 2 主催団体は、日本選手権公認料 10,000 円を協会に納入しなければならない。
- 3 主催団体は、競技会を開催する場合は、主催者賠償責任保険に加入しなければな らない。
- 4 主催団体は、開催1ヶ月前までに各連盟に通知しなければならない。

104 延期·中止

1 主催団体は、レースを延期または中止した場合、理由書を協会に提出し、出場

予定選手に通知しなければならない。正当な理由なくレースを延期または中止した場合は、次年度の開催資格を失う。

105 取り消し

1 競技会終了後、日本選手権レースとしての要件を満たさなかったと判断した場合、協会は承認を取り消すことができる。

106 認 定

- 1 協会は、優勝者に、認定書を授与する。
- 2 日本選手権として実施したレースにおいて、エントリー隻数が5隻以上でない場合は、日本選手権レースとして認定しない。

107 その他

その他必要事項は、協会で決定する。

附則

この規則は、2008年4月1日から施行する。

スピードトライアル競技細則

2008年4月1日制定

000 総則

001 競技細則

- 1 この競技細則は、モーターボート国内競技規則(以下「競技規則」という)に基づき、スピードトライアル競技について定める。
- 2 この競技細則は、競技規則で定める一般規定を補うものとする。
- 3 ジェットスポーツにおいては、日本ジェットスポーツ連盟(以下「JJSF」という) が定める競技規則に基づくものとする。

100 レコードの種類

101 ワールドレコードクラス

- 1 ワールドレコードとして認定されるものは、次のものとする。
 - (1) 国際モーターボート連盟(以下「UIM」という)の国際シリーズに該当するモーターボート及びジェットスポーツ
 - (2) APBAクラス
 - (3) プロトタイプクラス

102 ナショナルレコードクラス

- 1 ナショナルレコードとして認定されるものは、次のものとする。
 - (1) ワールドレコードとして認定されるクラス
 - (2) 日本パワーボート協会(以下「協会」という)が競技規則に定める国内シリーズに該当するモーターボート
 - (3) JJSF が競技規則に定めるジェットスポーツ
 - (4) 上記以外で協会が承認したクラス

200 参加の要件

201 参加資格

- 1選手
 - (1) R/L (スポーツクラスにあってはスポーツライセンス) を受有していること。
 - (2) ジェットスポーツにおいては、JJSF が発給する R/L を受有していること。

- (3) 健康診断を受診していること。
- (4) その他競技規則に定める要件を満たしていること。

2 競技艇

- (1) 競技艇は、計測証明書を受有していること。 (スポーツクラスは除く)
- (2) 競技規則で定めるモーターボート(パワーボート)総合保険に加入していること。
- (3) ジェットスポーツにおいては、JJSF が発給する競技艇登録証を受有していること。
- (4) その他競技規則に定める要件を満たしていること。

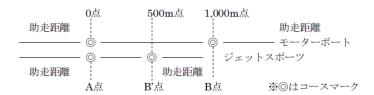
202 参加の禁止

- 1 参加選手は、競技規則305に定める「参加の禁止」に従わなければならない。
- 2 トライアル競技会に任命された競技員は、当該競技会にドライバーとして参加することができない。

300 競技

301 公認コース

- 1 トライアルに使用されるコースは、協会の立会の下で、測量技師の有資格者によって次の方法で測定され、UIMに登録された公認コースとする。
 - (1) 三角測量
 - (2) エレクトロニックス距離測定装置(EDM)
- 2 トライアルコースの直線距離は、次の通りとする。
 - (1) モーターボート 1,000m
 - (2) ジェットスポーツ 500m



3 コースマークは、計測点に対して直角に置かれ、ドライバーの目安とする。

302 競技方法

- 1 競技は、競技規則及び競技細則に基づき、公認コース上で実施されなければならない。
- 21回のトライアルは、定められた時間内の20分間にコースを1隻ずつ走行し、その速度を競う。ただし、コースを1回以上往復しなければならない。
- 3 ドライバーは、定められた時間内においては、ピットに帰投し、修理及び調整を することができる。

303 レコードの計測方法

- 1 コース上の水流方向の変化(満干潮の変化)の前後30分間は、競技を実施してはならない。なお、その間の記録はレコードとして認定されない。
- 2 計測は、1,000mまたは500mの両端に計測点を配置し、各計測点には2名以上の 計測員によって2系統以上の計測機器を使用して行なわなければならない。
- 3 計測機器は、次の通りとする。
 - (1) 測定速度が200km/h以下の場合は、1/10 秒まで計測できる計測機器を使用しなければならない。
 - (2) 測定速度が200km/hを超える場合は、1/100秒まで計測できる光電子写真、または同様な計測器を使用することが望ましい。
- 4 計測委員は、選手のトライアル開始、終了時間を記録しなければならない。
- 5 複数のレコードの平均算出は、小数点第2位までが採用される。
- 6 1台の計測機器が故障等の事象により停止した場合は、残り1台の計測機器の記録 を採用することができる。
- 7 計測場所は、陸上でなければならない。

400 レコードの記録

401 記録方法

- 1 記録の認定にあたり、協会が指名した競技員が立ち会わなければならない。
- 2 往路と復路の最も速いスピードの平均値を記録する。
- 3 往路と復路の間隔が20分を超えた場合は、記録として認められない。

500 検 杳

501 出走前検査

1 競技艇は、出走前検査に合格しなければならない。

- 2 競技艇は、競技規則に定められた各クラスの改造範囲、及び艤装品を装備していなければならない。
- 3 特別にトライアル競技のみ承認したものについては、実施要領等で定められた特別規則に従わなければならない。
- 4 検査員により、ドライバーの立ち会いの下、エンジンは封印される。

502 出走後検査

- 1 トライアル終了直後、新記録等の樹立艇、及び執行委員会の指示があった場合は、 検査を受けなければならない。
- 2 封印されたエンジン及び競技艇は、執行委員会の監視の下で48時間以内に2名以上の検査員によって、検査を受けなければならない。
- 3 競技艇は、競技規則832「排気音」に定めるエンジンの排気音のレベルチェックを しなければならない。
- 4 検査を拒否した場合、または検査の結果、違反のあった競技艇は失格となり、 レコードは無効となる。

600 レコードの申請

601 申請方法

- 1 ワールドレコードとして、UIMに申請する場合は、トライアル終了後4週間以内に 協会を通して申請しなければならない。
- 2 申請に必要な書類は、次の通りとする。
 - (1) UIM 申請書
 - (2) 当該競技艇の計測証明書の写し 1部
 - (3) 走行中の競技艇の写真 1 枚 (裏面に競技艇の色、ドライバー名、クラス、樹立したスピードレコードを記入)
 - (4) 競技員、検査員、救助委員、計時委員等執行委員会の名簿 1部
 - (5) 潮の変化のある水域で実施した場合は、潮の流れの変化を示した潮汐表
 - (6) UIM が規定する公認料 (申請者の負担)

700 レコードの樹立

701 レコードの樹立

レコードの更新は、現在の記録の1.003倍を乗じた数値以上でなければ、新記録として認定されない。

702 ワールドレコード

ワールドレコードは、協会の承認のもと、申請によりUIMの認定をもって樹立さるものとする。

703 ナショナルレコード

ナショナルレコードは、協会の認定をもって樹立されるものとする。

704 レコードの連結

- 1 クラスの性能を制限するために、次により競技規則が変更または制限された場合は、変更される前に樹立されたレコードは凍結され、それ以降に樹立された記録は新しいレコードとして認定される。
 - (1) 排気容積の変更
 - (2) エンジンの改造範囲の制限
 - (3) 使用燃料の制限
 - (4) 最低重量の導入
 - (5) 最低重量の増加
 - (6) その他特別な制限

800 レコードの取り消し

801 レコードの取り消し

- 1 申請に対して次に該当した場合は、レコードを取り消される。
- (1) 申請内容に偽証があった場合
- (2) 申請期日に遅延した場合
- (3) UIM が正式に書面によって発表する前にレコードを他人に公表したり、流布した場合
- (4) その他、重大な不正があった場合

附則

この規則は、2008年4月1日から施行する。

ハンディ・キャップレースの実施方法

ハンディ・キャップレースの趣旨

排気量及び船体の大きさ等の諸条件の異なる競技艇にハンディ・キャップを与えることにより、それぞれの艇が公平かつ対等にレース参加できるようにすることを目的とする。

000 実施方法

- 1 この実施方法は、モーターボート国内競技規則(以下「競技規則」という)及び競技細則に基づき、実施される耐久レースにおいて採用されるものとする。
- 2 この実施方法は、耐久レースにおいて、シリーズ及びクラスを混走して実施した 場合において、実施できるものとする。

100 対象シリーズ

- 1 V シリーズ
- 2 オフショアシリーズ

200 対象艇

- 1 上記シリーズまたはクラスによる耐久レースの参加艇
- 2 対象艇は、次の両条件を満たしたものとする。
 - (1) 耐久時間経過後、タイムアウト時間内にチェッカーフラッグを受けたもの。
 - (2) 競技細則による義務周回数を満たしたもの。
- 注意:義務周回数を満たしたものであっても、タイムアウト時間内にチェッカーフラッグを受けていないものは、対象外とする。

300 ハンディ・キャップ

- 1 各クラスのハンディ・キャップ係数は、過去に実施した当該シリーズ及びクラス のレースデータを参考に算出するものとする。
- 2 ハンディ・キャップ係数は、日本パワーボート協会の承認を得るものとする。

400 順位決定方法

- 1 上記条件を満たした艇について次によりハンディ・キャップを与えるものとする。
- 2 走行距離 (km) とタイムにより、求めた平均速度を算出し、ハンディ・キャップ

係数を乗じた速度により、順位を付けるものとする。

- 3 算出方法(計算式)は次のとおりとする。
 - (1) 対象艇の平均速度を算出する。

(2) 順位決定速度を算出する。

順位決定速度(km/h)=平均速度(km/h)×ハンディ・キャップ係数

登録関係規則

レーシングライセンス発給規則 公認競技員及び登録検査員登録規則

計測証明書発給規則

エキスパート登録規則

レーシングライセンス発給規則

2010年4月1日改正 2008年4月1日制定

この規則は、モーターボート国内競技規則(以下「競技規則」という)に基づき、レーシングライセンスの発給について定める。

100 レーシングライセンスの種類

- 1 レーシングライセンスの種類は、次の通りとする。
 - (1) 国内レーシングライセンス
 - ①レーシングクラス
 - ②スポーツクラス
 - (2) 国際レーシングライセンス

101 受講資格

レーシングライセンスの講習を受講できる者は、次の通りとする。

- (1) 日本国内に居住する者
- (2) 二級(湖川小出力限定を除く)以上の小型船舶操縦資格を有する者。
- (3) 競技規則の 704-6 または 7 の適用を受けていない者
- (4) 競技会参加に支障を生ずる心身の疾病がない者

102 新規講習

- 1 講習は、日本パワーボート協会(以下「協会」)、または都府県、地区連盟(以下「連盟」という)が行う。
- 2 講習は、一般常識及びモーターボート競技に関する規則について、レーシングライセンスは2時間以上、スポーツライセンスは1時間以上行う。
- 3 講師は、協会が任命し、派遣する。
- 4 連盟が新規講習会を開催する場合は、協会へ新規講習会の開催申請を行わなけれ ばならない

103 修了試験

- 1 修了試験を受けようとする者は、新規講習を受講していなければならない。
- 2 修了試験は、講習内容について筆記試験を行い、70%以上の成績をもって合格と

する。

3 スポーツライセンスについてはこの限りではない。

104 登録申請

- 1 登録の申請をする者は、所属連盟を通じて協会に次のものを提出しなければなら ない。
 - (1) レーシングライセンス申請書(第5号様式-1) 1 通
 - (2) 小型船舶操縦免許の写し 1部
 - (3) 写真(縦3cm×横2.4cm)上半身、脱帽、6ヶ月以内に撮影したもの1枚
 - (4) 健康診断書(第3号様式) 1通
 - (5) 手数料(修了試験料、発給料、教材費、講習料等)
- 2 登録の申請は、修了試験の日から、3ヶ月以内に完了しなければ無効となる。

105 登録

協会は、登録の申請があった場合は、登録原簿に必要事項を記入し、登録を行う。

106 レーシングライセンスカードの発給

協会は、登録した場合、当該申請者に所属連盟を通じてレーシングライセンスカードを発給する。

107 有効期間

- 1 有効期間は、登録または更新した年の翌年の3月31日までとする。
- 2 小型船舶操縦資格が無効となった場合は、その時点で無効となる。

108 更新

- 1 有効期間は、申請により更新することが出来る。ただし、更新講習を必要とする 場合は、その講習を受けなければならない。
- 2 協会が認めた者は、更新講習の受講が免除され申請により更新することができる。
- 3 登録の更新を受けようとする者は、連盟を通じ、次のものを有効期間が満了する3 ヶ月以内に、協会に提出しなければならない。
 - (1) 更新申請書(第5号様式-2) 1通
 - (2) 健康自己申告書(第3号様式—1) 1通
 - (3) 更新料

109 更新講習

- 1 講習は、協会又は連盟が行う。
- 2 講習は、モーターボート競技に関する規則、安全対策等について行う。
- 3 講師は、協会が任命し、派遣する。
- 4 やむを得ない理由により、あらかじめ計画された日に講習を受講できなかった者に対し、特別更新講習を実施することができる。ただし、6月末日までとする。

110 登録の更新

協会は、更新の申請があった場合、更新登録を行い、申請者に所属連盟を通じて レーシングライセンスカードを発給する。

111 失効講習

- 1 更新を受けなかった場合は、最後の更新から1年以内に限り申請により更新することができる。また1年以上5年未満の場合、新規講習を受講することにより更新することが出来る。ただし、試験は免除する。それを超えた場合は新規として扱う。
- 2 失効講習を受講する場合の提出書類は、新規講習に準ずるものとする。

112 レーシングライセンスカードの再発給及び記載事項変更

- 1 レーシングライセンスカードを紛失または棄損、記載事項変更した場合、再発給 の申請をすることができる。
- 2 レーシングライセンスの再発給を受けようとする者は、協会に次のものを提出し なければならない。
 - (1) 再発給申請書(第5号様式-1) 1通
 - (2) 再発給料
- 3 協会は、申請があったときは、レーシングライセンスカードを再発給する。

113 レーシングライセンスカードの返還

- 1 次に該当した場合は、協会にレーシングライセンスカードを返還しなければならない。
 - (1) レーシングライセンスカードを使用する必要がなくなったとき。
 - (2) 申請に対して不正があったとき。
 - (3) 競技規則の 704-6 または7 の適用を受けたとき。

114 手数料

1 手数料は、別に定める。

附 則

この規則は、2010年4月1日から施行する。

公認競技員及び登録検査員登録規則

2008年4月1日制定

この規則は、モーターボート国内競技規則(以下「競技規則」という)に基づき、公 認競技員及び登録検査員の登録について定める。

100 受護資格

- 1 公認競技員または登録検査員の講習を受講できる者は、次の通りとする。
 - (1) 日本パワーボート協会(以下「協会」という)または都府県、地区モーターボート連盟の長の推薦を有する者。
 - (2) 競技規則 704-6 または 7 の適用を受けていない者。

101 新規講習

- 1 講習は、協会が行う。
- 2 公認競技員の講習は、モーターボート競技に関する規則等について4時間以上行う。 ただし、レーシングライセンスを受給している者、または登録検査員として登録 されている者は、2時間以上とする。
- 3 登録検査員の講習は、モーターボート競技に関する規則、及びモーターボートの 検査に必要な事項等について5時間以上行う。ただし、レーシングライセンスを受 給している者、または公認競技員として登録されている者は3時間以上とする。
- 4 講師は、協会が任命し、派遣する。
- 5 連盟が新規講習会を開催する場合は、協会へ新規講習会の開催申請を行わなけれ ばならない

102 修了試験

- 1 公認競技員または登録検査員の修了試験を受けようとする者は、新規講習を受講 していなければならない。
- 2 修了試験は、講習内容について筆記試験を行い、70%以上の成績をもって合格と する。

103 登録申請

1 講習を受講する者は、協会に次のものを提出しなければならない。

- (1) 申請書(第7号様式) 1通
- (2) 写真(縦3cm×横2.4cm)上半身、脱帽、6ヶ月以内に撮影したもの1枚
- (3) 登録料

104 登録

- 1 協会は、登録の申請があった場合は、登録原簿に必要事項を記入し、登録を行う。
- 2 モーターボートスポーツ委員、モーターボートテクニカル委員及び協会が認めた 者は、申請により公認競技員または登録検査員として登録する。

105 登録証の発給

協会は、登録した場合、当該申請者に公認競技員または登録検査員登録証(以下「登録証」)を発給する。

106 有効期間

有効期間は、登録した日から翌年の3月31日までとする。

107 更新

- 1 申請により更新することができる。
- 2 登録の更新を受けようとする者は、次のものを有効期間が満了する7日前までに協 会に提出しなければならない。
 - (1) 更新申請書(第7号様式) 1通
 - (2) 更新料

108 臨時講習

- 1 協会は、講習を必要と認めた場合、臨時講習を行う。
- 2 講習は、規則の改正、安全対策等について行う。
- 3 講師は、協会が任命し、派遣する。

109 登録証の再発給及び記載事項変更

- 1 登録証を紛失または棄損し、記載事項変更した場合、再発給の申請をすることができる。
- 2 登録証の再発給を受けようとする者は、協会に次のものを提出しなければならない。

- (1) 再発給申請書(第7号様式) 1通
- (2) 再発給料
- 3 協会は、申請があったときは、登録証を書き換えて再発給する。

110 登録証の返還

- 1 次に該当した場合は、協会に登録証を返還しなければならない。
 - (1) 有効期間が満了したとき。
 - (2) 棄損により再発給を受けるとき。
 - (3) 紛失による再発給を受けた後、紛失した登録証を発見したとき。
 - (4) 登録証を使用する必要がなくなったとき。
 - (5) 申請に対し不正があったとき。
 - (6) 臨時講習を正当な理由なくして受講しなかったとき。
 - (7) 競技規則の704-6または7の適用を受けたとき。
 - (8) 公認競技員、登録検査員としてふさわしくない行為をしたと協会が認めたとき。

111 手数料

登録料等は、次の通りとする。

- (1) 登録料 1,000円
- (2) 更新料 1資格につき 1,000円
- (3) 再発給料(記載事項変更含む) 500円

附則

この規則は、2008年4月1日から施行する。

計測証明書発給規則

2008年4月1日制定

この規則は、モーターボート国内競技規則(以下「競技規則」という)に基づき、計 測証明書の発給について定める。

100 計測証明書の受給者

- 1 計測証明書は、日本パワーボート協会(以下「協会」という)の行う登録検査に 合格した競技艇を所有する者に対して発給される。
- 2 競技艇は、日本小型船舶検査機構(以下「JCI」という)が区別する次のものとする。
 - (1) レーシングクラス艇 小型船舶安全法において一般規定が適用されない競技艇
 - (2) プレジャークラス艇 小型船舶安全法が適用される競技艇

101 登録検査

- 1 登録検査は、協会が別に定めるモーターボート登録検査実施要領により登録検査 員が行う。
- 2 登録検査の場所は、次の通りとする。 ただし、予備機関のみの追加登録検査は、次の(1)及び(2)で行う。
 - (1) 協会本部
 - (2) 協会の指定する場所
 - (3) 登録検査を受けようとする者が希望する場所
- 3 登録の検査は、登録検査が行われた日から3ヶ月以内に登録申請の手続きをしない 場合は無効とする。
- 4 登録検査は、レーシングクラス艇にあっては競技会の30日前までとし、プレジャークラス艇にあっては同15日前までとする。

102 合格証明書の発行

1 協会は、登録検査に合格したレーシングクラス艇に対して、合格証明書を発行する。

2 合格証明書の有効期間は3ヶ月とする。

103 登録の申請

- 1 登録の申請をする者は、次のものを協会に提出しなければならない。ただし、 計測証明書の有効期間内に競技会に出場していない競技艇は、再登録できない。
 - (1) 登録検査申請書 1通
 - (2) モーターボート登録検査表 (正横からの、サービス判の写真を貼付したもの。 更新の場合は不要) 1 枚
 - (3) JCI 検査証及び検査手帳の写し (競走用モーターボートは JCI 検査後) 1 部
 - (4) モーターボート登録検査料(予備機2基を含む)
 - (5) 検査手数料
- 2 登録の申請は、参加する競技会の10日前までとする。

104 登録

- 1 協会は、登録の申請があった場合は、登録原簿に必要事項を記入し、登録を行う。
- 2 登録の番号は、次の通りとする。
 - (1) レーシングクラス艇 RXX001~RXX700
 - (2) プレジャークラス艇 PXX701~PXX999
 - ※XXは登録された西暦年度の下2桁を表示し、それ以降は001、701から順番に割り 当てられる。

105 計測証明書、登録シールの発給

- 1 協会は、登録を行った場合、当該申請者に計測証明書及び登録シールを発給する。
- 2 登録シールは、次の通りとする。
 - (1) レーシングクラス艇 赤色シール
 - (2) プレジャークラス艇 青色シール

106 有効期間

計測証明書及び登録シールの有効期間は、船舶安全法に基づく中間検査または定期検査(第1回目の定期検査を除く)の年で協会が指定した期日までとする。

107 更新

1 申請により更新することができる。

2 登録は、有効期間満了後3ヶ月後以内に更新されないときは抹消する。

108 計測証明書、登録シールの再発給

- 1 計測証明書または登録シールを、紛失または棄損した場合、再発給の申請をすることができる。
- 2 紛失の場合は、次のものを協会に提出しなければならない。
 - (1) 再発給申請書 1 通
 - (2) 再発給料
- 3 き損の場合は、次のものを協会に提出しなければならない。
 - (1) 再発給申請書 1 通
 - (2) 計測証明書または登録シール
 - (3) 再発給料
- 4 協会は、申請があったときは、計測証明書または登録シールを再発給する。

109 計測証明書の記載事項変更

- 1 計測証明書の記載事項に変更が生じた場合、すみやかに次のものを協会に提出し、 訂正を受けなければならない。
 - (1) 変更申請書 1 诵
 - (2) 計測証明書
 - (3) 再発給料
- 2 競技艇の所有者が変更した場合、次のものを協会に提出しなければならない。
 - (1) 所有者変更申請書 1 通
 - (2) 計測証明書
 - (3) 再発給料
- 3 協会は、申請があったときは、計測証明書を書き換えて発給する。

110 計測証明書、登録シールの返還

次に該当した場合は、協会に計測証明書ト登録シールを返還しなければならない。

- (1) 有効期間が満了したとき。
- (2) 紛失により再発給を受けた後、紛失した計測証明書、または登録シールを発見したとき。
- (3) 競技艇として使用しなくなったとき。
- (4) 申請に対し、不正があったとき

111 手数料

登録検査料等は、次の通りとする。

(1) 登録検査料 (予備機2基を含む) 15,000円

ただし、登録検査員の旅費交通費を含む

(2) 追加予備機関登録検査料 1 基につき 2,000 円

(3) 検査手数料(旅費交通費は別途請求) 10,000円

(4) 再発給料 計測証明書 1,000円

登録シール 1,000円

附 則

この規則は、2008年4月1日より施行する。

エキスパート登録規則

2008年4月1日制定

この規則は、日本パワーボート協会(以下「協会」)が、モーターボート国内競技規 則(以下「競技規則」という)に基づき、エキスパートの登録について定める。

100 エキスパートクラス

エキスパートクラスとは、F3000クラスをいう。

101 出場資格

エキスパートクラスの競技会に出場する者は、エキスパート登録をしていなければならない。

110 新規登録

111 新規登録申請

登録の申請をできる者は、次の1または2の条件を満たしていなければならない。

1 条件1

- (1) 国内レーシングライセンス(以下「国内R/L」という)を受有し、1年以上を 経過していること。
- (2) 申請時に国内R/Lを受有していること。
- (3) 登録申請する過去5年間に次のいずれかの条件を満たしていること。
 - ①F550 またはF850 クラスで2回以上優勝していること。
 - ②ハイドロまたは V クラスで 10 競技会以上出場していること。
 - ③ハイドロまたはVクラスで5競技会以上とF550またはF850クラスを2競技会で計7競技会以上出場していること。
 - (4F550 または F850 クラスで 5 競技会以上出場していること。

2 条件2

- (1) 国内 R/L を受有し、1年以上を経過していること。
- (2) 申請時に国内 R/L を受有していること。
- (3) F550 及びF850 クラスで 3 競技会以上 (国内外競技会問わず) 出場していること。
- (4) F3000クラス競技会で競技委員として2競技会以上の従事した経験を有してい

ること。ただし2000年4月1日以降の競技会からとする。

- (5) 競技規則で定めるダンクテストを受けていること。
- (6) 所属するクラブ長の指導の下、十分な航走指導と練習を重ね、クラブ長のリポート(推薦状や経歴など)を提出すること。
- (7) 国外の競技会 (フォーミュラクラス) に出場した者で次の条件を満たした者。 ただし、2000 年 4 月 1 日以降の競技会からとする。
 - ①競技規則の規定する国際 R/L を受給している者。
 - ②UIMに加盟している国(連盟)が主催する競技会であること。
 - ③出場した競技会の主催者からレース成績及びリポート(出場記録)を取得し、 協会へ提出すること。
- 3 登録の申請は、本人の申請により行う。
- 4 登録の申請をする者は、協会に次のものを提出しなければならない。
 - (1) エキスパート申請書 1通
 - (2) 登録料 5,000円
 - (3) 所属クラブ長のリポート (111-2による登録申請者)
 - (4) 国外競技会のレース成績及びリポート(111-2(7)による登録申請者)

112 登 録

協会は、登録の申請があった場合、登録原簿に必要事項を記入し、登録を行う。

113 登録証の発行

協会は、登録の申請があった場合、当該申請者に登録証を発行する。

114 有効期間

有効期間は、登録または更新した翌年の3月31日までとする。

120 更新登録

121 更新

有効期間は、申請により更新することができるものとする。ただし、更新講習を必要とする場合は、その講習を受けなければならない。

122 更新申請

- 1 更新の申請をする者は、次の条件を満たしていなければならない。
- (1) 国内 R/L を受有していること。
- (2) 継続してエキスパート登録を受ける者。
- 2 登録の更新を受けようとする者は、協会に次のものを提出しなければならない。
 - (1) エキスパート更新申請書 1通
 - (2) 更新登録料 2,000円

130 失効再登録

131 失効再登録申請

- 1 失効再登録の申請をする者は、次の条件を満たしていなければならない。
- (1) 国内 R/L を 1ヶ月以上受有していること。
- (2) エキスパート登録後、更新しないために登録が失効している者。
- 2 失効再登録を受けようとする者は、協会に次のものを提出しなければならない。
 - (1) エキスパート失効再登録申請書 1通
 - (2) 失効再登録料 5.000 円

140 登録証の再発給

- 1 登録証を紛失または棄損した場合は再発給を申請できる。
- 2 登録証の再発給を受けようとする者は、協会に次を提出しなければならない。
 - (1) R/L 申請書 1 通
 - (2) 再発給料 2,000円

150 登録証の返還

次に該当した場合は、協会に登録証を返還しなければならない。

- 1 国内 R/L の効力がなくなったとき。
- 2 エキスパート登録の必要がなくなったとき。
- 3 申請に対して不正があったとき。
- 4 競技規則の 704-6 または 704-7 の適用を受けたとき。

附則

この規則は、2008年4月1日から施行する。

その他の規則

ホモロゲーション申請規則 アウトボードクラスの強化コックピット規則 国内シリーズ及びクラスの申請規則

ホモロゲーション申請規則

2008年4月1日制定

この規則は、国際モーターボート連盟(以下「UIM」という)の競技規則に基づき、 UIMの承認を必要とするシリーズ及びクラスの申請をする場合について定める。

100 登録

- 1UIMの登録を必要とするシリーズ及びクラスは、次の通りとする。(制限クラス)
 - (1) スポーツアウトボードシリーズ
 - (2) Vシリーズ
 - (3) フォーミュラシリーズ
 - (4) OSY400 クラス

101 申請要件

- 1 制限クラスに使用する船外機を UIM に登録するには、次の条件を満たしたものとする。
 - (1) 推進用に標準生産品(全てのパーツの寸法、重量、材質が同一で互換性を有していること。)として製造されていること。
 - (2) 製造者から宣伝、販売されていること。
 - (3) 最少生産台数が日本パワーボート協会(以下「協会」という)と製造者により 証明されていること。

最少生産台数1,000cc まで1,000 台1,000ccを超え2,000ccまで500台

2,000ccを超えるもの 200台

(4) 排気量 1,000cc を超える機関のミッドセクション (プラケットを含むドライブシャフトハウジング) とギアケース (アンダーウォーターユニット) の最少生産台数は 25 台とする。ただし、これらは販売用に製造されなくても、また一般用途に使用されなくても良いものとする。

102 登録申請

1 UIMの承認を受けようとする者は、毎年10月10日までに協会にUIM所定の申請 書により申請しなければならない。

- 2 申請に必要な費用は、申請者が負担するものとする。
- 3 協会は、申請内容がパワーボーティングの利益に反すると判断したときは、その申請の受付を拒否することができるものとする。
- 4 協会は、申請を受理したら、直ちに内容を検討し、UIMに送付するものとする。

103 承認

- 1 UIMに承認された機関には、ホモロゲーションシートが発行される。
- 2 UIMに申請して承認された機関は、原則として翌年の1月1日から競技に使用できるものとする。

104 有効期間

- 1 ホモロゲーションの有効期間は、10年間とする。
- 2 ホモロゲーションの有効期間は、延長することができる。
 - (1) 期間は1年間または5年間とする。

105 登録料等

UIMホモロゲーション登録申請に要する費用

UIM新規登録料	10年間	1,410ユーロ	
UIM登録延長料	5年間	705ユーロ	
	3年間	470ユーロ	
	1年間	141ユーロ	
仕様変更	10年間	141ユーロ	
国内登録手数料			
(新規登録時)	1機種に付き	50,000円	
(使用変更時)	「放性」」)で	30,000円 送金手数料は	
(登録延長時)		0円 実費	
ホモロゲーションシート	1件に付き	500円	
コピ一取得料	ודוכוזכ	300[-]	

106 その他

- 1 協会は、ホモロゲーションシートのコピーを有償で頒布することができるものとする。
- 2 UIMに承認された機関がマイナーチェンジにより、出力及びスピードが5%以上

アップした場合は、新規に申請するものとする。

附 則

この規則は、2008年4月1日から施行する。

アウトボードクラスの強化コックピット規則

2008年4月1日制定

この規則は、モーターボート国内競技規則(以下「競技規則」という)に定めるレーシングアウトボード、スポーツアウトボード、フォーミュラ各シリーズのクラスに 義務付けられた強化コックピットについて定める。

100 材料及び構成

強化コックピットの材料及び構成はUIMの承認を得たものでなければならない。

101 装備品

- 1 強化コックピットには、次のものを装備しなければならない。
 - (1) リフト用アイボルトは、内径 25mm 以上(Uボルトも可)であること。
 - (2) シートベルトは、次の通りとする。
 - ①5~6本で構成されていること。
 - ②開放装置は、レバーまたはカムロック式のワンタッチ動作でなければならない。
 - ③強化コックピットに直接固定されていること。
 - ④固定ボルトには、大きめの座金等を使用し、ボルトが抜けないようになっていること。
 - (3) ステアリングホイールは、工具を使わずに素早く取り外しができること。
 - (4) バックミラーを、左右に取り付けること。
 - (5) 艇体外部には、電磁ポンプ式の機関はバッテリースイッチを、その他の機関はキルスイッチを取り付けること。
 - (6) キルスイッチは、強化コックピット内で、かつシートベルト固定時に選手の 手が届く範囲内に取り付けなければならない。

(フロートスイッチは、キルスイッチとみなさない。)

附則

この規則は、2008年4月1日から施行する。

国内シリーズ及びクラスの申請規則

2008年4月1日制定

この規則は、モーターボート国内競技規則(以下「競技規則」という)に基づき、 新たに国内シリーズ及びクラスを申請する場合について定める。

100 登録申請

- 1 シリーズまたはクラスを新たに申請する場合は、仕様書またはそれに準じた書類を日本パワーボート協会(以下「協会」という)へ提出しなければならない。
- 2 登録申請できる者は、次の通りとする。
 - (1) 協会、連盟及び公認クラブ
 - (2) ボートまたはエンジンの製造者
 - (3) 協会が認めた者

101 審 杳

登録申請されたシリーズまたはクラスは、協会において審査される。

102 承認

審査の結果、正当と判断された場合は新シリーズまたはクラスとして承認される。

103 登録

- 1 正式に承認を受けた後、競技規則に基づく計測証明書発給規則により、競技艇登録をすることができる。
- 2 同一規格の艇が6隻あるいは機関が6台を満たすまでは、新シリーズまたはクラス として競技会を実施することはできない。

104 承認の取り消し

申請されたものと登録されたものの内容に相違があった場合は、承認を取り消す ものとする。

附則

この規則は、2008年4月1日より施行する。

資 料

UIM 登録コックピットリスト
UIM 承認エンジンリスト
スピードトライアル 日本記録表

UIM登録コックピットリスト

※ 国内ではUIM登録切れも使用可

7% A3 37 C	that the etc.	※ 国内ではUM豆球切れも使用可
登録番号	製造者	国名
001	MONTS DE OCA ENTERPRISES	アメリカ
002	GARDINAUT	イタリア
003	MELIN CHRISTER	スウェーデン
004	B. B. BOERG	オランダ
005	F. D. JELF	イギリス
006	DAVE POLLDEN	イギリス
007	MOLGAARD	デンマーク
008	KIMBY	スウェーデン
009	BURGESS #1	イギリス
010	DAC	イタリア
011	TIM-BOAT	フィンランド
012	LASER/LYNX MARINE	イギリス
013	MOLINARI	イタリア
014	ALT	ドイツ
015	RACING TEAM	フィンランド
016	KANERVA/SARKKA	フィンランド
017	LINDELL — CAT	フィンランド
018	TAPANI LAINE	フィンランド
019	JOHANSSON	フィンランド
020	VIRTANEN	フィンランド
021	VON DOLLEN	フィンランド
022	BLAH0	ロシア
023	VELDEN	オランダ
024	PEVERLLE	イギリス
025	JEANNEAU	フランス
026	HAUTE PERFORMANCE SYSTEME	フランス
027	BARRACUDE BOATS	イギリス
028	LUCINI	イタリア
029	THORUP	デンマーク
030	WINRACE BOATS	ノルウェー
031	HOULT	イギリス
032	MOORE	フランス
033	SEEBOLD BOATS	アメリカ
034	ADBC	フランス
035	JOUNI KURONEN	フィンランド
036	JUKKA KURONEN	フィンランド
037	ROGER LONNBERG	フィンランド
038	SUOBERG RACING	スウェーデン
039	TORENVLIET	オランダ
040	ATELIER TCH	フランス
041	DESCHAMPS	フランス
U71	DEGOTIANI U	1///

登録番号	製 造 者	国 名
042	OLIVIER MOULIN	フランス
043	J. SARKKA	フィンランド
044	BULLET TUNNELCRAFT	アメリカ
045	0Z BURGESS	オーストラリア
046	GRAHAME TROY	オーストラリア
047	BRIAN TROY	オーストラリア
048	GARY DREIER	オーストラリア
049	DON Mc CLYMONT	オーストラリア
050	D'ARCY TROY	オーストラリア
051	L. A. M. ENTERPRISES	オーストラリア
052	CARL KINDER	イギリス
053	TIM LEWIS	イギリス
055	PETER LEESON	オーストラリア
056	B. B. RACING	イギリス
058	YEEHA BOATS	アメリカ
059	STOCKER BOATS	アメリカ
060	R. HAWIE RACE ENGENEERING	アメリカ
061	GRAND PRIX BOATS	アメリカ
062	STV-SUMMERFORD RACING Inc	アメリカ
063	LEE BOATS	アメリカ
064	WESTEC	アメリカ
065	CALIFORNIA ENTERPRIZE Inc	アメリカ
066	MIRAGE BOATS	アメリカ
067	GARY PUGH	アメリカ
068	GREGORY A/STELMASIK, PE	アメリカ
069	VISION CRAFT BOATS	アメリカ
070	HOFFMAN RACING	アメリカ
071	POULOS TIRE AND AUTO	アメリカ
072	Mac KAYrS MARINE	アメリカ
073	DAN SCHWARTZ	アメリカ
074	DROZED RACING	アメリカ
075	RAM CUSTOM BOATS AND ACC.	アメリカ
076	BOB SHUBERT TRACY HAWKINS	アメリカ
077	SAM La BANCO	アメリカ
078	JOE KNAUER #1	アメリカ
079	GUEST RACING Inc	アメリカ
080	P.T.MARINE Ltd	アメリカ
081	BLACK BIRD Ltd	アメリカ
082	T.R.STANLEY ENGENEERING	アメリカ
083	REPUBLIC RACING	アメリカ
084	RICK ADAMS	アメリカ
085	RADICAL DESIGNS	アメリカ
086	FLOYD G. HOPKINS	アメリカ
087	ROCKY JORDAN-CUSTOM COVERS	アメリカ

登録番号	製 造 者	国 名
088	DOUGH BOYER-DEWITT MARINE Inc	アメリカ
089	CHIRS BUSH	アメリカ
090	JOE KNAUER #2	アメリカ
091	RICK CAMPELL	アメリカ
092	GLEN TURNER	アメリカ
093	CHAPEL POINT MARINE	アメリカ
094	JOHN MORGAN	アメリカ
095	SWENSTAD POWERBOATS	アメリカ
096	DALE COLE	アメリカ
097	SAM HEMP	アメリカ
098	ESLEY COWMAN	アメリカ
099	KARLESEN CUSTOM BOATS	アメリカ
100	SOVIE PERFORMANCE BOATS	アメリカ
101	ROGERSON RACING	アメリカ
102	MIRAGE BOATS	アメリカ
103	RICHARD BREW	アメリカ
104	WINDRIFT RACING	アメリカ
105	LARRY SWINFORD	アメリカ
106	Dr THOMAS KRATOCHWILL	アメリカ
107	HANCOCK GLASS	アメリカ
108	WELLINGTON BOATBUILDERS	ニュージーランド
109	J.P MIDDELTON	イギリス
110	GRENIER	フランス
111	CLERICI	イタリア
112	BURGESS # 2	イギリス
113	HUMPREYS	イギリス
114	FARKAS	ハンガリー
115	LARK	フィンランド
116	GRAHAM HOWARD	オーストラリア
117	WESTEK	アメリカ
118	HUNGASV	ハンガリー
119	MOLGAARD	デンマーク
120	FB DESIGN	イタリア
121	ALABAN	オーストラリア
122	HF — NOR — CAT	ノルウェー
123	FORT BOAT	ロシア
124	A. P. C. M.	フランス
125	SATISFACTION MARINE	オーストラリア
126	SORENSEN	オーストラリア
127	R.D.M. ENGINEERING	オーストラリア
128	POPE	オーストラリア
129	E.P.PERFORMANCE BOATS	オーストラリア
130	HODGES RACING BOATS	オーストラリア
131	VBB FORMULA 1	タイランド

登録番号	製 造 者	国 名	
132	PACEMAKER BOATS	オーストラリア	
133	ROSVIK	ノルウェー	
134	PANTTEAM	ロシア	
135	DRAGULA	オーストラリア	
136	ELLERY	オーストラリア	
137	NIEMI/MAJURI	フィンランド	
138	MASLEN	オーストラリア	
139	LYALL	オーストラリア	
141	INNBOARD MARINE SERVICES	オーストラリア	
142	ACE MARINE	オーストラリア	
143	MALINEN	フィンランド	
144	NIEMI	フィンランド	
145	VENIAMIN OSIPOV	ロシア	
146	A. LIGIER	フランス	
150	SABOS	ロシア	
151	H. RBACEK	チェコ	
152	JELF	イギリス	
153	KARLSSON	スウェーデン	
154	TURATI	イタリア	
155	CANTIERE COMPARATO	イタリア	
156	GARDINAVTICA	イタリア	
157	VICTORY DESIGN	イタリア	
158	ALBATRO MARINESRL	イタリア	
159	MOTONAVTICA AVANZINI	イタリア	
160	BELCO AVIA	イタリア	
161	JELF POWER	イギリス	
162	ESTCOCKPIT	エストニア	
163	SPERONI	イタリア	
164	RON JONES	アメリカ	
165	HUNGASV	ハンガリー	
166	B. A. R. RACING	アメリカ	
167	R. LONNBERG	フィンランド	
168	WORLD WIDE SERVICE	イタリア	
169	MICHAEL MAY	スイス	
170	GRANDPRIX BOATS	アメリカ	
171	PEGASE RACING	フランス	
172	MOLGAARD	デンマーク	
173	TEAM TC4	フランス	
174	HTS	フランス	
175	COMPOSPACE	アイルランド	
176	SEEBOLD	アメリカ	
177	SPERONI	イタリア	
178	TACKMAN	フィンランド	

登録番号	製 造 者	国 名
179	R&D MARINE	フィンランド
180	BAG — MAR	イタリア
181	ADBC	フランス
182	ASMH3	フランス
183	CLERICI FRANCO	イタリア
184	MILAN GUY	フランス
185	BURGESS	イギリス
186	DAC	イタリア
187	VICTORY DESIGN	イタリア

UIM承認エンジンリスト

※ 国内では、UIM承認切れでも使用可

AEROMARINE

AERON	IARINE			
承認番号	型 式	排気量(CC)	承認年度	備考
00118	482	7,904.00	1972	
ALFA	ROMEO AUTO			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00082	MONTREAL	2,465.00	1970	
00109	MONTREAL	2,997.30	1972	
00116	A. R. 115. 04	3,969.00	1972	
00159	MONTREAL	2,997.30	1970	
AMG M	OTORENBAU			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00362	B5,6/4V117B2001	5, 547. 20	1986	
ARIAS	INDUSTRIES			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00352	ARIASHEMI	8,139.66	1985	
	CORPORATED			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00392	Ford motorsport	8, 177. 10	1988	
ASTIL	LERO			1
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00148	Ortholan sup.six	4,097.00	1974	
00163	ORTHOLAN Super Six R	3, 975. 42	1974	
BAUDO	UIN			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00419	12FSR	14,929.00	1989	
00450	8F 125SR V8 BT1900	11,684.00	1991	
BMW		1	-	
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00494	M62	4,000.00	1999	
BMW A	G			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00360	M30/3, 4	3,430.00	1986	
00361	\$38/3,5	3, 453. 14	1986	
BOMBA	BOMBARDIER			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00512	Evinrude/Johnson V6	3, 287.66	2005	
	200/225/250 E-TEC			
00520	75/90 E-TEC	1299,59	2006	
00521	115/130 E-TEC	1726, 96	2006	
00522	150/175/200 E-TEC	2590,44	2006	
B. P. M	1			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
	Oceanic 265	5,701.00	1970	

	5,843.00	1986	
	4, 961.00	1986	
型式	排気量(CC)	承認年度	備考
357 MAGNUM	5,828.00	1994	
型 式	排気量(CC)	承認年度	備考
BRB3700	3,750.00	1977	アルゼンチン
BRB5000	5, 200.00	1977	アルゼンチン
LDI			
型式	排気量(CC)	承認年度	備考
2000	1,993.00	1977	イタリー
PILLAR			
型式	排気量(CC)	承認年度	備考
D336	11,500.00	1970	ディーゼル
3160 M	10, 400. 00	1973	ディーゼル
RTH NICHOLSON M	CLAREN		
型式	排気量(CC)	承認年度	備考
LTD V8 DFZ	3, 494. 00	1999	
MASO S.P.A			
型式	排気量(CC)	承認年度	備考
L/gr3/gr4	5,763.00	1975	インボード
ALIA			
型式	排気量(CC)	承認年度	備考
6V53 Victory 500.U	5, 159.00	1990	
Victory 6V 800.U	9, 205. 00	1990	
Victory 8V 950.U	11,683.00	1990	
8V92 Victory 1000.U	12,072.00	1990	
RI			
型式	排気量(CC)	承認年度	備考
F110A	4, 943. 00	1982	イタリア
AUTO S.P.A LANCIA	\		
	排気量(CC)	承認年度	備考
832-2600cm3	2,593.70	1987	.,
832-3000cm3	3,014.70	1987	
			<u> </u>
型式	排気量(CC)	承認年度	備考
	7,636.34	1974	140 .3
550 FAJ	7.030.34		
550 FAJ	7,030.34	1314	
型 式	排気量(CC)	承認年度	備考
	型式 BRB3700 BRB5000 L D I 型式 2000 PILLAR 型式 D336 3160 M RTH NICHOLSON M 型式 LTD V8 DFZ MASO S.P.A 型式 L/gr3/gr4 ALIA 型式 L/gr3/gr4 ALIA 型式 CV53 Victory 500.U Victory 6V 800.U Victory 6V 800.U Victory 8V 950.U 8V92 Victory 1000.U R I 型式 F110A AUTO S.P.A LANCIA 型式 832-2600cm3 832-3000cm3 H I P MARINE	Yulcano 450	Vulcano 450

00153	221 SP	3,620.00	1974	アルゼンチン
	RY MARINE TURBO	3,020.00	1314	1100777
承認番号	型 式	排気量(CC)	承認年度	備考
00365	Gentry 600 turbo (4,31) type A	4, 328. 90	1986	III 75
00366	Gentry 600 (4,31) type!	4, 328. 90		
			1986	
00367	Gentry 600(6,11) typeA	6, 131. 92	1986	
00368	Gentry 600(6,11) typel	6, 131. 92	1986	
00369	Gentry 700 turbo (5,71) type A	5, 784. 00	1986	
00370	Gentry 700(8,11) typeA	8, 193. 20	1986	
00371	Gentry 800 turbo(5,71) type	1 5,784.30	1986	
00372	Gentry 800(8,11) typel	8, 193. 20	1986	
G.M				
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00117	466	7, 364. 00	1972	
GREET	НАМ Е.			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00157	Avenger 1000	998.00	1974	
HOLMA	N&MOODY inc			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00002	CPM400-427	6,999.00	1970	
00003	CPM500-427W	6,999.00	1970	
00004	CPM600-429	7,031.00	1970	
00005	CPM290-351W	5,753.00	1970	
00006	CPM235-302A	4,950.00	1970	
00089	CPM650-427-8V-SOHC	7,000.00	1972	
00164	CPM-400 Boss 3028V	4,950.00	1974	
00165	CPM-420 Boss 3028V	4,950.00	1974	
00171	CPM-360 4V BP	7,359.00	1974	
00172	CPM235B-4V BP	4, 948.80	1974	
00173	CPM629AA-4V BP	5,751.80	1974	
00179	CPM 494	7,904.00	1975	
00194	CPM380	5, 765. 90	1975	
HONDA	1			- t
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00507	Honda BF50	808.00	2004	4stroke
00508	Honda BF90	1590.00	2004	4stroke
00509	Honda BF150	2354.00	2004	4stroke
00510	Honda BF225	3471.00	2004	4s troke
ISOTI	A FRASCHINI			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00323	1306HTI-ID 38SS 6V	9,720.00	1983	イタリア
00449	V1308	11,683.00	1991	イタリア
IVEC	-AIFO			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
	L			

00112	CP 3 SM	7,410.00	1972	ディーゼル
00320	8061 (SRM) diesel	5, 499. 00	1983	ディーゼル
00341	8041 SRM d4	3,666.00	1984	ディーゼル
00342	8061 SRM d5	5,861.00	1984	ディーゼル
00353	8041 SRM 04	3,666.00	1985	ディーゼル
00354	8061 SRM 05	5,861.00	1985	ディーゼル
KAZAN	(ロシア)			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00317	Sport350	350.00	1983	
KEITH	EICKERT			
承認番号	型 式	排気量(CC)	承認年度	備考
00467	OFFSHORE 496	8,119.00	1993	
KSW O	FFSHORE ENGINEE	RING		
承認番号	型 式	排気量(CC)	承認年度	備考
00421	366-34	6,018.00	1989	ディーゼル
00422	499	8, 184.00	1989	ディーゼル
KUIBY	SHEV(ロシア)			
承認番号	型 式	排気量(CC)	承認年度	備考
00319	Vikhr30	488.00	1983	
LANBO	RGHINI			
承認番号	型 式	排気量(CC)	承認年度	備考
00324	L800	7, 973. 89	1983	-
00373	L512	4, 978. 70	1986	
00374	L508	5, 350. 50	1986	
00375	L509 B	5,706.89	1986	
00420	L804 V4	8, 171. 38	1989	
00489	L522M	5, 706. 89	1997	
LAVEL	LOIS-POYAUD			
承認番号	型 式	排気量(CC)	承認年度	備考
00083	12VS2	20, 930. 00	1971	ディーゼル
LAWRE	NCE MARINE			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00053	Martin V8	2,996.00	1970	
LALEY	LAND M.L			
承認番号	型 式	排気量(CC)	承認年度	備考
00036	500	8,192.00	1970	ディーゼル
00279	V12	5, 585.00	1980	
LIGHT	NING			
承認番号	型 式	排気量(CC)	承認年度	備考
00448	LPP496	8,110.00	1991	
	2.1.100			
MARIN				
		排気量(CC)	承認年度	備考
MARIN	E R	排気量(CC) 1,998.42	承認年度 1979	備考
MARIN 承認番号	E R 型 式		7 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	備考

00298	30	498.00	1982	
00299	40	594.00	1982	
00300	60	798.00	1982	
00453	Mariner 75marathon/	1, 168.00	1992	
	75 magnum			
MASER	RATI S.P.A			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00190	197	4, 060. 90	1975	
00487	2000cc	1,996.22	1997	
00490	V8-3200	3,216.99	1997	
MAXIM	O FERNANDEZ			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00357	6-351	4,093.26	1985	
MERCL	JRY			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00025	160/165	4, 095. 00	1970	
00026	475A	7, 899. 98	1970	
00075	475A	7,899.98	1971	
00100	468	7,661.25	1972	
00107	235	5, 751.80	1972	
00140	475/A/B/C	7,899.98	1973	
00145	475/D/E/F	7,899.98	1973	
00186	Tempest MCM 280	5, 733.00	1975	ディーゼル
00204	MCM 470A	3,671.00	1976	
00225	MCM 228	5,000.00	1976	
00243	V 1750	1, 998. 42	1977	
00277	Mercury225	2, 332.00	1980	
00301	150+150XR-2/150	1,999.00	1982	
00311	Mercury 40	545.80	1983	
00312	Mercury 50/Mariner 50	721.20	1983	
00313	Mercury 70/Mariner70	817.90	1983	
00314	Mercury200/Mariner200	2,346.80	1983	
00315	Mercury M3000	3, 402. 00	1983	
00344	Mercury 18 XD	400.00	1985	
00345	Mercury 20	400.00	1985	
00346	Mercury25XD/Mariner25	400.00	1985	
00347	MCM 372	6,097.00	1985	
00348	MCM 495	8, 113.00	1985	
00364	Mercury 2.4c EFI BASS	2, 346.80	1986	B/SWICH
00389	Mercury Laser XR1220/ Mariner Magnum EF1220	2, 346.80	1987	B/SWICH
00390	Mercury 2.0c Champ	1, 998. 40	1987	B/SWICH
00000	M /M : 00	1,000.70	1007	D/ 0111 011

1,167.70

1,721.40

1987

1988

B/SWICH

B/SWICH

00391

00402

Mercury/Mariner 90

Mercury/Mariner 100

00431	Mercury/mariner115	1,721.00	1990	
00432	XR 2	1,999.00	1990	
00433	200 XRI	2,509.00	1990	
00443	Mercury/mariner2.5 efi	2,525.00	1991	
00451	60HP	850.00	1992	
00452	Mercury 75XR/Seapro	1, 168. 00	1992	
00454	2.5 XRS	2,525.00	1992	
00455	SST 140	2,347.00	1992	
00466	2.5EF1(S3000 Sup)	2,525.40	1993	
00470	2.5EFI OFFSHORE	2,525.00	1994	
00471	225HP	3,055.00	1994	
00472	90HP	1,389.00	1994	
00476	\$3000	2,528.00	1995	
00480	75	1, 385. 00	1996	
00491	2. 5EF1	2, 582. 20	1998	
00496	2. 5EF1 F1	2, 526. 46	2000	
00500	60EFI	995.50	2002	
00501	200XS	2,526.00	2002	
00506	Mercury 15/Mariner15	263.00	2003	
00511	OPTIMAX 90/115	1,524.00	2004	
00518	300XS		2006	
00519	Class1 Sci		2006	
MERCR	UISER			
承認番号	型 式	排気量(CC)	承認年度	備考
00456	800+offshore	8,123.00	1992	
MERLI	NMARINE			
承認番号	型 式	排気量(CC)	承認年度	備考
00423	Merlin7,8c 7,	781.00	1989	
MERMA	IDMARINE			
承認番号	型 式	排気量(CC)	承認年度	備考
00108	595ET-INTモデル	5, 945, 00	1972	ディーゼル
M. M. F. E	3.HELVETIA	1,		
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00030	Sport 1000	963.19	1970	
	PILLI&FIGLIO	300.13	1310	
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00273	Montepilli 873	6, 993, 34	1980	כיי וווע
	W MOTOR PLANT (D	,	1300	L
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00318	Neptun 23	346.00	1983	kul .a
	I MODERNI S.P.A	4.0.00	1000	L
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00426	1229/Smot. moderni	2,886.46	1989	NW3
NODTO	<u> </u>	2,000.70	1000	L

NORTON

承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00436	NR 50/60 series	588.00	1990	

N.S.L

	承認番号	型 式	排気量(CC)	承認年度	備考
i	00066	Ro 135	995.00	1970	

OUTBOARD MARINE CORP

承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00155	990211-225HP	5,032.00	1974	ベルギー
00280	235 Evinrude/Johnson	2,627.00	1981	アメリカ
00281	75 Evinrude/Johnson	814.00	1981	アメリカ
00282	60 Evinrude/Johnson	737.40	1981	アメリカ
00316	Evinrude OSL-ES	3, 503. 36	1983	アメリカ
	OSX-ES, OSXR-ES			
l	Johnson OSL-JS			
	OSX-JS, OSXR-JS			
00336	J/E 140 Tlcrd	1,632.00	1984	
00337	J/E 2.6gt 235 stlcrc	2,627.00	1984	
00349	Evinrude E140TLCOS/	1,802.30	1985	
	Johnson J140TLCOS			
00350	Evinrude E275TLCOS/	3,604.60	1985	
	Johnson J275TLCOS			
00351	Evinrude E300TLCOS/	3,604.60	1985	
L	Johnson J300TLCOS			
00359	Johnson/Evinrude F1A	3, 503. 40	1986	
00381	Johnson/Evinrude25	521.30	1987	
00382	Johnson/Evinrude 30	521.30	1987	
00383	Johnson/Evinrude 70	919.40	1987	919.00
00384	200GT Johnson Bass	2,703.00	1987	
00385	200GT Johnson/Evinrude	2,703.00	1987	
00386	225Evinrude/Johnson	2,703.00	1987	
00387	A Johnson/Evinrude	216.40	1987	
00388	45 SS Johnson/Evinrude	737.40	1987	
00400	15 Johnson/Evinrude	216.40	1987	
00410	140 Johnson/Evinrudel	1, 998. 40	1988	
00411	140 Johnson/Evinrude	1, 998, 40	1988	
	Limited edition	,		
00412	200GT Johnson/200XP	2,997.60	1988	
00413	V6 Johnson/evinrude	2,997.60	1988	
00414	225 Johnson/evinrude2	2,997.60	1988	
00415	275 Johnson/evinrude	3,996.80	1988	
00416	300GTJhonson/300XP	3,996.80	1988	
00417	V8 Johnson/evinrude	3, 996. 80	1988	
	300GT Itd. edition			
00441	75 Johnson/evinrude	814.00	1990	
00460	Johnson/evinrude 200/225HP	2,998.00	1993	

00461	Ltd edition Johnson/	2,998.00	1993	
	evinrude V6(loop)			
00497	V6 F1	3,099.07	2000	
PERKI	N S			4
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00054	T6.354 (M)145	5,800.00	1970	ディーゼル
00055	HT6.354 (M) 145	5,800.00	1970	ディーゼル
00056	T6.354 (M) 175	5,800.00	1970	ディーゼル
00057	V8-510 (M) 160	8,360.00	1970	ディーゼル
00086	T6.354 GT(M)	5,800.00	1972	ディーゼル
PORSC	HE AKTIENGESELL	SCH		
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00380	Porsche 928	4, 958. 00	1987	
POW				
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00488	Pow-M4095-9BT	4,096.00	1997	
RAINE	RI			•
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00034	A.R.R.15 MB	1, 496. 28	1970	
00035	A.R.R. 2500 CM	2,459.82	1970	
ROLLS	ROYCE			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00048	C6TFLM MK IV	12, 170. 00	1970	ディーゼル
00049	C8TFLM IV	16, 226. 00	1970	ディーゼル
00070	CGTFLM	12,170.00	1970	ディーゼル
00071	D8TFLM	16,200.00	1970	ディーゼル
00072	DV8TCWM	32,770.00	1970	ディーゼル
ROVER				
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00069	METEORITE	18,000.00	1970	ディーゼル
	ALCONER			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
	RF1-V12	8,148.00	1999	
SABRE	MARINE			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00052	363-175	5,950.00	1970	ディーゼル
00088	363-250	5, 945. 00	1972	ディーゼル
00358	Ford sabre marathon		1985	ディーゼル
·	K S.P.A			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00401	6/4V/8	8, 138. 88	1987	
00478	DIESEL 6-4 V9 BIT	9, 118.00	1995	
1 00 470				
00479	DIESEL 6-4 V10 BIT	10, 260. 00	1995	
SEATI	DIESEL 6-4 V10 BIT GER MARINE	10,260.00 排気量(CC)	1995	備考

00156	Ford 351 c.i	35.10	1974	
SELVA				
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00333	500	498.00	1984	
00334	700	696.00	1984	
00335	850	847.00	1984	
00356	\$1000	990.00	1985	,
00427	S495 XS racing	498.00	1989	
00428	\$700	696.00	1989	
00429	\$850	850.00	1989	
00430	\$1000	990.00	1989	
00459	\$405 X\$	399.00	1992	
00468	\$260	248.00	1994	
00498	F1000 I	1,051.20	2001	
00502	F1000 I	1,051.00	2002	
SISU				
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00484	VALMET620DSM	6,638.00	1996	
SOLUT	ION F			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00499	6LV8EV1 (Class II)	5, 995. 20	2001	
S. S. C. N	1			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00103	V8 520 S2	13,952.00	1972	ディーゼル
00104	GL 520 S2	10,464.00	1972	ディーゼル
STABI	LIMENTI MECCAN	T		
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00338	HR488 HT/2	1,995.00	1984	ディーゼル
00339	HR492 HI	2,392.00	1984	
00340	HR692HI	3,589.00	1984	ディーゼル
STERL	ING			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00477	SP1496	8, 136.00	1995	
00485	V-6STERLING	3, 949. 90	1996	
00486	STERL. AURORA V8	3, 982.00	1996	
THORN	EY CROFT			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00161	2704 ET	5, 950. 00	1974	ディーゼル
TOMOS	(ユーゴ)			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00285	18	247.26	1981	
TURBO	CRAFT			
承認番号	大八 大型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00473	OFFSHORE 1000	5, 784, 00	1994	インボード
			1,004	1241

VICTORY

VICTO	RY			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00495	V-6 VICTORY	4, 094. 82	1999	
00505	V12	8, 171. 38	2003	
VOLVO				
承認番号	型式	排気量CC)	承認年度	備考
00042	AQ155A/100CTH	1,986.00	1970	PENTA
00043	AQ165A/250C	2,979.00	1970	PENTA
00044	AQ170A/250C	2,979.00	1970	PENTA
00045	AQ200A/250E	2,979.00	1970	PENTA
00046	AQ130A/250	1,986.00	1970	PENTA
00119	AQ 221A/250	3,620.00	1973	アルゼンチン
00120	AQ 292A/250	4, 785.00	1973	アルゼンチン
00150	AS6-166	3,620.00	1974	アルゼンチ.D
00196	AS 165A/250C	2,979.00	1975	PENTA
00197	AQ 155A/100CTH	1,986.00	1975	PENTA
00198	AQ 170A/250C	2,979.00	1975	PENTA
00199	AQ 200A/250E	2,979.00	1975	PENTA
00200	AQ 130A/250	1,986.00	1975	PENTA
00304	AQ AD 40/280	3,590.00	1982	アルゼンチ.D
NISSA	N			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00409	Nissan NS 40	492.60	1988	
00418	Nissan NS 90A	1,267.50	1988	
00445	NS 15B2	247.00	1991	
SUZUK	1			
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00262	8501 (DT85)	1, 197. 00	1979	
00295	DT140	1,775.00	1982	
00325	DT30	499.50	1984	
00326	DT60	798.00	1984	
00327	DT85	1, 197. 00	1984	
00363	DT65C	891.00	1986	
00395	DT200	2,694.00	1987	
00424	DT30C	544.20	1989	
00425	DT85C	1,197.00	1989	
00457	225	2,693.00	1992	
TOHAT	SU		1	
承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00286	M55A	750.00	1982	
00307	M35A/M35B	493.40	1983	
00308	M25B	429.60	1983	
00309	M40C	493.40	1983	
00310	M70A	846.40	1983	
000.0	I MI OV	040.40	1 300	

00397	M30A2/M30A3/M30A4	429.60	1987	
00406	Tohatsu M8B	169.00	1988	
00407	Tohatsu M90A	1, 267. 50	1988	
00446	M15B2	247.00	1991	
00447	40D	698.00	1991	
00463	M50D	698.00	1993	
00464	M70B	938.00	1993	
00465	M140A	1,796.00	1993	
00513	MD50 NSD50(NISSAN)	697.00	2006	
00514	MD90 NSD90(NISSAN)	1,269.00	2006	

YAMAHA

承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00283	55BE (BM, BEM)	762.00	1981	
00284	60BE	762.00	1981	
00287	15D	247.00	1982	
00288	25DM	431.00	1982	
00289	30AM	498.00	1982	
00290	40FM	594.00	1982	
00291	50CE	760.00	1982	
00292	60CE	798.00	1982	
00293	85AE	1,140.00	1982	
00294	115AE	1,730.00	1982	
00305	60 DE	748.00	1983	
00306	140 AE(AET)	1,730.00	1983	
00328	50D	698.00	1984	
00329	70BET	849.00	1984	
00330	70CES	849.00	1984	
00331	90AET	1, 140.00	1984	
00332	220AET0	2,596.00	1984	
00343	220AET	2,596.00	1984	
00376	30D	499.00	1986	
00398	70CES	850.00	1987	
00399	225 AETO	2,596.00	1987	
00403	Yamaha 25 N	395.00	1988	
00404	Yamaha 130 Aeto	1,730.00	1988	
00405	Yamaha 140 Beto	1,730.00	1988	
00434	250 A	3, 130.00	1990	
00435	70 Ces 1990 model	850.00	1990	
00444	200 CETO	2,596.00	1991	
00458	75A	1,147.00	1992	
00462	OV46	2,596.00	1993	
00481	15F	247.00	1996	
00482	50H	698.00	1996	
00483	200G/225D	2,596.00	1996	
00503	Z200P	2,596.00	2003	

00504	F80A	1,596	2003	
00515	F60C	996.00	2006	
00516	F115A / FL115A	1,741.00	2006	
00517	Z300B	3340	2006	

YAMATO

承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00355	Yamato 102	399.00	1985	
00408	Yamato 202	397.00	1988	
00475	302	400.00	1995	

YANMAR

承認番号	型式	排気量(CC)	承認年度	備考
00469	E80A01	5, 813.00	1994	ディーゼル

スピードトライアル 日本記録表

2008年4月現在

【現在の日本記録】

クラス	記録(Km/h)	ドライバー	クラブ	エンジン	ボートタイプ	寮立年	и е
06Y400	110.40	大村 正介	東京PBC	₹71-302	ハイドロ3ド	1994	
0500	137.94	株原 義訓	日本ケーニヒ	ケーニとFC	ハイドロ3P	1966	
0700	124.72	任川 発	日本ケーニヒ	ケーニとFD	ハイドロ3P	1966	
02000	219.04	石川 忠明	芦ノ湖レーシング	マーキュリー	カタマラン	1996	
03000	208.27	杉原 臺	808-555	マーキュリー	カタマラン	1998	
8550	96.83	村尾 俊明	グラングリレーシング	スズキ	カタマラン	1992	
F550	108.91	上田 美和	チームコルト	スズキ	カタマラン	1998	
F3000	206.60	石川 忠明	芦ノ淋ルーシング	マーキュリー	カタマラン	1996	
V850	109.12	高橋 政治	チーム難	ትマ/\700	ランナバウト	1990	
V2000	104.56	秋元 輝雄	芦ノ淋ルーシング	マーキュリー	ランナバウト	1987	
V3000	141.80	吉川 停一	東海マリン	マーキュリー	ランナバウト	1998	
K400	90.02	山田 準治	ヤマトセーターホート	ヤマト	754F01P	1990	
400(1P)	94.09	大町 雅彦	びわこ競艇	₹71-302	754F01P	1996	
400(1P)	103.48	池田 昌宏	多摩川競艇	ትሌ 101 ተልነ	754F01P	1988	改造有
400(3P)	105.98	関田 捷夫	多摩川競艇	₹ ∀ ∤102	ハイドロ3P	1987	
400(3P)	118.94	杉木 隆	シブヤスピード	444	ハイドロ3P	1987	改進有
400 (R)	97.24	再谷 修三	シブヤスピード	ヤマト	ランナバウト	1988	改造有

【凍結された日本記録】

クラス	記録(Xm/h)	ドライバー	クラブ	エンジン	ボートタイプ	寮立年	津格の理由
JH(175cc)	75.47	別府 正博	液晶MC	トーハツB14	ハイドロ3ト	1963	クラス消滅のため記録を凍結
JR	65.08	別府 正博	意演MC	トーハツB14	ランナバウト	1964	※世界記録を製立 クラス消滅のため記録を凍結
AH(250cc)	66.25	返辺 研	千葉MC	マーキュリー	ハイドロ3ト	1966	クラス消滅のため凍結
BR(350cc)	98.45	永山 正男	ヤマトモーターボート	ヤマトMT	ランナバウト	1966	クラス消滅のため記録を凍結
CR(500cc)	103.55	トーマス伊芸	サイクロン	ケーニとFC	ランナバウト	1967	クラス消滅のため記録を凍結
65	133.93	安宅津二郎	東京PBC	シボレー	ランナバウト	1971	※申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申申
6850	121.29	石川 忠明	芦ノ剤レーシング	ትマ/\700	カタマラン	1987	盤体の変更により記録を凍結
F850	121.25	小百 暗典	カンムリワシ	₹₹/\70C	カタマラン	1987	エンテンの変更により影響を凍結
0250	157.66	標本 一均	₹ ₹ }₹ - \$ - \$ [*] -}	ヤマトRA	ハイドロヨア	1992	川快界記録を製立 鉛体の変更により記録を凍結
0350	159.40	梅見 次雄	テマトモーターホート	ተマトRB	ハイドロ3P	1990	エンシンの変更により記録を連結
F550	108.94	小山 墨	芦ノ関レーシング	₹ ₹ 7/30	カタマラン	1990	エンテンの変更により記録を凍結

※記録の連幅:

- ① 日本記録版立後、当該クラスが消滅した場合
- ② 日本記録機立後、当該クラスのレギュレーション(磐体、エンジン、改造範囲)に変更があった場合

モーターボート競技会 開催申請書

年 月 日

日本パワーボート協会 会長 殿

	主催団体				
	所在地				
	名 称				
	代表者				印
モーターボート国	内競技規則に基づきモーターボート競技	技会を開催	崖したい	ので、別添書	類を添
えて申請します。					
	記				
競技会名					
開催期日	- 年 月 日から	年	月	目まで	日間
	荒天の場合 (中止・順延)				
開催場所					
競技の種類	サーキットレース・耐久レース・				
実施クラス					
大会会長名					
執行委員長名					
競技役員名	競技委員長				
	審判委員長				
	総務委員長				
当日の連絡先	連絡先名	TE	L		
添付書類	1. 大会実施要領(案)				
	2. 安全対策				
	3. 許認可書類				
	4. 誓約書				
	5. その他				

誓 約 書

 日本パワーボート協会

 会 長 殿

モーターボート競技会の開催について

平成 年 月 日下記により実施する競技会において生じた事故については、すべて主 催団体において責任を負うとともに、第三者に損害を与えた場合にも主催団体が責任をもって解決いたします。

記

年 月 日

競技会名 ______

開催期日 年 月 日から 月 日まで 日間

開催場所 ______

主催団体 所在地名 称代表者

印

競技会実施報告書

				年	月	日
			承認番号			
日本パワーボート	協会					
会	長 殿					
	執行委	員長				
	氏	名				
	住	所				
	電	話				
	F	AX			<u>_</u>	
ے	の度実施した競技会に関し、	下記のとお	おり報告します。	,		
競技会名	-					
開催期日	年 月	日から	月 日ま	で日間		
開催場所	-					
競技の種類	サーキットレース・耐久し	<i>/</i> ース・				
実施クラス						
主催団体名						
執行委員長名						
競技委員長名						
審判委員長名						
参 加 数	<u>隻数</u>	選手	名			
観客人数	約 名(日間)				
取 材 関 係	新聞 · 雑誌 · TV ·	・その他				
添 付 書 類	1. 公式プログラム	5. 異議	申立書コピー			
	2. 実施要領及び細則	6. 掲載	紙コピー			
	3. 成績表	7. その	他			
	4. 事故報告書					
*	この報告書は執行委員長が	作成し、連	盟を経由して競	註会終了後1	4日以	内
	に提出すること。					

競技会概况報告

参加者の	動向及び意見等
コーフー	
3 /-	
クレーム	等の状況及びその判定
観客及び	が地元住民について
宝施した	環境保全、マナー、安全向上活動について
7,1207	SAME OF A SEPTEMBRE OF C
その	他

事 故 報 告 書

				記	載者	(救護	委員長	[) .	氏 名 _.						۱
競技会	名														
事故発生	生日時		年	月	日	午前	・午後	Ê	時	3	}				
事故発生	生場所														
1.	事故状況														
-	下記の状況に	二該当~	するも	のにC	印を	してくだ	ださい	,							
1	1)走行中の自	艇に。	よる負値	易		(()		事故	発生 時	刻		(:)
2	2)転覆時(後	色 自船	延で負債	 男又は	誤飲	(()		救出	詩刻	(水上	_)	(:)
S	8)他艇による	追突	又は接	触		(()		救護	室到着	訷間	đ	(:)
4	1)ドライバー	落水征	後の他	既の衝	突(持	新虫) (()		救急	東語	Ė		(:)
5	5)他艇と衝突	又は	妾触			(()		救急	輕津	i		(:)
6	3)その他													,	,
(図示))して下さ														
<i>۱</i> ۷									<u> </u>		<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>
									<u> </u>		<u> </u>			ļ	ļ
											ļ	∔		ļ 	-
-									 		 -	∔		ļ	 -
-									 		 	+		 	
+									 		 	+		 	
事故当	事者氏名						(年齢	冷	歳)	(性	別	男	·女)	:
所属ク									No.						
事故当	事者氏名											男	· 女)	
所属ク	ラブ						_ライ	ヤン	ス No.					_	
2) 病	院(該当す	rるも(かに이	印)											
1	使 用 (救護車	で搬送	生・救	急車で	搬送)									
② J	芯急処置のみ	· }													
3) 事															
4)傷	病の内	容													
	置経過														
6) 現	場医師の処置														

第3号様式

7	血圧	
医肺記入	脈拍、	
	1.	1

(医師記入)

健 康 診 断 書 (アッチ・アキー ダーボート選手用)	明二十五	1. MrsH、 LL/LL F F F F F F F F F	血圧 /
		血液型	RH 要因 + -
カラブ名		3. 視力	
		裸 眼 左	右
c m 体 重	Kg	矯正視力 左	右
)	弁色力	
		色弱	その他(紅緑色盲・青黄色盲・全色盲)
		Ì	
)年頃	5mの耳語の弁別 左 可	J·不可 右 可·不可
)年頃	有 無 内容	
		-	ŵr
		有無罹	
		精形	
		有 黙 柱及	

Ш

Щ

#

平成

検査の結果、上記のとおりであることを証明します。

됴

医療機関名 医師氏名

됴 Ш

Щ

#

平成

以上のとおり相違ありません。

健康自己申告書

			諠	2入日:平成	年	月	日
日本パワーボート協会	殿						
氏 名	生年月1	7		年齢	歳)	
<u> </u>		-		1 217		!	
チーム名		_					
1. 昨年度から1年間に	かかった庁に ケ	Hir へい	r==1	1 テノださい			
1. 呼中度から1 中間に 心臓病 (有、無)					左 無)	
喘息(有、無)	, , , ,		,		111 //	<i>'</i>	
骨折脱臼 (有、無)					有、 無)	\
靭帯損傷(有、無	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,)
	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	の問題を	記人口) (\/\cdv\(
その他(有、無)	1)
2. 現在治療中の病気、	けがについて記入し	してくだる	えい				
心臓病(有、無)	高血圧(有、無)	糖尿病(有、無)	
喘息(有、無)	てんかん(有、無)	頭部外傷(有、無)	
骨折脱臼 (有、無)「有」の場合はそ	の部位を	記入し	てください ()
靭帯損傷 (有、無)「有」の場合はそ	の部位を	記入し	<i>、</i> てください()
その他(有、無)) 病名()
私は、年度	エーターボート」。	ーミハノガ	ライセ	いった再発する	ミレネたり) 食休	L 古陪
が無く、また、上記の							
が無く、また、上記の	日に中日(四則重) パ	7 \\\	ひ土な	牛詞 (め)ること	をおり来り	いこしよ 9	
				平成	年	月	日
				申告者署名			

メディカルチェックリスト

主催団体	殿	
氏 名	生年月日	
チーム名	_クラス身長_	cm 体重kg
1. 問診 (選手記入)		
(1) 最近2年間になった病気	気、ケガについて記入してください	`
心臓病(有、無)	高血圧(有、無) 糖	尿病(有、無)
喘息(有、無)	てんかん (有、無)頭語	形外傷(有、無)
骨折脱臼 (有、無) 「有」	」の場合はその部位を記入してくた	<i>ご</i> さい (
靭帯損傷(有、無)「有」	」の場合はその部位を記入してくた	<i>ご</i> さい (
その他(有、無)病	詺(,
(2) 現在治療中の病気、けた	がについて記入してください	
心臓病 (有、無)	高血圧(有、無) 糖	尿病(有、無)
喘息(有、無)	てんかん (有、無)頭語	形傷(有、無)
骨折脱臼 (有、無) 「有」	」の場合はその部位を記入してくた	<i>ご</i> さい (
靭帯損傷(有、無)「有」	」の場合はその部位を記入してくた	ごさい (
その他(有、無) タ	 病名()
(3) 今日の体調について記	入してください	
熱っぽい(有、無)	風邪気味(有、無) 二日	日酔い(有、無)
頭痛(有、無)	めまい(有、無) 耶	鳥り (有、無)
胸の痛み(有、無)	息苦しさ (有、無) 腹の	D痛み (有、無)
首の痛み(有、無)	肩、腕、手、指の痛みやしびれ	(有、無)
背、腰の痛み(有、無)	足の痛み、しびれ(有、無)
その他気になる症状に「有」	の場合はその症状を記入してくた	ごさい ()
2. 診察(医師・執行委員会記)	N)	
体 温 脈 拮	有 血 圧	視 力 聴 力
頚椎機能 腰椎機能	能 関節機能	酒気帯び
3. 総合判定(医師・執行委員会	会記入) レース出走 (適当	• 不適当)
不適当理由		
医師・執行委員会署名		
私は競技会参加にあたり、	上記の申告に間違いが無く万全なの	本調であることを約束します
平成 年 月	日 <u>参加選手署名</u>	

参加申込書

(一人用)

放け会名称						, ,	/ 5/14/				
製行委員長 殿 一型	競技会名称			ク ラ ス 財団競技艇							
中込みいたします。 1. 艇 所 有 者 氏 名 2. ドライパー 氏 名 所属クラブ ライセンスNo. 3. 競 技 艇 船 名 4. 艇 体 名称及型式 全 長 5. 機 関 型式×台数 総 排 気 量 ** *** *** *** *** *** *** *** ***	執行委員長	T ₂	l	並 球 舍 万							
横査 2. ドライバー 氏 名	受付		さいので、 着	診加料	円	を添え	τ				
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	検査	2. ドライバー 月	 名 所属クラブ				····				
誓 約 書 主催者 殿 ・上記については、私本人が競技規則に基づいて確認し、記載しました。 ・私は、モーターボート国内競技規則、大会規則及び実施要領に記載されている事項を熟知し、承知した上で参加します。 ・私は、大会主催者及び関係者の指示に従うことを約束します。 ・私は、当競技会が、他の競技艇と接触、転覆等の危険性があることを承知した上で参加します。 ・私は、当競技会の参加により、練習及び競技中等、大会中に起こった事故で、人的、物的損害を受けたとき、または与えたときは、一切私の責任において解決し、主催者及び他の参加者には、故意、重過失を除いて、責任を追及したり、損害賠償を要求しないことを約束します。 年 月 日申込者氏名	備考	4. 艇 体 名 5. 機 関 四	A称及型式 E 長型式×台数		×	n	1				
申込者氏名 印	誓 約 書 主催者 殿 ・上記については、私本人が競技規則に基づいて確認し、記載しました。 ・私は、モーターボート国内競技規則、大会規則及び実施要領に記載されている事項を熱知し、承知した上で参加します。 ・私は、大会主催者及び関係者の指示に従うことを約束します。 ・私は、当競技会が、他の競技艇と接触、転覆等の危険性があることを承知した上で参加します。 ・私は、当競技会の参加により、練習及び競技中等、大会中に起こった事故で、人的、物的損害を受けたとき、または与えたときは、一切私の責任において解決し、主催者及び他の参加										
Table 100					年	月	F				
	, //1		- 2m m V								

参 加 申 込 書

(二人以上用)

			シリーズ
競技会名称			ク ラ ス
			艇 番
執行委員長 殿	上記レースに参加 申込みいたします。		か加料 円を添えて
受付	1. 艇所有者	氏 名	
	2. ドライバー	氏 名	
		所属クラブ	
		ライセンス No.	
検査	3. スロットルマン	氏 名	
		所属クラブ	
		ライセンス No.	
	4. ナビゲーター	氏 名	
備考	4. 767-9-		
		所属クラブ	
		ライセンス No.	
	5. メカニック	氏 名	
	•	所属クラブ	
		ライセンス No.	
	6. 競技艇	船 名	
	7. 艇 体	名称及型式	
		全 長	m
	8. 機 関	型式×台数	×
		総排気量	сс
		誓 約 書	
主催者 殿・上記については、	私本人が競技規則に基づい	ハで確認1. 知動	1 * 1 *
私は、モーターボー	ト国内競技規則、大会		に記載されている事項を熟知し、承知し
た上で参加します。 ・私は、大会主催者	及び関係者の指示に従う	ことを約束します。	
私は、当競技会の	参加により、練習及び競	支中等、大会中に	ことを承知した上で参加します。 起こった事故で、人的、物的損害を受け
たとき、または与	えたときは、一切私の責 fを追及したり 場実経備	任において解決し	、主催者及び他の参加者には、故意、重 と約束します。
ALCONO. C. AL	1.6元以 リルク、調査知識	CAMOUNT CC	
中込者氏名		印	44 月 日
住 所		電話番号	

出場に関する誓約書

主催団体	宛
競技会名称	

私は、標記競技会への参加にあたり、 下記のことを誓います。

記

- 1. 私は、モーターボート競技の持つリスクを理解し、競技会主催者(以下、主催者という)が設けたすべての規約、規則、指示を順守します。
- 2. 私は、モーターボートの競技規則、大会規則、並びに実施要領等に記載された事項を 熟知し、承知した上で参加します。
- 3. 私は、モーターボート競技に関連する経験が十分あり、モーターボート競技は気象変 化のある環境の中で行われ、競技環境は急激に変化する特性があるとともに、他の参加 艇との接触、転覆等の危険性があることを認識し、承知した上で参加します。
- 4. 私は、大会会場が不安定要素の多い屋外、水上など広い範囲に特設されるため、緊急 時の救護あるいは、対応に支障を来す可能性が高いことをよく理解しています。
- 5. 私の健康状態は現在良好であり、大会の参加に何ら問題を生ずることは予想されません。
- 6. 私は、競技参加にあたりヘルメット、ライフジャケットの他、安全に関する装備品、 設備の安全性については、自己の責任において装着・装備します。またこれらが起因し た事故についても、自己の責任において解決することを誓います。
- 7. 私は、私が負傷したり、事故に遭遇したり、発病した場合、医師及び主催者が私に対して応急処置を施すことを承諾し、その応急処置の方法および結果に対して異議を唱えません。
- 8. 私は、競技中および付帯行事の開催中において人的、物的損害を受けたとき、その原因のいかんを問わず、大会に関わるすべての関係者に対する責任の一切を免除します。
- 9. 私に対する競技中の補償は、自己の責任において加入している保険の範囲内であることを認識し、私はここに私自身、私の遺言執行人、管財人、相続人、近親者などのいずれからも、私の被った一切の損害について賠償請求、訴訟の提訴およびそれらのための弁護士費用などの請求を行わないことを誓います。
- 10. 私は、気象状況の悪化及び競技環境の不良など大会主催者の責に帰すべからざる事由 により、競技あるいは、競技参加に支障が生じた場合において、主催者にその責任を追 及しないこと、ならびに大会への参加に要した諸経費(参加費を含む)の支払い、返還 請求を一切行わないことを誓います。
- 11. 私は、私の家族、親族または保護者が、本誓約書に基づく大会の内容を理解、承認し、 私の大会参加を承諾していることを誓います。

この誓約書の内容を署名前に熟読し、私の意思に基づき署名しました。

	平成	年	月	日
所属クラブ				
参加者署名				ED

登	録	番	号	
処理番号(協会記入)				

レーシングライセンス申請書(C&O)

写真貼付 縦4cm× 横3cm

年 月 日

日本パワーボート協会 殿

レーシングライセンスの【 発給 (新規・失効)・再発給・変更 】を受けたいので、 必要書類を添えて申請します。

フ!	J カ *	ナ										性	別	酉	偶者
	申請	看 者	名								印	男	女	有	- 無
生	年	月	日	西暦		年	1	月	日						
所	「属	クラ	ラブ												
職	Ì		業	会社員	1	自営業	公	努員	学生	主	婦	その他	()
力	パート	開始	年月		年	月		并	圣験年数	ζ					
7	く 一ル	アド	レス								(ノペ	ソコン	• 携持	帯)	
自	フリ	り゛ナ													
Ħ	住		所	Ŧ											
宅	T	Е	L						携情	帯電話	舌				
七	F	A	X						•		•				
勤	名		称												
務	Т	Е	L												
先	F	A	X												
海	技	免	状	種	類	級小	型船	油燥	社	年		月	E	3	5付
(母	100	允	1/\	番	号				有効期	限		年	月		3
ц	Π.	液	型	(/	٠ I	3 · O ·	AB)	型	RH	(+•-	-)			
計	-		習	※受	講	年	: ,	月	日	講	師	*			印
作	> 了	弒	験	※得	点	点	i 1	合	否	担	当	*			印

登録番号
* 番 -

国際レーシングライセンス申請書

写真貼付

縦4cm× 横3cm

日本パワーボート協会 殿

年 月 日

国際レーシングライセンスの【 発給 (新規・失効)・再発給・変更 】を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

フ	IJ		ガ	ナ		性	别
申	請	者	氏	名	印	男	女
	属	ク	ラ	ブ			
緊急	名	秭	·E	七名	携帯電話		
連	Т		Е	L			
絡 先	F		Α	X			
.fft.		液		型	(A·B·O·AB) 型 RH(+·-)		
ð	戦	レー	ース	日	レース名称		

私は、モーターボート国内競技規則及びUIM競技規則に従う事を誓約します。

私は、競技参加にあたり、練習中及び競技出場中に起こった事故で損害(人的、物的)を与えたときは、 私の責任において解決し、主催者には責任の一切を追及しないことを誓約します。

私は、国内競技規則「203 国外競技会の参加」に記載されていることを誓約します。

翠 左	En

モーターボート登録検査申請書

年 月

日

日本パワーボート協	会 殿	申請者氏名	NEW COLUMN CO.	卸
フリガナ				
, , , ,	MARINE MINISTRALIA (1994), 1994, 1994, 1994, 1994, 1994, 1994, 1994, 1994, 1994, 1994, 1994, 1994, 1994, 1994,			卸
所有者氏名				Hi
住 所	₸			
所属クラブ				
競技艇定置場所				
※上記と違う場合				
検査実施希望地 ※上記と違う場合				
連絡先TEL	自宅/勤務先:		携帯:	
	登録料 15,000円			
必要費用等				
下記のモーターボー	トを登録したいので、必要	野類を添えて申請	します。	
シリーズ		クラス		
船	体	Ŧ	ンジン及びモーター	
型式		型 式		
		MILITAL INC. AL		
		製造番号		
製造年			7/*************************************	
L		L		
計測証明書送り先				
※上記住所と異なる				
備 考_		1500000		

競走用モーターボート所有者変更申請書

年 月 日

日本パワーボー	ート協会 殿	申請者氏名	印
フリガナ			
旧所有者名			
フリガナ			
新所有者名		印	
フリガナ	〒		
現住所			
連絡先	自 宅	()	
TEL	携帯電話	()	
所属連盟			
所属クラブ			
主な使用者	選手名:		
る場合)	ライセンス番号:	クラブ名:	
下記のモータース	ボートの所有者を変更したい。	ので、手数料(1,000 円)を添えて申請し	/ます。
登録番号	シリーズ	クラス	
	船 体	エンジン	
型 式		型 式	
1		製造者名	
製造番号		製造番号	
	先		
備	考	And the state of t	

計測証明書申請書

クラス	登	録	番	号	

日本パワーボート協会 殿

年 月 日

計測証明書の【 再発給 ・ 変更 】を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

	申請者氏名	1		
フリガナ				
所有者氏名				印
フリガナ	=			
現住所	Т			
連絡先	自 宅	()	
T E L	勤務先等	()	
フリガナ				
所属クラブ				

登	録	番	号	
処理	番号(協会記	入)	

公認競技員及び登録検査員申請書

年 月 日

日本パワーボート協会 殿

【 公認競技員・登録検査員 】の【 登録・更新・再発給】を受けたいので、 必要書類等を添えて申請します。

	フリ	ガナ										性	別
申	請す	耆 氏	名								印	男	女
生	年	月	日	西曆			年		月		日		
所	属ク	ラフ											
連			盟										
メー	ールア	ドレフ	ζ.	(パソコ	ン・携	帯)							
自	フリ	リガ 、	ナ										
				₹									
宅	住		所										
	T	E	L					携帯	電話				
	\mathbf{F}	A	X										
勤務先	名		称										
筅	T	E	L										
	F	A	X										
現	有	資	格	レーシングライ	セスく	> •	公認競	支員〈.)	·登	碌検	査員 〈	\rangle
講			習	※受講	年	月	日	講	師	名	*		印
修	了	試	験	※得点	点	合	· 否	講	師	名	*		印

()内の該当するものに〇 ※は講師が記入

エキスパート申請書

日本パワーボート協会 殿

申請者氏名	 印
R/L番号	

エキスパートの新規登録を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

	TH		西映 ホナ	
年 月 日	場	クラス名	優勝の有	競技会名
1 /1 1	所	7 / / Ч	無	
(例)				TOPS2006 第○○回クラブ合
2 0 06. 4. 23	鹿島	F 8 5 0	優勝	同レース

	年	月	日
署 名			印

以上、相違ないことを誓約します。

エキスパート更新・失効再登録申請書

日本パワーボート協会 殿

			年
月	日		
		申請者氏名	印
		R/L番号	

エキスパートクラスの【更新・失効再登録】を受けたいので申請します。

異 議 申 立 書

年 月 日

(競技会名)審判長 殿
	<u>所属クラブ</u> 選手氏名
異議の内容	
判 定 	
	審判長サイン

競走用モーターボート航行水域一覧表(36ケ所)

平成22年4月1日 現在

地区	航彳	亍水域名
北海道	0	洞爺湖
東北	0	旧北上川(河口~豊里大橋間)
	0	猪苗代湖
	0	北上川(大曲橋~藤橋間)
	0	小名浜港のうち、第3埠頭西突端より180度に引いた線、小名浜港西防波堤
		(第1)、小名浜港西防波堤(第1)灯台と小名浜港東内防波堤灯台を結ぶ線、
		小名浜港東内防波堤及び陸岸により囲まれた水域
	0	三国川ダム(新潟県六日町)
	0	柏崎湾 (鵜川河口西側岸壁防砂提(第2)突端から鵜川河口東側突提(A)突端ま
		で引いた線と陸岸により囲まれた水域
関東	0	常陸利根川(霞ヶ浦(西浦)~北利根大橋下流3Km間)
	0	利根川 (河口~水郷大橋間)、常陸利根川 (JR鹿島線鉄橋より下流)、鰐川 (北
		浦(潮来町白浜から鹿島町津賀を結んだ線以南)を含む。)
	0	利根川(利根大堰~坂東大橋間)
	0	荒川、中川、江戸川(各河口~JR武蔵野線鉄橋間)
	0	新中川(河口~京成青戸鉄橋間)
	0	多摩川(河口~ガス橋間)
	0	相模川(河口~東海道新幹線鉄橋間)
	0	芦ノ湖
	0	山中湖
	0	河口湖
	0	本栖湖
	0	東京都晴海埠頭と同都豊洲埠頭の各先端を結んだ線、同都晴海運河晴海橋及び
		陸岸により囲まれた水域並びに同水域から東京湾へ300m以内の水域
	0	神奈川県横須賀市小川町新港東端から猿島北端へ引いた線、同島北端から同県
		稲荷島北端まで引いた線、同島北端から同県走水漁港北側防波堤灯台まで引い
		た線及び陸岸により囲まれた水域
	0	千葉県銚子港第2埠頭東側先端から53度に引いた線、同港東防波堤及び陸岸
		により囲まれた水域

	0	黒部川(黒部大橋から笹川新橋までの水域に限る)
	0	神奈川県大磯湾防波堤灯台から静岡県初島灯台まで引いた線、同地点から同県
		熱海市網代灯台まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域
	0	東京都立お台場海浜公園(第3台場西端から143度に引いた線と陸岸により
		囲まれた水域)
中部	0	木曽川、長良川(各河口~東海大橋)
	0	浜名湖
	0	愛知県野間灯台から352度6,000mの地点、同地点から270度700
		mの地点、同地点から180度7,000mの地点及び同地点から60度
		1, 800mの各地点を結んだ範囲内の水域
	0	諏訪湖
近畿	0	琵琶湖
	0	浦壁大池(兵庫県三原町)
中国	0	芦田川(河口大橋上流300mと水呑大橋間)
	0	次のaからdの各地点(a広島県箕沖町防波堤の南端 b同県仙酔島大弥山山
		頂から45度6, 720mの地点 c同山頂から100度2, 300mの地点
		d同島京ケ岬)を結んだ線、広島県仙酔島赤岬から240度に引いた線及び陸
		岸により囲まれた水域
四国	0	徳島県徳島市津田町物専ふ頭東端から問ノ瀬観測塔灯台まで引いた線、同地点
		より同県小松島市和田島町海上自衛隊灯台まで引いた線、同地点より同県徳島
		市大原町小神子根井鼻東端まで引いた線及び陸岸により囲まれた水域に限る
	0	香川県小豆島坂手湾塩谷鼻から東経134度16分50秒北緯34度25分
		12秒に引いた線、同県大角鼻灯台から東経134度18分50秒北緯34度
		25分12秒に引いた線、北緯34度25分12秒の経度線及び同島の陸岸に
		より囲まれた水域
	0	次のaからcの各地点(a香川県丸亀港宝来防波堤灯台 b同灯台から
		355度3,000mの地点 c同県沙弥島北端)を順次結んだ線及び 陸岸
		により囲まれた水域
沖縄	0	沖縄県那覇市港町埠頭南西端180度に引いた線及び陸岸により囲まれた水
		域(川を除く)

日本パワーボート協会 組織一覧

名称	₹	所在地	TEL_/FAX
日本パワーボート協会	105-0001	東京都港区虎ノ門1-15-16	03-3519-3902
		(財) マリンスポーツ財団内	
東京都	105-0001	東京都港区虎ノ門1-15-16	03-3502-7758
モーターボート連盟		(財) マリンスポーツ財団内	
神奈川県	250-0522	神奈川県足柄下郡箱根町元箱根	0460-83-6751
モーターボート連盟		110-121 志村モータース内	
静岡県	413-0029	静岡県熱海市下多賀562 佐藤様方	0557-68-1170
モーターボート連盟			
愛知県	498-0801	三重県桑名郡木曽岬加路戸235-1	0567-64-2172
マリンスポーツ連盟		クラスタ一内	
三重県	516-0001	三重県伊勢市大湊町264-39	0596-36-6130
マリンスポーツ連盟		マリンサービスタニグチ内	
関西パワーボート連盟	604-8422	京都府中京区西の京東月光町11-4	075-802-2222
		KE MARINE CO-L t d.内	
岡山県	711-0922	岡山県倉敷市児島元浜町88-25	0864-73-2121
モーターボート連盟		(社)岡山県モーターホート競走会気付	
西日本パワーボート連盟	720-0073	広島県福山市北吉津町3-3-16	084-921-1550
		旭機工株式会社内	084-924-8066
四国パワーボート連盟	760-0064	高松市朝日新町32-2	087-823-1501
		トータルオフィスヒカンパニー内	

所属クラブ一覧

<東京都連盟加盟クラブ>

名称	₹	所在地	TEL
チーム1	273-0015	千葉県船橋市日の出1-9-7 渡辺様方	0474-37-5681
ボースンモーターボート	336-0034	埼玉県さいたま市南区内谷2-13-12	048-838-9922
レーシングチーム		橋本様方	
ス パ ラル	124-0022	東京都葛飾区奥戸9-1-1	03-3658-9149
レーシングクラブ		スパイラルマリーン内小谷野様方	
トーハツモーターボート	174-0051	東京都板橋区小豆沢3-4-9	03-3966-3111
クラブ		トーハツ(株)内	

TOKYO KIDSレーシング	132-0024	東京都江戸川区一之江1-5-1 シャトー	03-3652-7840
		一之江-201 矢須様方	
ヤマトモーターボート	379-2305	群馬県太田市六千石町214	0277-78-6211
クラブ		ヤマト発動機株内	
東京パワーボートクラブ	272-0024	千葉県市川市稲荷木3-25-1	0473-79-1984
		(株)東京パワーボートセンター内	
涸沼レーシングクラブ	311-1121	茨城県水戸市島田町2251 荻沼様方	029-267-3677
TEAM GOODIES	287-0815	千葉県香取市八筋川2115 関根様方	090-3133-1245
バスボートレーシング協会	311-2403	茨城県潮来市釜谷731 潮来マリーナ内	0299-80-2106

《神奈川県連盟加盟クラブ》

名称	₹	所在地	TEL
芦ノ湖	250-0522	神奈川県足柄下郡箱根町元箱根110-121	0460-83-6751
レーシングクラブ		志村モータース内	
リキレーシング	259-0201	神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴503-1	0465-68-0907
		高橋様方	
チーム・コルト	239-0824	神奈川県横須賀市西浦賀6-7-1 K.M.E内	0468-43-9738
マーチレーシングチーム	230-0053	神奈川県横浜市鶴見区大黒町9-1	045-503-2022
		大黒ボートヤード内 佐野マリンサービス	
グランプリマリーン	314-0131	茨城県鹿島郡神栖町下幡木604-1	0299-93-2033
レーシングチーム		グランプリマリーン内	
ベルーガ・マリンクラブ	239-0813	神奈川県横須賀市鴨居2-80-13-302	0468-43-2195
		村上様方	

《静岡県連盟加盟クラブ》

名称	₹	所在地	TEL
浜松パワーボートクラブ	431-0201	静岡県浜松市篠原町21392-4 和田様方	053-448-6720
熱海ドルフィンクラブ	413-0013	静岡県熱海市銀座町8-18 高橋様方	0557-81-4930

《愛知県連盟加盟クラブ》

名称	₹	所在地	TEL
名古屋レーシング	490-1431	愛知県海部郡飛島村大字服岡2丁目49	0567-52-1657
		森田様方	
フェニックスレーシング	497-0032	愛知県海部郡蟹江町今五ノ坪20-5	0567-95-0071
チーム		山田様方	

TEAM 誠	498-0062	愛知県海部郡弥富町大谷2-1-1 山崎様方	0567-68-6821
MPA RACING	492-0054	愛知県弥富市三稲町稲山390-3	0567-68-1190
東海マリンクラブ	478-0041	愛知県知多市日長字下田92-5 東海マリン内	0569-43-3007

《三重県連盟加盟クラブ》

名称	₹	所在地	TEL
チーム アルカディア	516-0001	三重県伊勢市大湊町264-39 谷口様方	0596-36-6130
ベルマンオーシャンクラブ	519-0414	三重県度会郡玉城町佐田102-3 寺田様方	0596-58-3572

《関西連盟加盟クラブ》

名称	₹	所在地	TEL
KE RACING	604-8422	京都府京都市中京区西ノ京東月光町11-4	075-802-2222
		KE MARINE CO-L t d.内	
パワーボートクラブ兵庫	673-0044	兵庫県明石市藤江字洲崎217日之出工業内	078-928-2444
淀川 モー ターボートクラフ゛	569-1046	高槻市塚原5-6-1 岸田様方	0726-94-6890

《岡山県連盟加盟クラブ》

名称	₹	所在地	TEL
カイトジャパン・レーシングクラブ	700-0956	岡山県岡山市当新田157-2 森田様方	086-241-8093
ブルーマリンクラブ	701-0145	岡山県岡山市今保571 藤原様方	086-241-4440
瀬戸内パワーボートクラブ	710-8052	倉敷市松江3-3-52 広永様方	086-455-1292
倉敷パワーボート	713-8126	岡山県倉敷市玉島黒崎5138-1 真田様方	086-528-1239

《西日本連盟加盟クラブ》

名称	₹	所在地	TEL
アサヒレーシング	723-0051	広島県三原市宮浦5-22-5	0848-85-0388
TEAM GEN	723-0000	広島県三原市本郷町本郷3365-3	0848-85-0385
		源プロダクツ内	

《四国連盟加盟クラブ》

名称	₹	所在地	TEL
チーム・K	760-0064	香川県高松市朝日新町32-2	087-823-1501
		トータルオフィスKカンパニー内	
淡路島	656-2222	兵庫県淡路市野田尾551番地	0799-64-0795
モーターボートレーシング		(有) 田尾塗装気付	